

第三期志木市環境基本計画

～ずっと住み続けたい、人と川で彩る快適なまち～



志木市

発刊によせて

志木市は、都心から25km圏内にあり、交通の利便性に恵まれ、市内の中心を新河岸川や柳瀬川が流れる水と緑、人と自然が調和した人口76,000人の住宅都市として発展しています。



現在、人口増加に伴う環境負荷への対応と、自然環境の保全が求められるようになり、本市では、志木市環境基本条例に基づき、環境の保全と創出に向けた施策を総合かつ計画的に推進するため、1999年に第一期志木市環境基本計画、2009年に第二期志木市環境基本計画を策定し、循環型社会の形成と快適な都市環境の創出を柱に様々な施策に取り組んでまいりました。

こうした中、国においては、2018年4月に第五次となる環境基本計画が閣議決定され、温暖化による海水の上昇、マイクロプラスチックなどによる生態系への影響等が課題として掲げられており、地方自治体もそれぞれの地域環境に適した施策を実行していくことが求められております。

今回、これらの課題に対応するため、市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要があるとの考えのもと、国を挙げて取り組んでいる国際目標でもあります、SDGs、持続可能な開発目標にも目を向け、さらにマイクロプラスチック対策にも通ずるプラスチックごみの排出量を現状から25%削減など、目標値を設定した、2019年度から10年間を計画期間とする第三期志木市環境基本計画を策定しました。

計画では、市民、事業者に対するアンケート調査結果と、これまでの計画の進捗を踏まえ、将来の環境像に「ずっと住み続けたい、人と川で彩る快適なまち」を新たに掲げ、目標を達成した10年後の志木市を展望し、地球規模で広がる温暖化の対策から地球の環境対策まで、幅広く環境課題解消に向けた施策を展開していきます。

最後に、計画の策定にあたり、アンケートにご協力いただきました市民、事業者の皆様、慎重なる審議をいただいた志木市環境審議会の皆様、積極的にご検討いただいた志木市環境市民会議の皆様には厚く御礼申し上げます。

2019年3月

志木市長

香川 武文

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の背景.....	1
2. 計画の目的.....	3
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 計画策定の方法.....	4
6. 計画の対象範囲.....	5
7. 計画の取組主体.....	6
第2章 志木市の概況.....	7
1. 地勢と位置.....	7
2. 河川、地形.....	8
3. 人口.....	9
4. 土地利用.....	10
5. 産業.....	11
第3章 計画の目指すもの.....	12
1. 望ましい環境像.....	12
2. 計画の目標.....	12
3. 施策の体系.....	13
第4章 施策の展開.....	14
基本目標1.【地球環境】	
地球にやさしいまち -地球規模の環境問題対策の推進-	15
基本目標2.【生活環境】	
安心してずっと住み続けられるまち -地域の公害対策、災害対策、交通整備の推進-	26
基本目標3.【自然環境】	
川とみどりを象徴できるまち -地域の自然環境の保全、創出-	33
基本目標4.【快適環境】	
市民力で地域の環境特性を守り、活力あるまち -文化、景観、環境教育の推進-	43
第5章 計画の推進体制.....	49
1. 計画の推進体制.....	49
2. 計画の進行管理.....	51

資 料 編.....	53
資料編 1 第三期志木市環境基本計画の策定経過.....	55
資料編 2 志木市環境基本条例.....	56
資料編 3 志木市環境基本条例施行規則.....	61
資料編 4 志木市環境市民会議設置要綱.....	64
資料編 5 志木市環境基本計画策定庁内検討会議設置要綱.....	67
資料編 6 第二期志木市環境基本計画の振り返り.....	69
資料編 7 志木市の環境に関する市民意識調査結果.....	84
資料編 8 用語解説.....	102

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景

頻発する豪雨や地震による被害の増加など、私たちを取り巻く環境は日々変化しており、現在でも様々な問題がクローズアップされています。地球規模で広がっている温暖化や生態系の破壊、ごみ問題や大気汚染は、人類の生存そのものに対する脅威となっています。これらの問題を解決していくためには、現在の社会システムや生活スタイルを見直し、市民、事業者及び行政が一体となって取り組むことが求められます。



出典：NASA

1992年にブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）を皮切りに、日本でも地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けて環境基本法（平成5年法律第91号）が施行され、国全体の環境保全に関する基本的方向を示す計画として「環境基本計画」が策定されました。2015年にはフランスのパリで国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、パリ協定が採択されました。パリ協定では、産業革命以前と比較して平均気温上昇を2℃未満に抑えること、また、全ての国において温室効果ガスの排出削減目標を設定することなどが盛り込まれました。これらを踏まえた我が国の対応は、2030年度までに対2013年度で温室効果ガス排出量の26%を削減する中期目標と、2050年までに80%を削減する長期目標を示しています。そして、2018年4月には第五次となる環境基本計画が閣議決定され、6つの重点戦略を環境政策として展開しています。

国の環境施策を展開するために、各地方自治体もそれぞれの地域環境に適した施策を実行していくことが求められます。

本市でも、志木市環境基本条例（平成15年志木市条例第31号）に基づき、環境の保全と創出に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、1999年に第一期志木市環境基本計画、



市内を流れる新河岸川の景色

2009年に第二期志木市環境基本計画を策定し、本市の快適なまちづくりに取り組んできました。

今回、今までの環境施策の展開を見直し、本市に暮らす、学ぶ、働く人々が将来にわたり快適な生活を維持することができるよう、今後10年間を見据えた「第三期志木市環境基本計画」（以下、「本計画」とします）を、市民参加により策定しました。

～ SDGs（持続可能な開発目標）の考え方 ～

SDGsとは、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標です。2016年から2030年までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指すことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画では、SDGsの考え方を取り入れ、本市の誰一人として取り残さず、将来にわたり快適な生活を維持することができる、持続可能なまちの実現を目指しています。特にSDGsにおける環境面に関する目標を踏まえ、ユニバーサルな環境施策を展開します。

● SDGsの目標

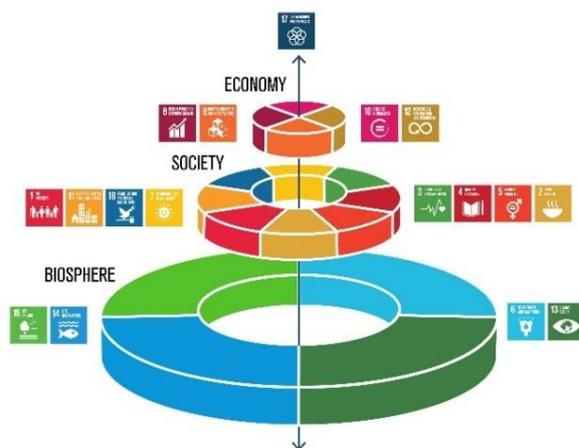
持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められています。



出典：国際連合広報センター

● SDGsの17の目標の体系

右の図は、SDGsの17の目標を持続可能なものにするために3層に分類し、総合的にとらえた体系図です。生物圏（BIOSPHERE）を基盤として、社会（SOCIETY）、そして経済（ECONOMY）が成り立つことで持続可能な社会の実現を目指すことを示しています。



出典：Stockholm Resilience Centre

(<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>)

2. 計画の目的

本計画は、環境の保全と創出に向けて地域レベルにおける施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な取組を明らかにし、市民、事業者及び行政という3つの主体が共通の認識を持ちながら自主的、積極的に参加することによって理想の環境像を実現することを目的としています。

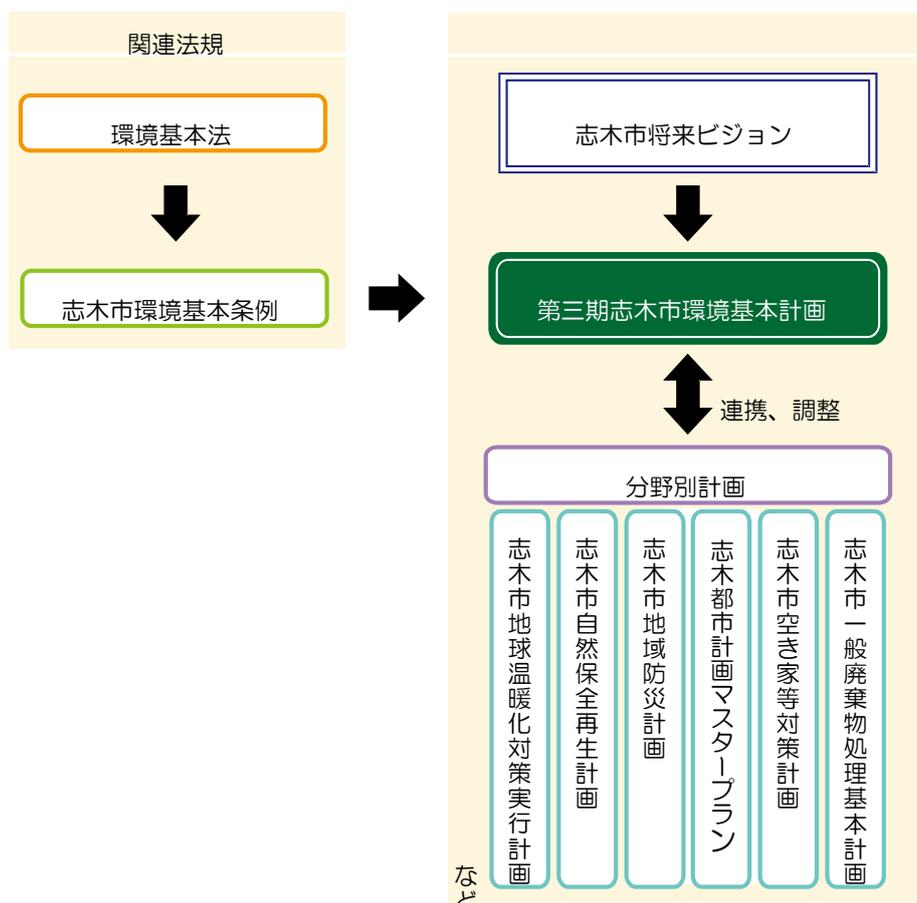
3. 計画の位置づけ

本市では、まちづくりの最上位計画として志木市将来ビジョンを策定し、持続可能で未来に夢と希望が持てるまちづくりを推進していくための施策を展開しています。

本計画は、志木市将来ビジョンに掲げるまちの将来像の実現に向けて、環境分野の側面から施策を推進する計画として位置づけるものです。

また、本市のまちづくりを各分野から総合的に推進するため、その他分野別の計画と連携、調整を図ります。

◆計画の位置づけ(イメージ)



4. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である志木市将来ビジョンとの整合を図りつつ、2019年度から10年間とします。

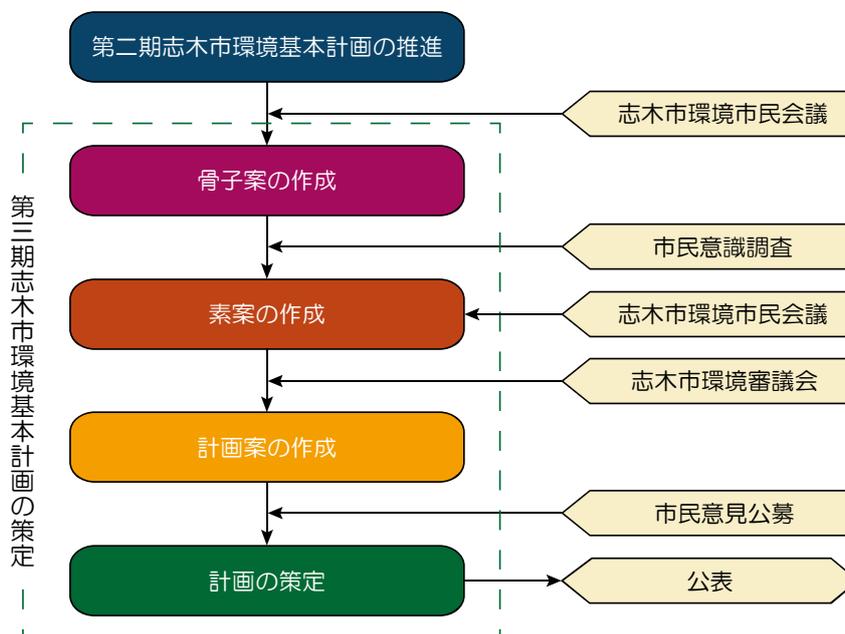
◆本計画の期間



5. 計画策定の方法

本計画の策定にあたり、第二期志木市環境基本計画の進捗状況を把握するとともに、市民意識調査を実施し、環境課題を抽出しました。また、市民及び事業者で構成された「志木市環境市民会議」、市の各部署主管課長で組織された「志木市環境基本計画策定庁内検討会議」による検討や、環境の保全、創造に関する見識者等で構成される「志木市環境審議会」での調整、審議を重ね、志木市意見公募手続制度に基づき市民から広く意見を求め、本計画を策定しました。

◆本計画の策定方法



6. 計画の対象範囲

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、市内全域とします。

(2) 対象環境

本計画で対象とする範囲は、地球環境、生活環境、自然環境及び快適環境の4つとし、これらに関する取組が相互に関連することで、環境分野に関する施策を幅広く展開していきます。

◆各対象環境の内容

対象	内容	キーワード	志木市将来ビジョンにおける 関連施策
地球環境	地球規模の環境問題に関する ことで、私たちの身近な活動が 地球に影響を与える問題などが 含まれます。	地球温暖化、森林破 壊、オゾン層の破壊、 酸性雨、エネルギー、 廃棄物、資源循環など	「地球環境にやさしいまちづくり」 「資源循環型のまちづくり」
生活環境	私たちが普段生活する上で守 るべき健康や安全に関すること で、日常生活に影響のある公害 問題などが含まれます。	大気汚染、水質汚濁、 騒音、振動、悪臭、有 害物質、防災、道路、 交通機関など	「健康に暮らせるまちづくり」 「交通の利便性が高いまちづくり」 「安全で安心なまちづくり」 「災害に強いまちづくり」
自然環境	動植物や生態系に関すること で、地域の豊かな自然の保全、創 出等についての内容が含まれま す。	水辺、みどり(樹林、農 地、河川敷、公園、緑 地)、生物多様性、動植 物など	「水と緑にあふれるまちづくり」
快適環境	私たちの普段の生活に潤いや 活力を与えるもので、景観や文 化など、まちの特性に関わる内 容が含まれます。	環境美化、景観、文化 など	「魅力的なまちづくり」

7. 計画の取組主体

本計画を推進していくためには、本市で生活する全ての人々が、それぞれの役割をもって相互に協力し合うことが重要となってきます。そこで、本計画では、市民、事業者、行政に区分した3つの主体がそれぞれの役割を担って、相互に連携する推進体制で施策を展開していきます。

● 市民（市民団体を含む。）

市民は、日常生活に起因する環境への負荷の増大に対処し、人間と環境の関わりについて理解を深め、市民一人ひとりの生活様式を見直すことが求められます。

また、事業者及び行政と協力、連携しながら環境保全のための行動を自主的、積極的に進めます。

市民団体は、市民の単独的な取組では困難な環境保全活動を、組織的な活動を行うことにより可能にする役割が期待されます。

● 事業者

事業者は、持続可能な事業活動を進めるとともに、事業活動に伴う環境への負荷の軽減のための自主的な取組を進め、能力を生かした積極的な環境保全活動が求められます。

また、市民及び行政と協力、連携しながら環境保全のための取組を進めます。なお、通常の経済活動の主体としての行政も事業者と同様の役割を有します。

● 行政

志木市は、国及び県に準じた施策や、本市の環境特性に応じた効果的な施策、事業を主導的に実施します。また、各主体による環境に配慮した行動を促進するための体制整備や啓発活動を行い、市民及び事業者と協力、連携しながら総合的に市域の取組を展開していきます。

2. 河川、地形

本市の中心には新河岸川と柳瀬川、さらに東には荒川が流れています。柳瀬川は富士見市との境を流れ、市の中心部で新河岸川と合流し、荒川はさいたま市との境を流れています。

本市の歴史と文化は河川とともに歩んできました。江戸時代から新河岸川を利用した舟運により交易が発達した商業と、低地の水田地帯や台地の畑地などが野火止用水^{※1}の完成などを経て飛躍的に発展した農業のまちとして栄えてきました。

その後、大正 3 年の東武東上線の開通で交通上、経済上の要衝の地として活気を帯び、今日に至っています。

その地形は、新河岸川をはさんで概ね台地と低地に二分することができます。北東部は荒川低地、南西部は武蔵野台地が広がっています。

標高は低地で約 5~8m、台地で約 10~20mとなっており、北東に向かって緩やかに傾斜しています。

◆志木市の地形



※1 野火止用水：東京都立川市の玉川上水（小平監視所）から埼玉県新座市を通り、いろは樋で新河岸川を越える延長 25 km の用水路

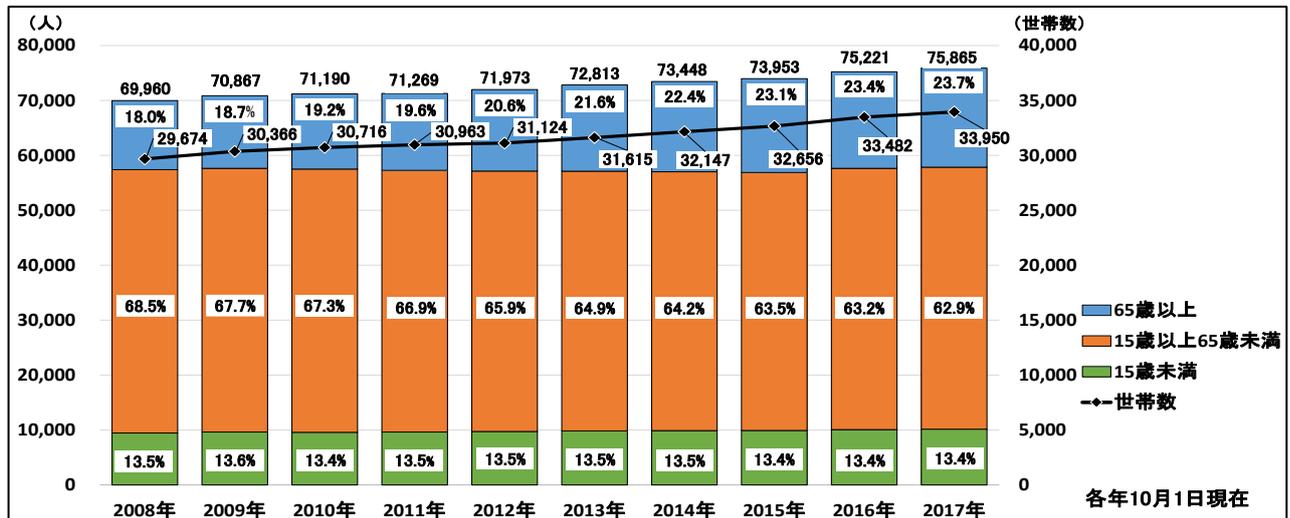
3. 人口

本市の人口は、2017年10月1日時点で75,865人、世帯数は33,950世帯です。人口の経年変化をしてみると、現在まで増加傾向を示しています。年齢別の人口では、65歳以上の人口（老年人口）が増加傾向にあるのに対して、15歳以上65歳未満の人口（生産年齢人口）は微減傾向にあります。15歳未満の人口（年少人口）の割合には大きな変動は見られません。

人口の増加に伴い、世帯数も増加傾向を示していますが、人口に対する世帯数の割合が高くなっており、単身世帯や核家族の増加が考えられます。

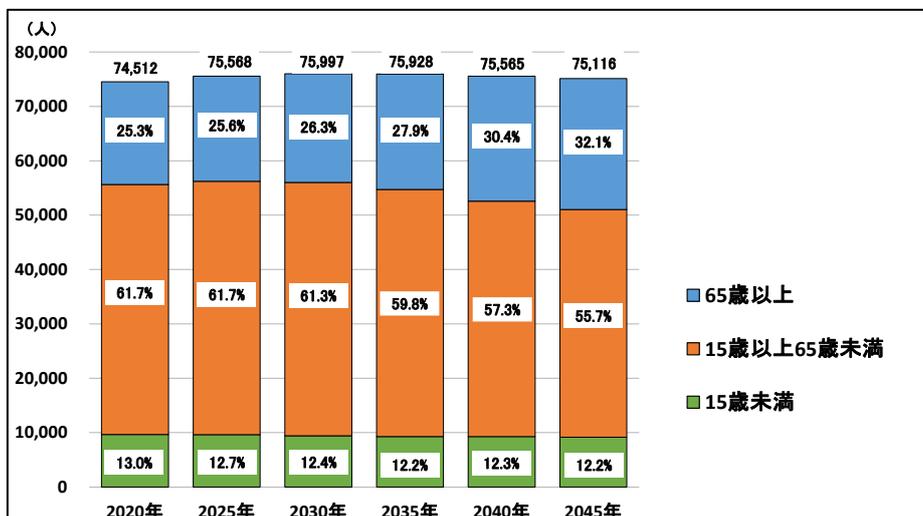
また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、老年人口は増加が続くものの、生産年齢人口と年少人口は減少傾向となることが見込まれています。

◆志木市の人口と世帯数の経年変化



出典：志木市年齢別・男女別人口表

◆志木市の人口及び人口構成比の将来推計

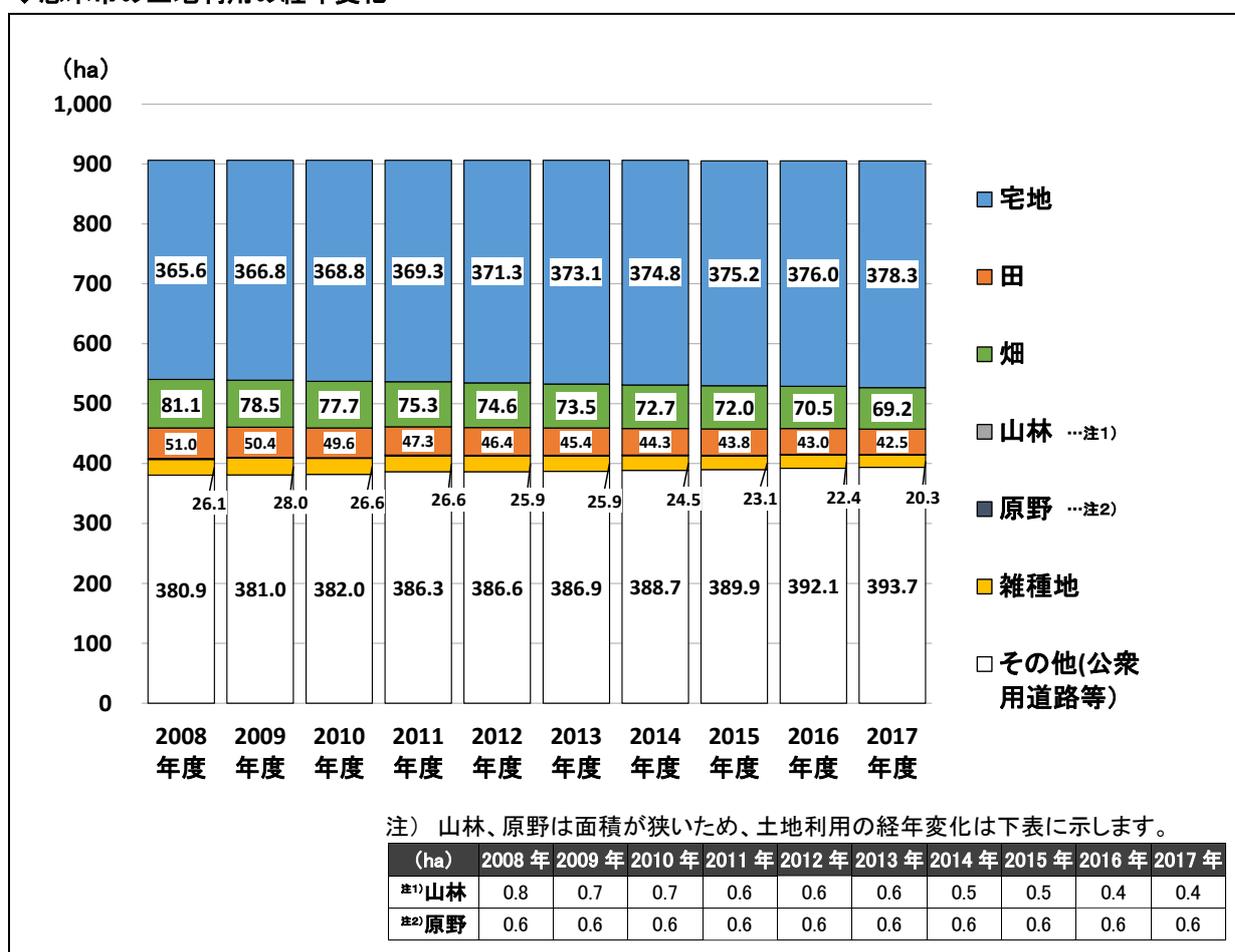


出典：『日本の地域別将来推計人口』（平成30(2018)年推計）、
（国立社会保障・人口問題研究所）を基に作成

4. 土地利用

2017年度の土地利用は、宅地 378.3ha、田 69.2ha、畑 42.5ha、山林 0.4ha、原野 0.6ha、雑種地 20.3ha、その他 393.7 ha となっています。その他を除けば宅地が本市の面積の41.8%と最も多くを占め、次いで田が7.6%を占めています。本市では全域的に宅地開発が進んでおり、田、畑が緩やかな減少傾向を示していますが、新河岸川を挟んだ東側では比較的農地が残っています。

◆志木市の土地利用の経年変化

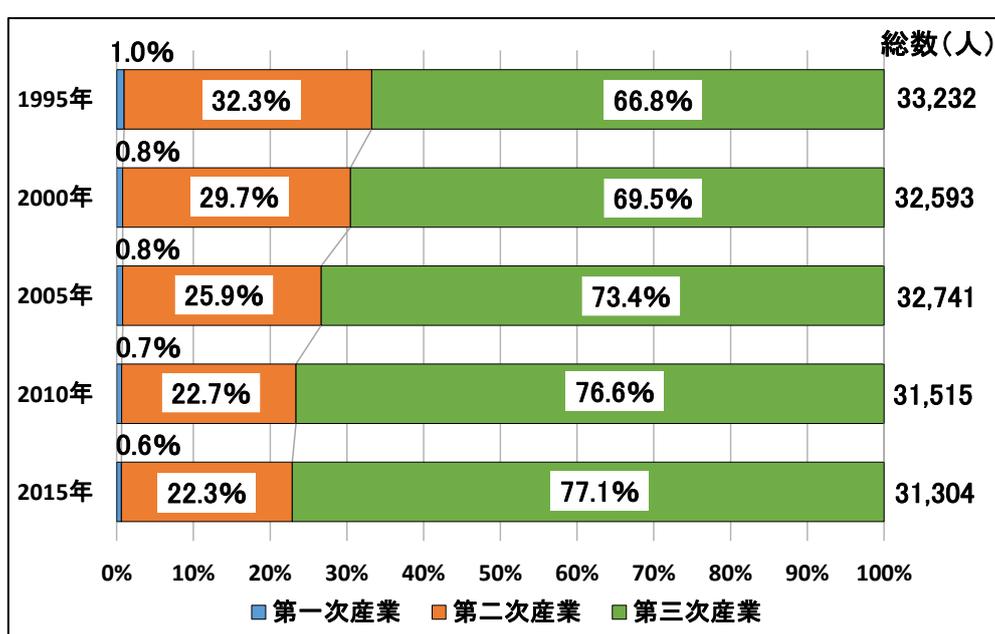


出典: 志木市 市税概要

5. 産業

本市の産業は、卸売業、小売業が盛んであり、現在の産業分類別従事者数の割合では、第一次産業^{※2}が1割未満、第二次産業^{※3}が2割程度、そして第三次産業^{※4}が7割以上を占めています。また経年変化では、第三次産業が増加傾向を示しているのに対し、第一次産業及び第二次産業は減少傾向にあります。

◆志木市の産業分類別従事者数の経年変化



出典：統計しき

※2 第一次産業：農業、林業、水産業といった、自然からの生物資源を利用し、生産や獲得をする産業

※3 第二次産業：製造業、建設業などといった、主に第一次産業で生産した原材料を加工する産業

※4 第三次産業：金融、保険、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業などといった、目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業

第3章 計画の目指すもの

1. 望ましい環境像

志木市将来ビジョンでは、市民力が結集した夢と希望のあるまちづくりと地域資源を有効に活用した独自のまちづくりを目指しています。そこで、一つ目に市民と行政が協働して知識や経験を活用していき、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進すること、二つ目に子育て世代や若者にとって住んでみたいと思えるような魅力的なまちを創造することを要とし、これまで培ってきた“市民力”と新たな“市民力”を結集させて“未来へ続くふるさと”を目指しています。これを踏まえ、まちの将来像として、「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市 ～ずっと住み続けたい、住んでみたいまちをめざして～」を掲げています。

本計画では志木市将来ビジョンを環境面から実現するためのものとして、本市で生活する人々が相互に協力し合い、住みやすいまちを創っていくことを目指し、「ずっと住み続けたい、人と川で彩る快適なまち」を望ましい環境像として掲げました。

望ましい環境像：ずっと住み続けたい、人と川で彩る快適なまち

本市の歴史と文化は、荒川、新河岸川、柳瀬川の3本の河川とともに歩んできました。河川とともに形成されてきた水辺空間と、そこから広がる自然は、人々の生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、地域の豊かな生態系を形成し、私たちが快適に暮らすための貴重な資源や財産となります。

また、本市は都市近郊に位置し、住宅都市としての性格が強くなってきています。

市民力をいかした多様な活動によって、季節の彩りが川面に映る自然と発展した住宅都市が調和した環境を創り出すことで、本市で暮らす、学ぶ、働くすべての人々が、将来にわたってずっと住み続けたいと思える、良好な環境と快適なまちを目指します。

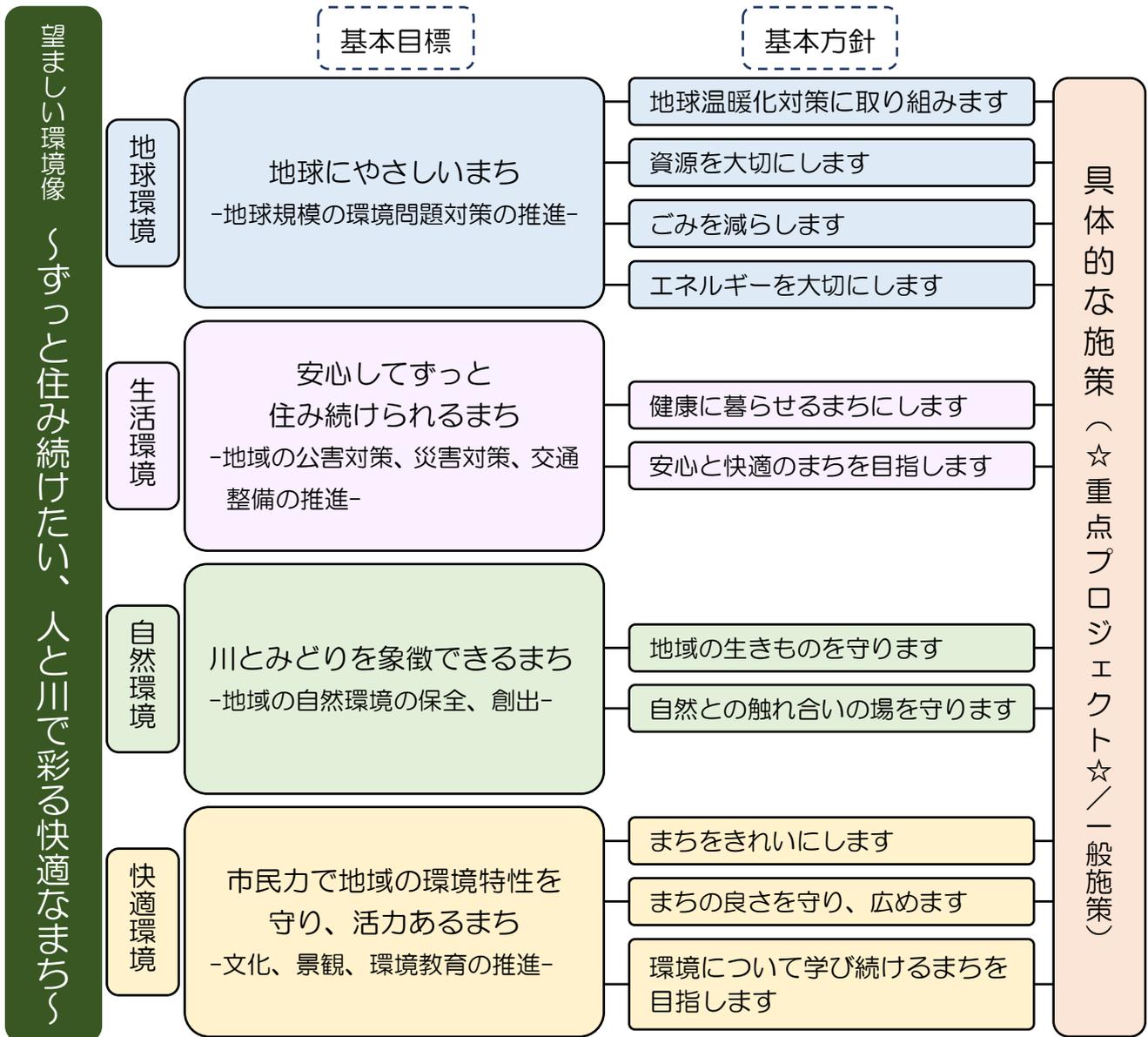
2. 計画の目標

本計画で掲げた望ましい環境像を実現するため、以下の4つの基本目標を定めます。

- ① 地球にやさしいまち -地球規模の環境問題対策の推進-
- ② 安心してずっと住み続けられるまち -地域の公害対策、災害対策、交通整備の推進-
- ③ 川とみどりを象徴できるまち -地域の自然環境の保全、創出-
- ④ 市民力で地域の環境特性を守り、活力あるまち -文化、景観、環境教育の推進-

3. 施策の体系

本計画では望ましい環境像の実現を目指した4つの基本目標を掲げ、それらの目標達成に向けて基本方針を定め、具体的な施策を展開していきます。



☆重点プロジェクト☆	
①	4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の生活を心がけ、ごみの削減と資源の再利用を推進します。
②	高齢化や核家族化にも対応した効率的なごみの分別、収集方法を推進します。
③	空き家等を適正に管理し、有効的に活用することができるように努めます。
④	動植物の生息及び生育環境を把握、保全するとともに、自然との触れ合いの場の維持を図ります。
⑤	次世代を担う子どもたちの環境イベントへの参加を促進し、環境リーダーの育成に努めます。

第4章 施策の展開

～ 施策の展開の見方 ～

基本目標

望ましい環境像を実現するための4つの基本目標を掲載しています。

志木市を取り巻く現状

具体的な本市の現況について紹介しています。

志木市の課題

本市を取り巻く現状を踏まえた環境課題を抽出しています。

10年後の志木市

本計画を推進することで目標が達成された10年後の志木市の環境を表しています。

施策目標

各基本目標で展開される具体的な施策のうち、代表される、あるいは数値化できる指標と目標を設定し、掲載しています。

☆ 重点プロジェクト ☆

具体的な施策のうち、重要性の高い取組や短期的、速やかに行う取組を重点プロジェクトに設定しています。さらに、重点プロジェクトに取り組むにあたって望まれる取組内容を掲載しています。なお、計画の推進体制としては3者（市民、事業者、行政）が相互に協力しあって施策を展開することを前提としますが、特に行政が発信する取組については【行政】と示しています。

一般施策

重点プロジェクトに対し、長期的、あるいは継続的に推進する施策を掲載しています。なお、計画の推進体制としては重点プロジェクトと同様であり、特に行政が発信する取組については【行政】と示しています。

◇◇◇ コラム ◇◇◇

施策の展開の内容に関連したトピックをコラムとしてまとめました。

基本目標 1. 【地球環境】

地球にやさしいまち

-地球規模の環境問題対策の推進-

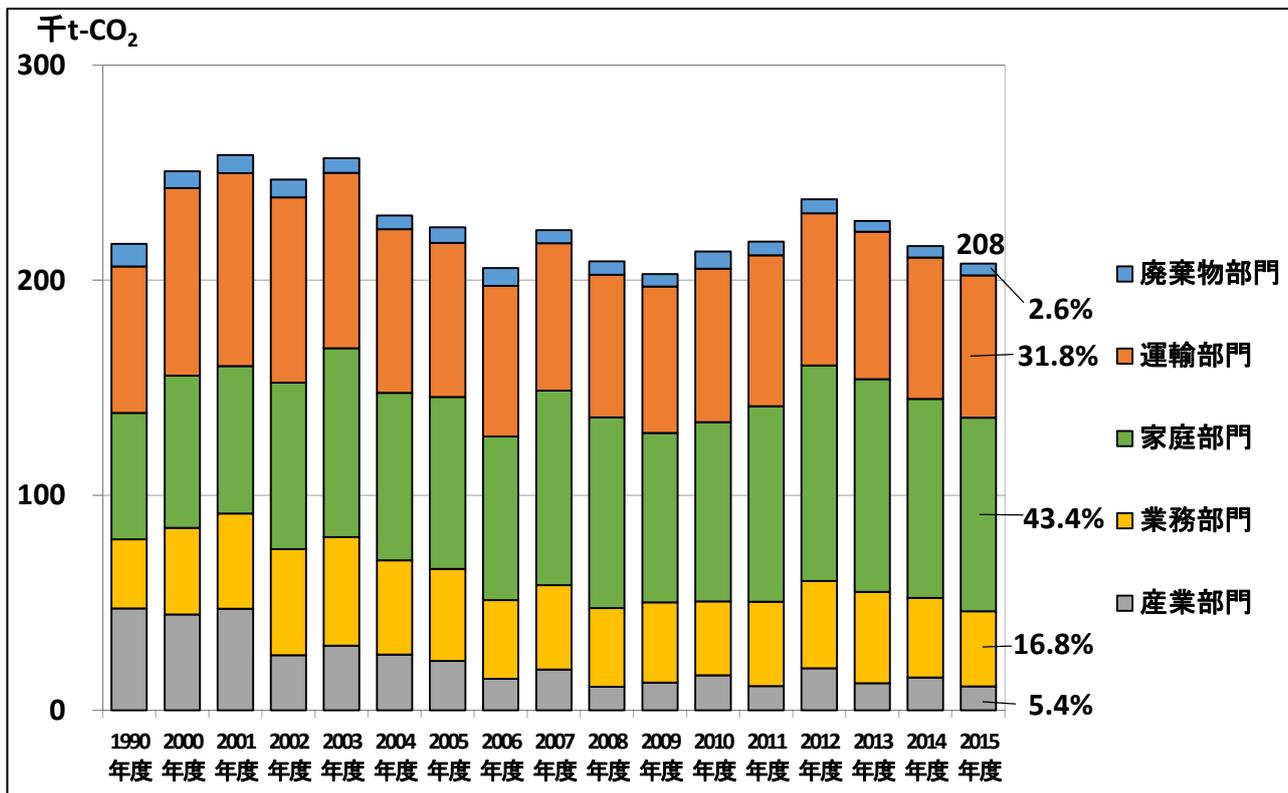
志木市を取り巻く現状

● 地球温暖化

近年、集中豪雨などの異常気象による大規模な災害が頻発しており、それらの原因の一つが地球温暖化によるものとされています。地球温暖化とは、人間の活動によって大気中の温室効果ガスが増え、地球の平均気温が上昇する現象を指します。温室効果ガスは、ごみを燃やしたり、電気などのエネルギーを作ったり、自動車を使用するときなど、主に化石燃料（石炭、石油、天然ガスなど）を燃焼させることで発生します。

本市における 2015 年度の温室効果ガス排出量は約 208,000t-CO₂ で、変動を繰り返しながらも 2012 年度以降減少傾向を示しています。その内訳は、家庭部門が約 4 割、運輸部門が約 3 割を占めています。

◆ 志木市の温室効果ガス排出量



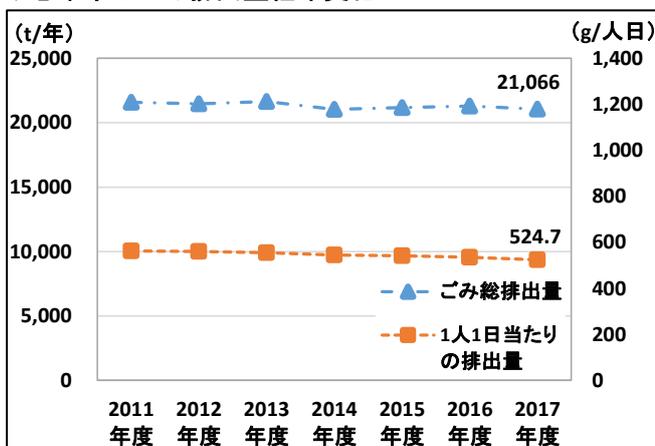
出典：市町村温室効果ガス排出量推計報告書(埼玉県)

● 資源循環とエネルギー

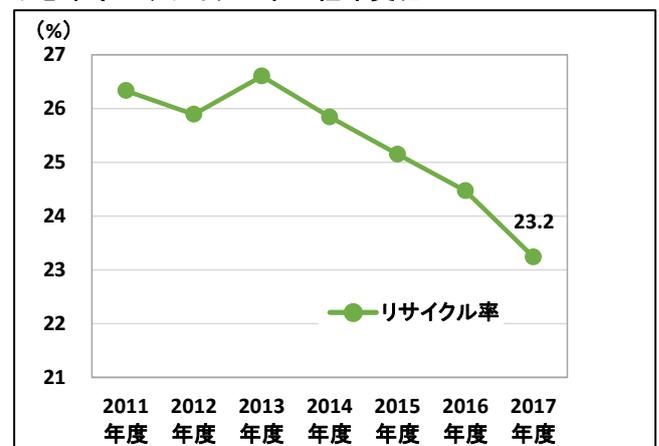
本市における1人1日当たりのごみ排出量は、2011年度以降減少傾向にあります。一方、リサイクル率は低下しています。リサイクル率が大幅に低下している理由は、人口増加に対するごみ総排出量の減少のほか、スーパーなどによるペットボトル等の自主回収の増加なども考えられます。

また、エネルギー利用の取組として、公共施設の屋根貸し事業や街路灯のLED化などの施策を進めています。

◆志木市のごみ排出量経年変化



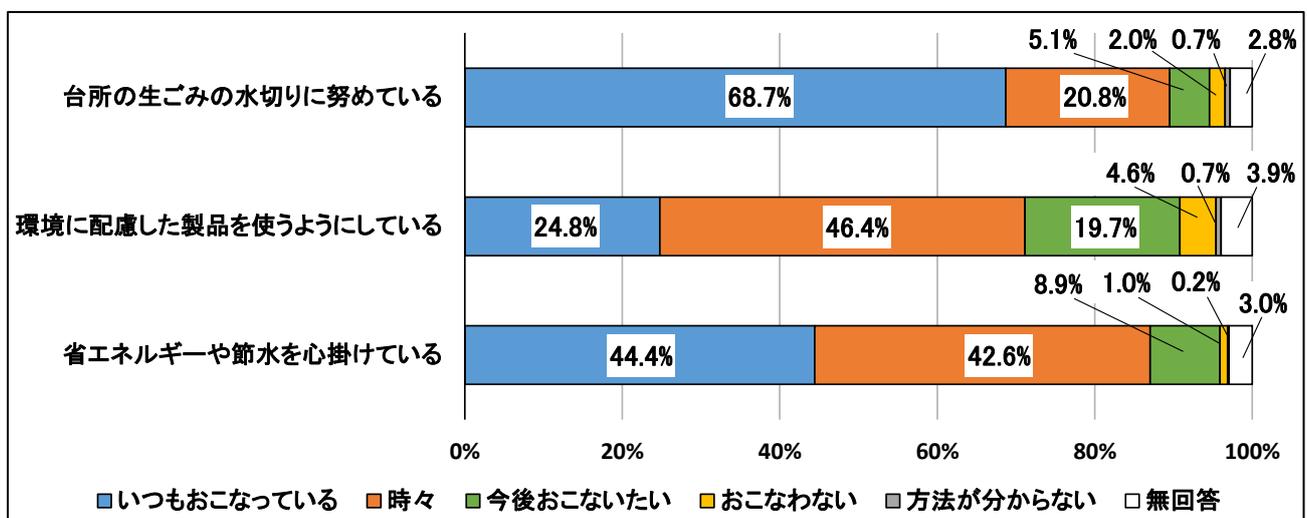
◆志木市のリサイクル率の経年変化



出典：年度別ごみの総数及び内訳（志木地区衛生組合による）

市民意識調査では、省エネルギーや資源循環に関する身近な取組は約7割～9割で“おこなっている”または“時々おこなっている”との回答が得られ、市民意識の高さがうかがえます。

◆省エネルギーや資源循環に関する身近な取組(2018年度市民意識調査より)



志木市の課題

本市でも国の温室効果ガス排出量中期削減目標（26%削減）の達成に向けて、地域特性に応じた温暖化を低減する取組（緩和策）が求められます。IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書によると、人間活動による温暖化は疑う余地がなく、今世紀末までの世界平均気温は0.3～4.8℃上昇すると予測されており、ハード、ソフトの両面から温暖化の影響に対応した対策（適応策）も課題となっています。

また、近年の課題としてプラスチックごみの問題があります。プラスチックは、一般的に原料が石油のため、燃焼処理される際に二酸化炭素が排出され、地球温暖化を促進するとともに、自然界では分解されにくいいため、不法投棄等による廃プラスチック類の誤飲など、生きものへの影響も考えられます。近年では、5mm以下のプラスチック片であるマイクロプラスチックによる汚染が取り上げられており、排水等に混じって自然界に拡散されたマイクロプラスチックによる生態系への影響などが懸念されています。

こうした地球規模の環境問題の対策に取り組むために、市民一人ひとりの役割として、プラスチックごみの低減対策をはじめとしたごみの減量化対策や、ごみのリサイクル率を高めるための分別作業の徹底を図るとともに、省エネルギー機器の普及や利用の促進を進めていくなど、生活スタイルを環境への影響が少ないものへと転換していくことが大切です。

◆適応策の一例

分野	適応策	
	ハード面	ソフト面
水環境、水害	節水機器の普及 水害に強い河道整備 洪水調整施設の整備	渇水情報の発信 節水意識の向上 自主防災組織の整備
生きもの、生態系	河川生物に配慮した護岸整備 ビオトープの保全、創出	生きもののモニタリング調査 希少な自然環境が存在する場所への入出制限
食料、健康	熱中症警報システムの整備	熱や渇水に強い農作物の研究、開発 感染症を媒介する動物の防除

出典：気候変動適応の方向性（環境省）を基に作成

10年後の志木市

再生可能エネルギーと省エネルギー機器の研究、開発、普及が進むとともに、4Rの意識が市内全域に広がり、ごみの減量や高水準のリサイクル等の緩和策が進み、温暖化が最小限に抑えられています。

また、気候変動の影響に対する適応策として、高温に強い農作物の開発、水害、雪害対策、気温上昇による疾病や死亡の抑止対策が進んでいます。

施策目標

指標	実績値	目標
ごみ総排出量	21,066t (2017年度)	2%減
1人1日あたりごみ排出量	524.7g (2017年度)	10%減
リサイクル率	23.2% (2017年度)	30%
プラスチックごみ排出量	資源プラスチック 667t ペットボトル 309t (2017年度)	25%減

☆ 重点プロジェクト ☆

- ① 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の生活を心がけ、ごみの削減と資源の再利用を推進します。

< 重点プロジェクトの取組内容 >

- ◇ 日常生活の中で身近にできる4Rの取組から実施します。
- ◇ 行政から発信される4Rの推進事業等に協力します。
- ◇ 日常生活や事業活動において、グリーン購入^{※5}を心がけます。
- ◇ 日常生活の中で4Rに取り組めるよう、身近にできる取組を市のホームページや広報紙等を利用して周知し、自主的な取組を促進します。【行政】
- ◇ マイバッグキャンペーンなど、志木市マイバッグ宣言に基づく4Rの推進事業を継続し、事業の広報に努めます。【行政】
- ◇ 市のホームページや広報紙などを活用したグリーン購入の普及と啓発を図ります。【行政】

◇◇◇ コラム ～4Rの取組とは？～ ◇◇◇

ごみの減量化を図るための取組として、国では3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進しています。本市ではリフューズを加えた4Rの取組を推進しています。みなさんも4Rに取り組み、一丸となってごみを減らしていきましょう。

リフューズ (Refuse)	ごみになる物は断ることで。マイバッグやマイボトルなどの使用を心がけましょう。
リデュース (Reduce)	ごみを減らすことで。物を大切に使うといった心がけをしましょう。
リユース (Reuse)	繰り返し使用することで。まだ使える物はむやみにごみにせず、バザーやフリーマーケットなどを活用しましょう。
リサイクル (Recycle)	再生して使用することで。ごみの分別を徹底することで、資源のリサイクル率の向上に努めましょう。

☆ リペア (Repair) …上記の4Rに加えて、5つ目の“R”としてリペア (Repair：修理して使うこと) の取組があります。物を大切に使い、壊れた物も修理して、長く使っていくことを心がけましょう。

^{※5} グリーン購入：製品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選んだ購入方法

② 高齢化や核家族化にも対応した効率的なごみの分別、収集方法を推進します。

< 重点プロジェクトの取組内容 >

- ✧ ビンなど、重量のある資源ごみの分別、収集方法について、高齢者や障がい者などに負担が少ない方法を検討し、ごみの分別、収集方法を改善します。【行政】
- ✧ 家庭ごみの戸別訪問回収事業を推進し、高齢者や障がい者といった身体の不自由な人のごみ出しを支援します。【行政】

一般施策

< 1 > 地球温暖化対策に取り組みます

温室効果ガス排出量を削減する国民運動として「COOL CHOICE^{※6}」があります。省エネルギー、低炭素型の製品への買換、サービスの利用、生活スタイルの選択など、地球温暖化対策に向けて「賢い選択」を促す政府を挙げた取組です。本市でも「COOL CHOICE」を取り入れた施策を展開します。

(1) 温室効果ガス発生源対策

- 省エネルギー機器や高効率エネルギー機器の導入を推進します。
- 固定発生源（工場や事業場）から発生する温室効果ガス抑制に努めます。
- 移動発生源（自動車等）の使用を控えます。
- 節電対策に取り組みます。

^{※6} COOL CHOICE：コラム（P.24）に詳細を記載

(2) 温室効果ガス吸収源の確保

- 温室効果ガス吸収源となるみどりの創出を推進します。
- 樹林の適切な管理に努めます。
- 生け垣設置奨励金交付制度を推進します。【行政】

(3) 環境にやさしい移動手段（スマートムーブ^{※7}）の取組

- 自動車による移動を控え、徒歩、自転車、公共交通機関の利用を推進します。
- 次世代自動車への導入転換を図ります。
- エコドライブを推進します。
- カーシェアリングの活用を推進します。
- 歩行者と自転車が利用しやすい道路整備を図ります。【行政】
- バス路線網や運行回数など、関係機関と協議します。【行政】

<2> 資源を大切にします

(1) 4Rの推進

- リペア（Repair）を視野に入れた4Rの取組を推進します。
- マイバッグ持参を推進し、レジ袋の削減を図ります。
- グリーン購入を推進します。
- 食品ロス^{※8}を減らします。

※7 スマートムーブ：コラム（P.24）に詳細を記載

※8 食品ロス：コラム（P.25）に詳細を記載

(2) 資源循環型社会の形成

- 落ち葉銀行事業などを活用し、落ち葉、剪定枝の堆肥化を推進します。
- 落ち葉銀行を誰もが活用しやすいものとするため、普及と啓発を図ります。【行政】
- 粗大ごみはできる限り修理、清掃を行い、リサイクルプラザ利彩館でのリサイクル品販売を推進します。【行政】
- 余剰品登録制度を推進します。【行政】
- 雨水貯留、浸透施設の設置に対する補助制度などを活用し、雨水再生利用を推進します。

<3> ごみを減らします

(1) ごみ分別の徹底

- ごみ集積所へのごみの出し方を守り、ごみの分別を徹底します。
- ごみの分別方法の周知を図ります。【行政】
- ごみ分別指導員によるごみの分別徹底を図ります。【行政】

(2) 可燃ごみの水分量の軽減

- 生ごみの水切りに積極的に取り組みます。
- 可燃ごみは乾燥して、できる限り水分を除いて排出します。

(3) ごみの分別、収集方法の見直し

- 近年の高齢化や核家族化に対応するため、ごみの分別、収集方法などの見直しを図ります。【行政】

<4> エネルギーを大切にします

(1) 省エネルギーの推進

- 身近にできる節電、節水に積極的に取り組みます。
- 身近にできる省エネルギー対策に取り組みます。
- エネルギーマネジメントシステムの導入を推進します。
- 身近にできる省エネルギー対策の普及を図ります。
- 国や県などの省エネルギー機器導入に関する補助制度などを活用し、省エネルギー対策を推進します。

(2) 再生可能エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーの積極的な活用を推進します。
- 新たに開発されるバイオ燃料や水素自動車などの次世代自動車の普及啓発を図ります。
- 太陽光発電システムの設置を推進します。

◇◇◇ コラム ～身近にできる省エネ対策～ ◇◇◇

省エネ対策は身近にできる取組がたくさんあります。ここではその一部を紹介します。皆さんもできることから始めてみましょう。

<家庭編>

- ・ テレビは時間を決めてみる、誰も見ていないときは消す。
- ・ 洗濯するときはお風呂の残り湯を使う。
- ・ 手洗いやはみがき、顔を洗う時など、水を出したままにしない。
- ・ 冷蔵庫の開けっ放しをしないようにする。

<事業所編>

- ・ エレベーターの利用を控え、階段を使うようにする。
- ・ エアコンの温度設定を省エネモードにする（夏：28度 冬：20度）。
- ・ 昼休み中は消灯する。
- ・ BEMS（Building Energy Management System）などの省エネ促進手法を活用する。

◇◇◇ コラム ～COOL CHOICE～ ◇◇◇

「COOL CHOICE」とは、2030 年度に温室効果ガスの排出量を対 2013 年度で 26%削減する目標を達成するための国民運動です。

「COOL CHOICE」のホームページからは、地球温暖化対策に向けた様々な取組情報を得ることができます。みんなで、できることから取り組んでいきましょう。

☆ スマートムーブ

通勤、通学、買い物、旅行など、「移動」に伴う CO₂（二酸化炭素）の排出を抑え、「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提案です。

取組 1	公共交通機関を利用しよう
	通勤や通学、旅行やちょっとした外出時も、CO ₂ の排出が少ない電車、バス等の公共交通機関を利用しましょう。
取組 2	自転車、徒歩を見直そう
	CO ₂ を全く出さない移動手段である自転車や徒歩という究極の「エコ移動」を実践しましょう。
取組 3	自動車の利用を工夫しよう
	大幅に CO ₂ を削減できるエコドライブを心がけ、エコカーへの乗り換えを検討しましょう。
取組 4	長距離移動を工夫しよう
	長距離移動を伴う出張や旅行は、個人個人の工夫により大幅な CO ₂ 削減が可能です。公共交通機関を利用した移動など、「エコ旅行」、「エコ出張」等を実施しましょう。
取組 5	地域や企業の移動・交通における CO ₂ 削減の取組に参加しよう
	近隣の人と同じ車をシェアして使う「カーシェアリング」や、共用の自転車でスムーズに移動できるコミュニティサイクル等の利用を促進しましょう。

イラストの出典：COOL CHOICE(環境省)HP、『「移動」を「エコ」に』より

☆ エコドライブ

車を運転するドライバーが、燃料消費や CO₂ を減らし、地球温暖化防止に向けた運転をすることです。エコドライブを実践することによって交通事故も減らすことができます。

ECO DRIVE POINT			
1	ふんわりアクセル「e スタート」(穏やかな発進)	6	渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
2	車間距離をあけて、加速・減速の少ない運転	7	タイヤの空気圧から始める点検・整備
3	減速時は早めにアクセルを離そう	8	不要な荷物はおろそう
4	エアコンの使用は適切に	9	走行の妨げとなる駐車はやめよう
5	ムダなアイドリングはやめよう	10	自分の燃費を把握しよう

出典：COOL CHOICE(環境省)HP、『エコドライブ 10 のすすめ』より

◇◇◇ コラム ～食品ロスとは？～ ◇◇◇

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられた食品を指します。我が国の食品廃棄物等は年間 2,824 万 t、そのうち食品ロスは 646 万 t にもなり、その内訳は事業者から約 357 万 t、家庭から約 289 万 t と推計されています（農林水産省、環境省発表「平成 27 年度推計」より）。家庭からの食品ロスも大きな割合を占めていることがわかります。

<食品ロスを減らすには…？>

① 残さず食べましょう

家庭で調理したり、お店で注文した料理など、食べ物は残さず食べるようにしましょう。

② “必要な分だけ” 作りましょう、頼みましょう

- ◇ 必要な食品を、必要な時に、必要な量だけ購入しましょう。
- ◇ 料理は食べられる量だけ作りましょう。
- ◇ 食べきれずに残ってしまった食べ物は冷蔵庫等に保存し、早めに食べましょう。
- ◇ 中途半端に残ってしまった料理や食材は、ほかの料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。
- ◇ 外食のときは、食べられる量だけ注文し、おいしく食べましょう。どうしても残ってしまった場合も、持ち帰りができるかどうかお店に確認してみましょう。

③ 「消費期限」と「賞味期限」の違いを認識しておいしく食べましょう

よく混同されがちな 2 つの「期限」ですが、いずれも開封していない状態で保存した場合の期限です。しかし、両者には明確な違いがあります。違いを知って、無駄にしないように食べましょう。

●消費期限：「安全に食べることができる期限」

⇒期限を超えたものは食べないほうが安全です。

●賞味期限：「おいしく食べることができる期限」

⇒超えてもすぐに食べられなくなるわけではありません。しかし、なるべく期限を過ぎる前に食べるようにしましょう。

☆ フードバンク ～「もったいない」を「ありがとう」へ～

商品の品質に問題がないにも関わらず、規格外品など捨てられてしまう食べ物があります。そうした食べ物を「もったいない」と考え、食料を必要とする施設に寄付し、「ありがとう」に変えるのが、フードバンクという活動です。

基本目標 2. 【生活環境】

安心してずっと住み続けられるまち

-地域の公害対策、災害対策、交通整備の推進-

志木市を取り巻く現状

● 水質汚濁

本市の荒川、新河岸川、柳瀬川の3本の川において、定期的に水質の調査を行っています。水質を測る指標の一つに生物化学的酸素要求量（BOD）がありますが、この10年間を通して、3本の河川ともに環境基準を満たしています。

● 大気環境

大気汚染の原因となる代表的な物質として、本市では二酸化窒素（NO₂）濃度調査や浮遊粒子状物質（SPM）濃度調査を定期的に行っており、参考として環境基準と比較すると、環境基準を満たす結果となっています。光化学スモッグ注意報は、変動を繰り返しながらも減少傾向にはありますが、例年発令されています。

● 公害苦情件数

本市では騒音、振動、悪臭についても、騒音規制法（昭和43年法律第98号）や振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等に基づき規制を行っているほか、必要がある場合には調査や指導を行っています。

◆ 苦情件数の推移

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
大気汚染	22	15	12	9	14	3	17	15	2	8	10
水質汚染	0	1	0	1	4	0	1	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	2	12	7	5	12	14	12	12	7	3	8
振動	2	2	0	2	2	3	3	2	2	0	2
悪臭	6	4	3	3	4	3	2	2	2	3	2
その他	4	4	1	1	6	4	0	0	0	2	0
苦情件数合計	36	38	23	21	42	27	35	31	13	16	22

出典：統計データ（環境推進課）

● 空き地、空き家

人口の減少や核家族化に伴い、全国的に空き家の増加が社会問題となっています。管理されなくなった空き家については、まちの景観を損ねるほか、倒壊の危険や害虫、害獣の住処になるなど、地域住民への安全に関わってきます。

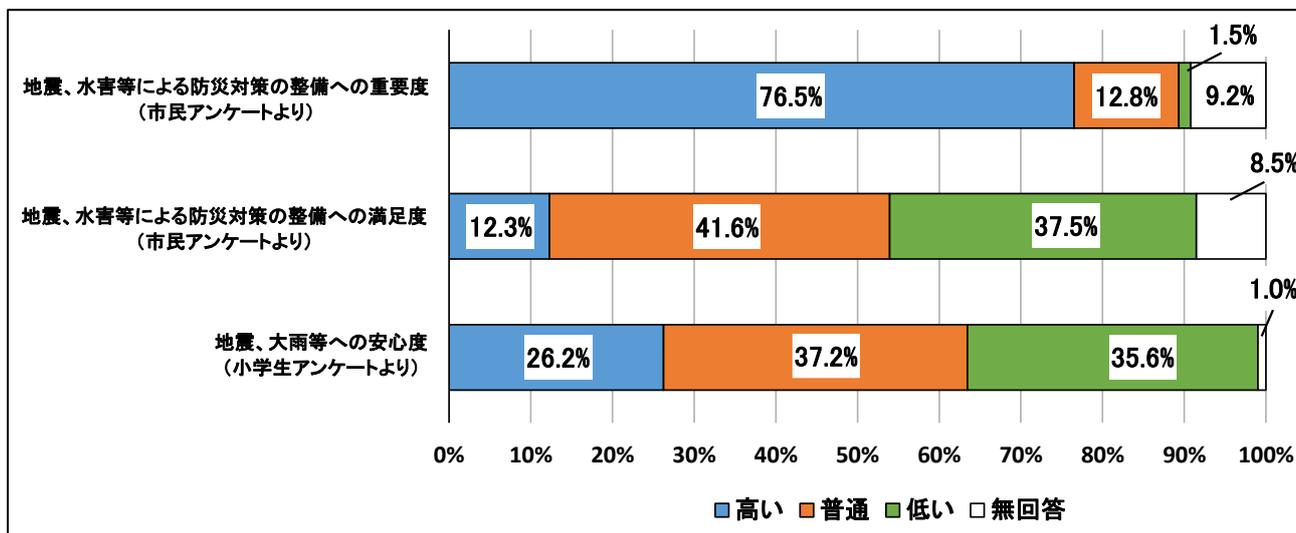
本市における空き家件数は増加傾向にあります。行政の取組として現在、空き地は志木市あき地の環境保全に関する条例（昭和 45 年志木市条例第 27 号）に基づき、その維持管理について所有者等に指導を行い、空き家は「志木市空き家等対策計画」に基づき、志木市空き家等バンク制度を実施して、空き家の有効活用、地域住民の安全確保を図っています。

● 災害

近年の大規模な気象災害の増加や東日本大震災を契機とした防災、減災、災害時に発生する災害廃棄物の処理など、災害対策が重要視されるようになってきました。

市民意識調査でも、“地震、水害等による防災対策の整備について”は、回答者の7割以上が重要と考えていながら、満足と回答している人は1割以下という結果となっていました。また、事業者を対象に行ったアンケートでも、志木市を良好な環境にしていくために重要なことは“災害の少ないまちづくり”であると回答した割合が最も多い結果となり、防災対策の整ったまちづくりと環境保全の両立が求められています。

◆地震、水害等による防災対策の整備への重要度、満足度、安心度（2018年度市民意識調査より）



志木市の課題

災害に関しては、国や県、周辺地域と連携しつつ、安全面の強化と、いつ災害が起こっても迅速な対応ができるように準備しておく必要があります。また、近年では夏場の異常な高温化による熱中症のリスクが高まっています。地球温暖化対策のために、家庭でできるエネルギー消費対策は重要ですが、同時に健康リスクを低減する柔軟な対応が求められています。

その他環境面においては、大気や水質、騒音、振動などの公害について、今後も継続した調査と、必要な場合には適正な指導を行っていくことが大切です。

さらに、本市においても今後増加していく可能性がある空き地、空き家については、情報の共有と対策を強化していくことが課題となっており、違法自転車や放置自転車への対応とともに、安全性と美しい景観を確保することが求められます。

10年後の志木市

安全で快適な日常生活を送れるインフラ基盤が整備され、きれいな大気と河川が人々の気持ちに安らぎを与えています。

また、空き家対策が充実し、適正な措置と有効活用が図られ、災害にも強いコンパクトシティが実現しています。

◇◇◇ コラム ～気象災害とは？～ ◇◇◇

気象災害とは、大雨、強風、雷などの気象条件によって生じる災害のことです。近年では、突然の大雨や大雪による災害が増加しており、日頃から気象災害に備える必要があります。

<災害の例>

● 豪雨

川の氾濫や土石流、がけ崩れ、地すべりなど、人々の生活や生命を脅かす自然災害が発生することがあります。近年では短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発しており、特に宅地等の開発が進んだ都市部では、川の急激な増水、道路や住宅の浸水、道路のアンダーパス等の地下空間の水没といった被害も発生しています。また、雨で増水した川や田んぼを見に行き流されてしまったり、浸水した道路で側溝の境界が見えにくいために転落したりする事故も発生しています。

● 台風

大雨による被害だけでなく、風による被害が出てきます。歩行者の転倒や自動車の運転への支障だけでなく、建物の損壊、農作物の被害、交通障害など社会に甚大な被害をもたらします。その他、風で飛ばされてきたもので電線が切れて停電したり、最大風速が40m/sを超えると電柱が倒れたりすることがあります。

● 大雪

積雪によって線路、道路、滑走路などが埋没し、交通事故が引き起こされることがあります。また、雪圧によって、家屋やビニールハウスなどの施設、樹木等の損壊、電線の切断や短絡、電柱や支柱の傾斜、折損などが起きます。その他、雪による転倒や骨折、雪下ろしによる転落事故などの危険も伴います。

☆ 事例：平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

西日本付近で停滞していた梅雨前線と、台風第7号の影響で、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となりました。この大雨について、1府10県に特別警報が発表されました。さらに風についても、台風第7号の通過に伴い、沖縄から西日本で7月1日から5日にかけて最大風速20メートルを超える非常に強い風を観測しました。

これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となりました。また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生しました。

施策目標

指標	実績値	目標
河川（荒川、新河岸川、柳瀬川）の BOD の値 ^{注1)}	荒川：1.7mg/L 新河岸川：2.1mg/L 柳瀬川：3.9mg/L (2016 年度、3 河川とも環境基準を満たしている。)	継続して環境基準を満たすこと。
大気中の二酸化窒素 (NO ₂) 濃度の値 ^{注2)}	0.017ppm (2015 年度年間平均値、環境基準を満たしている。)	継続して環境基準を満たすこと。
公害苦情件数	22 件 (2017 年度)	0 件
志木市空き家等バンクへの登録件数	5 件 (2017 年度、全空き家件数 228 件)	全空き家件数のうち 10%

注 1) 2016 年度時点の河川の BOD の環境基準は、荒川(A 類型)で 2mg/L 以下、新河岸川と柳瀬川(C 類型)で 5mg/L 以下となっており、目標とした環境基準は、その年の調査時の基準を指します。

注 2) 実績値及び目標は、フィルターパッチ法(簡易測定法)による測定結果を用いており、環境基準との比較は参考値となります。なお、2015 年度時点での環境基準は 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下となっており、目標とした環境基準は、その年の調査時の基準を指します。

☆ 重点プロジェクト ☆

③ 空き家等を適正に管理し、有効的に活用することができるように努めます。

<重点プロジェクトの取組内容>

- ◇ 空き家の管理の重要性を認識し、適正な管理に努めます。
- ◇ 志木市空き家等バンク制度など、空き家等に関する制度の利用と活用に努めます。
- ◇ 空き家等の所有者や管理者に、空き家の適正な管理の重要性の理解を促します。【行政】
- ◇ 市内の空き家等の実態を調査し、現状を把握します。【行政】
- ◇ 志木市空き家等バンク制度など、空き家等に関する制度の普及、啓発を図ります。【行政】
- ◇ 空き家等の所有者や管理者から寄せられた空き家等の有効活用等の相談や要望に対し、積極的に対応します。【行政】

一般施策

<1> 健康に暮らせるまちにします

(1) 公害防止体制の整備

- 都市生活型公害の防止に向けた市民意識の向上を図ります。
- 騒音、振動による公害防止に努めます。
- 事業活動及び交通による公害防止のための監視と適正な指導、啓発を行います。【行政】
- 広域的な連携による監視体制の充実を図ります。【行政】

(2) 有害物質の管理

- 国及び県の規制や基準を遵守し、有害物質の発生抑制に努めます。
- 日常生活における生活雑排水の抑制に努めるとともに、排水処理設備の管理など、適正な生活排水の処理を行います。

(3) ヒートアイランド現象^{※9}への対策

- 人工物による太陽熱の照り返し対策として、みどりの創出を推進します。
- 熱中症対策の一環として、クールオアシス^{※10}やクールビズ^{※11}の普及啓発を推進します。
- 事業者と協力して、壁面や屋上、駐車場の緑化を推進します。【行政】

※9 ヒートアイランド現象：都市の気温が周辺地域よりも高くなる現象

※10 クールオアシス：県で実施している熱中症対策の一環で、県内の公共施設のほか、県内企業等に外出時の一時休息所や、熱中症についての情報発信拠点を設置する取組

※11 クールビズ：冷房温度の適正化と、その温度に適した軽装や取組

<2> 安心と快適のまちを目指します

(1) 災害対策

- 志木市地域防災計画を推進します。
- 災害に負けない、安心して生活を送れるまちづくりを推進します。
- 樹林、緑地を保全し、地下水かん養^{※12}の保持を図ります。
- 災害時における自助、共助を啓発するとともに、その取組を支援します。【行政】
- 国や県と連携して、集中豪雨による河川や水路の氾濫防止に努めます。【行政】

(2) 空き地、空き家対策

- 空き地、空き家は適正に管理します。
- 志木市空き家等対策計画を推進します。
- 空き地や空き家の適正な管理の啓発と指導を図ります。【行政】

(3) 交通整備

- 違法駐車や違法駐輪、放置自転車を防止します。
- 違法駐輪、放置自転車をなくすための指導を図ります。【行政】
- 交通弱者（高齢者や障がい者、子ども）が安全に利用しやすい歩道などの整備に努めます。【行政】

^{※12} 地下水かん養：地表（河川や降雨）の水が地下に浸透し地下水となる現象

基本目標 3. 【 自然環境 】

川とみどりを象徴できるまち

-地域の自然環境の保全、創出-

志木市を取り巻く現状

● 生物多様性

地球上には、微生物から動植物まであらゆる生きものが存在しています。生きものたちは時に助けあい、時に競合するなど、様々な形で関わり合い、つながっています。長い歴史の中で育まれてきた多岐にわたる生きもののがつながりが“生物多様性”であり、そのバランスを保つことが、人類が生存していくうえで大切なものとされています。しかし近年、人間活動による影響が主な原因で、生きものたちの絶滅のスピードが速まり、生物多様性が損失する危機が迫っているとされています。

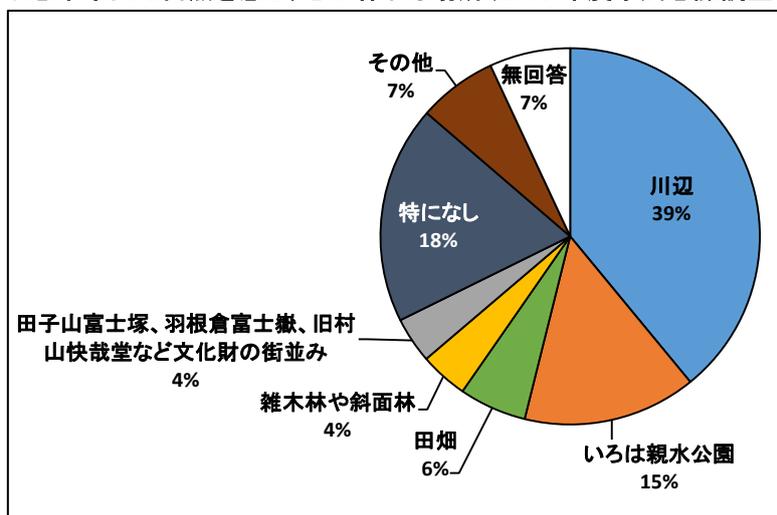
● 川とみどり

本市を流れる3本の河川環境などは、人との関わりの中で歴史と文化を育むとともに、水の中で生活する魚や水生昆虫、それらをエサとする鳥類や哺乳類など多くの生きものにとっても重要な環境となっています。

また、農地や樹林、公園、河川敷などの“みどり”は、生きものの生息地として重要な役割を担っているとともに、私たちが普段の生活を送る上で心に潤いと安らぎを与えてくれます。

市民意識調査でも、自然を感じ心が休まる場所として、“川辺”、“いろは親水公園”との回答が多くありました。

◆志木市内で自然を感じ、心が休まる場所(2018年度市民意識調査より)



● 動植物

都市化の進展と自然的環境の衰退に伴い、生息及び生育環境が脅かされている野生生物を国や県では絶滅危惧種として選定しています。本市にも希少な生物を含む多くの生きものが確認されています。

◆志木市内で確認される動植物の一例

哺乳類	カヤネズミ、アズマモグラ、ホンドタヌキ、ニホンイタチ、アブラコウモリなど
鳥類	カワセミ、オオヨシキリ、コサギ、ヒドリガモ、ハクセキレイ、コゲラなど
爬虫類	アオダイショウ、ヒバカリ、シマヘビ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビなど
両生類	トウキョウダルマガエル、アズマヒキガエルなど
魚類	ミナミメダカ、アユ、マルタ、オイカワ、ウキゴリ、ヌマチチブ、ドジョウなど
甲殻類	モクズガニ、サワガニ、テナガエビなど
植物	イチリンソウ、ウラシマソウ、キツネノカミソリ、ジロボウエンゴサクなど



ヒドリガモ



コゲラ

特に近年では、人間活動に伴い、国外から入ってきた生きものの増加が問題となっています。このような生きものを外来生物と呼びます。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）では、外来生物の中でも、元来の生態系、人の生命、身体、農林水産物への被害を脅かし、又はそのおそれのある種を特定外来生物として指定しています。本市でも次のような特定外来生物が確認されています。

◆志木市内で確認される特定外来生物

哺乳類	アライグマ
両生類	ウシガエル
魚類	カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、コクチバス
昆虫類	アカボシゴマダラ
植物	オオキンケイギク、オオカワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ

志木市の課題

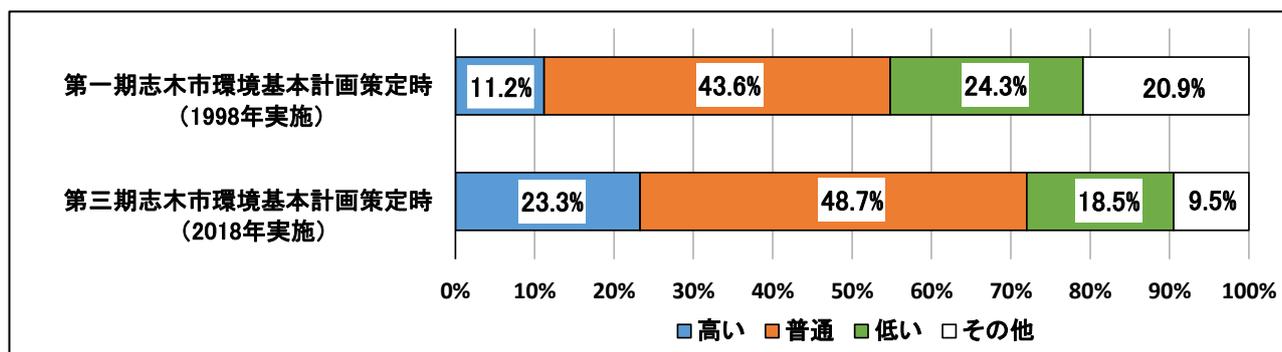
河川環境やみどりの保全是、地域の生きものを守ること、さらには私たちが健全に暮らすために大切な取組となります。

水辺やみどりとの親しみに関する市民意識調査では、第一期志木市環境基本計画策定時と比較すると、この20年間で親しみへの意識は向上していることがうかがえます。また、本市のまちづくりに求めることは、“みどりを増やすこと”、“川を憩える場所にする”を求める意見が多数寄せられており、一層の川とみどりのまちづくりが求められています。

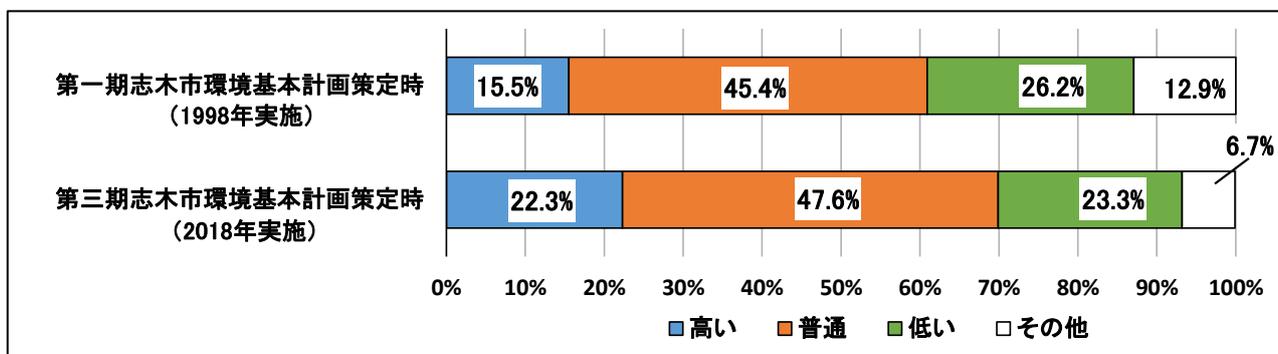
また、土地利用の状況は宅地が増加傾向にある一方、田畑は減少傾向にあります。里山の一翼を担う農地の保全是重要な課題となっています。

外来生物は適宜駆除等に対応し、地域元来から存在する生態系を守ることが地域の生物多様性を保全することにつながります。

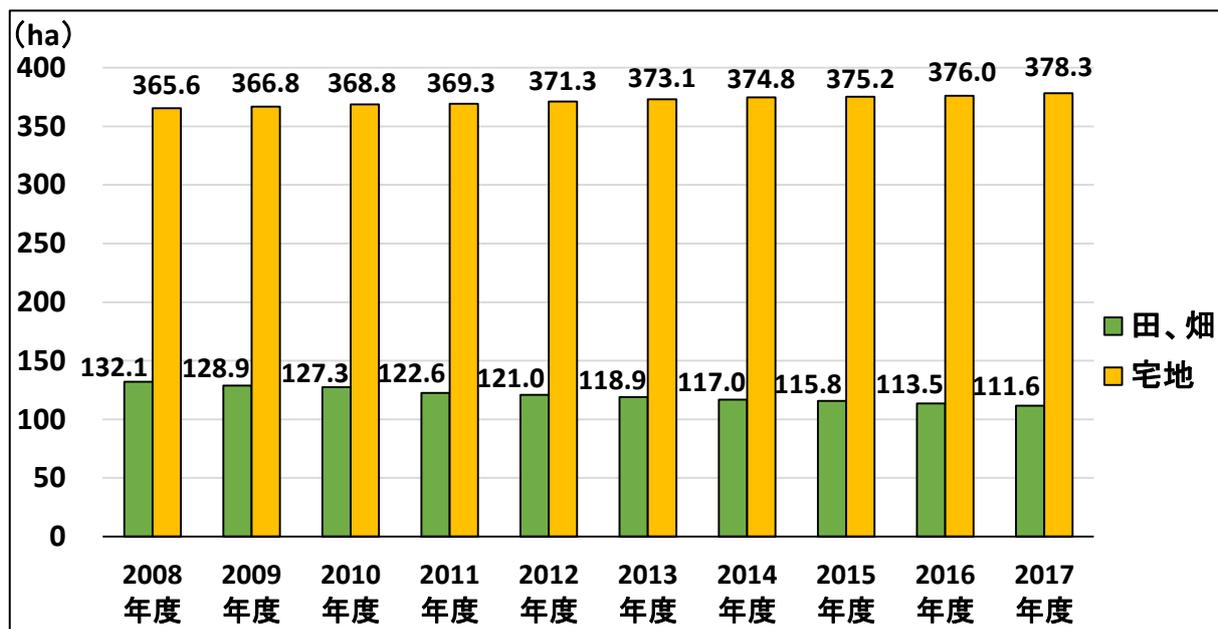
◆水辺との親しみへの満足度の比較(1998年、2018年市民意識調査より)



◆みどりととの親しみへの満足度の比較(1998年、2018年市民意識調査より)



◆志木市の田、畑と宅地の面積の経年変化



出典:志木市 市税概要

◇◇◇ コラム ～里山環境～ ◇◇◇

里山は、農林業など人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であり、多様な生物の生息環境としてだけでなく、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な位置づけとなります。しかし、過疎化や高齢化などにより人為の働きかけが減少し、景観の荒廃や里山特有の動植物の衰退など生物多様性の劣化が進行しており、保全と再生が急務となっています。

10年後の志木市

市街地等の都市環境には、公園や生産緑地、宅地の庭木や生け垣といったみどりが連続し、人々の心に潤いと安らぎを与えています。河川、農地、樹林のある里山環境は、人により適切に管理され、地域の生物多様性が形成されています。

都市環境と里山環境がバランスよく調和し、豊かな自然の恵みが人々に享受されています。

施策目標

指標	実績値	目標
1人あたりの都市公園面積	4.28m ² /人 (2017年度末現在)	4.5m ² /人
水辺、みどりとの親しみを感 じる割合	水辺との親しみ：23.3% みどりとの親しみ：22.3% (2018年、市民意識調査より)	30%

☆ 重点プロジェクト ☆

- ④ 動植物の生息及び生育環境を把握、保全するとともに、自然との触れ合いの場の維持を図ります。

<重点プロジェクトの取組内容>

- ◇ 動植物の生息及び生育場所となる環境（水辺、農地、緑地等）の汚染を防止します。
- ◇ ペットは捨てたりせず、最期まで責任をもって飼育します。
- ◇ 自然との触れ合いの場となる環境（公園、河川敷、斜面林などの樹林地等）を保全します。
- ◇ 希少な動植物（絶滅危惧種に指定されている種や地域を特徴づける種）が確認された場所及び地域は、特に重点的に生息及び生育環境の保全に努めます。【行政】
- ◇ 安全で快適に自然との触れ合いができるよう、公園などの管理に努めます。【行政】

一般施策

< 1 > 地域の生きものを守ります

(1) 生きものの生息地の保全

- 志木市自然保全再生計画を推進します。
- 生きものの生息地としてのみどりや水辺の保全に努めます。
- 良質な表土や土壌の保全に努めます。
- 開発行為を行う際には、緑地の分断削減、環境への負荷の軽減など、環境に配慮します。
- 行政と地域住民が一体となった自然環境の保全を図ります。

(2) 生態系の保全

- 生物多様性の保全に努めます。
- アライグマなどの外来生物の防除を推進します。
- 地域の動植物についての調査と、情報の受信、発信に努めます。【行政】
- 河川改修などにおいては、生態系に配慮した川づくりとなるように県等との連携を図ります。【行政】
- 市民参加による生態系に配慮した水辺環境の整備を図ります。【行政】

<2> 自然との触れ合いの場を守ります

(1) 自然との触れ合いの場の創出

- 市民が自然と触れ合い、実感できる機会の提供を図ります。
- 地域の特性に配慮した緑化を図ります。
- 公園などの整備にあたっては、動植物の生息及び生育環境に配慮しながら自然との触れ合いの場を創出します。【行政】
- みどりの創出や景観に配慮し、学校や道路などの公共空間への継続的な緑化を図ります。【行政】
- 市民が行う自然保全、再生活動を支援します。【行政】
- 緑化の手法や役割について、環境講座等を通して啓発します。【行政】

(2) 身近な自然環境の保全

◆ 農地 ◆

- 第一次産業の後継者を増やすための研究に努め、支援を図ります。
- 地産地消を推進します。
- 農地の保全に努めます。
- 貴重な緑地空間である農地の効果的活用を図ります。
- 環境保全型農業の推進を図ります。【行政】

◆ 緑地 ◆

- 斜面林の保全に努めます。
- 社寺林や屋敷林などの保全に努めます。
- 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）や緑化計画届出制度等に基づく緑地面積の確保を遵守するとともに、周辺景観や動物の生息地の連続性に配慮した植栽に努めます。
- 保存樹林の管理について、所有者、市民、市民団体、事業者、行政などで協議し、緑地の保全を図ります。
- 公共空間を利用した緑地、緑道の整備を図ります。【行政】

- アダプト・システム^{※13}の拡充を図り、市民参加の公園管理を推進します。【行政】

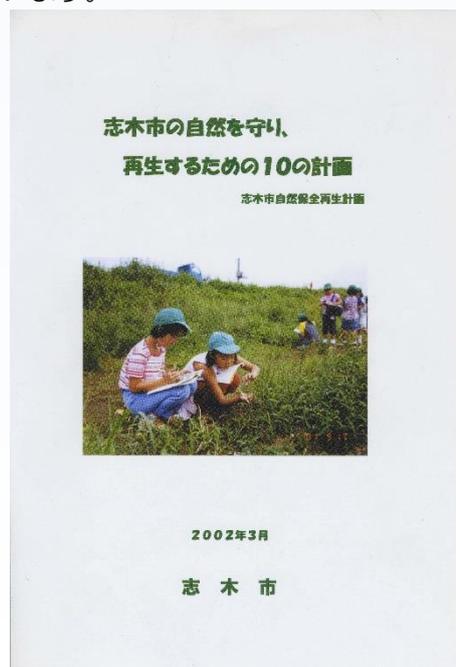
◆ 水辺 ◆

- 河川敷など、水辺環境の保全に努めます。
- 市民が自然と触れ合える河川空間づくりに努めます。【行政】

◇◇◇ コラム ～志木市自然保全再生計画～ ◇◇◇

本市では、将来にわたってすべての人と自然が共生し、志木に暮らす喜びを感じながら、健康で安全な生活を営むことができる環境の創造を目指していくために、志木市自然再生条例（平成13年志木市条例第18号）が施行され、志木市自然保全再生計画を策定し、取り組んでいます。この計画では、50年後の未来を見据えて、人の活動によって発生する環境への影響を緩和もしくは補償するための10の計画を展開しています。

- 計画 1 : 今ある自然を守ります
- 計画 2 : なくした自然を再生します
- 計画 3 : 次の世代につなげる志木市の遺産として自然を登録します
- 計画 4 : 自然保全再生協議会をつくります
- 計画 5 : 事業の検証、評価を行います
- 計画 6 : 自然保全再生基金をつくります
- 計画 7 : 一人からみんなへ、親から子へ伝えます
- 計画 8 : 積極的に取り組まれる市民の皆様を表彰します
- 計画 9 : できることから、すぐ始めます
- 計画 10 : 現在そして未来の志木の理想のイメージを市民みんなで共有します



※13 アダプト・システム：コラム（P.41）に詳細を記載

◇◇◇ コラム ～志木市内の緑地～ ◇◇◇

ほぼ全域が市街化されている本市ですが、農地やある程度まとまった緑地も点在しており、動植物の生息及び生育場所となっているだけでなく、市民のみなさんの憩いの場所ともなっています。

● いろは親水公園

市役所前の新河岸川と柳瀬川の合流点にあり、イベント広場や散策路が整備され、多くの市民が利用する憩いの場となっています。また公園内には広い斜面林や湧水なども保全されており、自然豊かな公園です。



新河岸川の桜（いろは親水公園付近）

● 河川敷及びその周辺

市内の3本の川には広い河川敷があり、水辺環境に親しむ市民の憩いの場であるとともに、生態系ネットワークの役割も果たしています。とくに広大な荒川河川敷及びその周辺には水田が広がり、市内で最も雄大さを感じることできる環境です。



柳瀬川の桜

● ふれあいの森

ふれあいの森は志木市みどりの条例（昭和51年志木市条例第13号）に基づき、みどりの保全及び緑化の推進により、市民とみどりの調和による健康で快適な生活の確保を目的として指定しています。市内には「柏町ふれあいの森」、「けいおうふれあいの森」があります。その他「西原ふれあい第三公園の斜面林」など、市民が気軽にみどりと触れ合える場所があります。

● 慶応義塾志木高等学校の学校林

構内に樹林が広がっており、市内では貴重な平地の樹林地となっています。教育上、生態系ネットワーク上貴重な存在です。

◇◇◇ コラム ～アダプト・システム～ ◇◇◇

本市では、市内の道路や公園などの公共の場所を「養子」に見立てて、清掃や花壇の手入れなどを行う「アダプト・システム」を導入しています。

市民や企業が「里親」となり、「養子」に見立てた公共の場所の面倒を見る制度です。

本市では「里親」になっていただけるボランティアを随時募集しています。

市から以下のような支援があります。

1. 清掃等の必要な用具や資材の提供
2. 清掃回収した廃棄物の引き取りボランティア保険の加入
3. 清掃等の場所にボランティア名を掲示
4. その他話し合いで必要と思われるものの用意

基本目標 4. 【 快適環境 】

市民力で地域の環境特性を守り、活力あるまち
-文化、景観、環境教育の推進-

志木市を取り巻く現状

● 環境美化

本市では、環境デーを定め、年に2回のクリーンイベントを実施しています。その他、荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業や市民ボランティアによるまちの清掃活動を行っています。



親と子の市内まるごとクリーン作戦の様子

● 文化財など

本市には市指定文化財及び県指定文化財があり、川に囲まれたまちだからこそその文化を感じることができます。また、歴史的な文化財だけでなく、川とともに発展してきた本市にまつわるいくつものカッパ伝説を象徴して、市内24か所にカッパ像があります。



市内のカッパ像



田子山富士塚（県指定文化財）

● 環境教育の現状

本市では、市の職員や市内企業の社員、そして様々な資格や技能をもった市民やボランティア団体を講師として登録し、ボランティア活動や生涯活動、市民活動を支援する「いろは楽学塾」を実施しています。環境分野の講座では、ごみや地球環境などの問題を取り上げています。

また、市内の環境団体が小学校の総合学習に協力したり、各種催物会場で成果発表の展示を行うなど、積極的な活動を行っています。

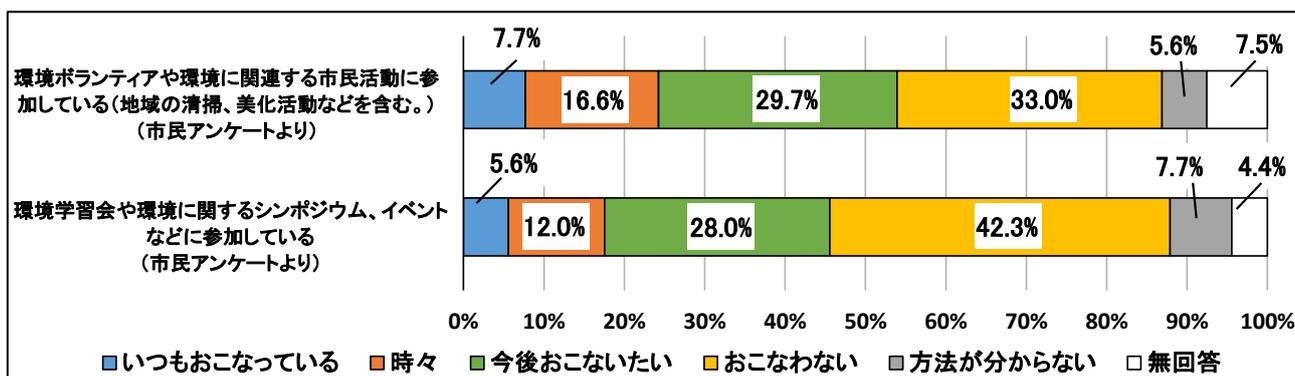
その他、3年を修業年限とした志木市民環境大学を本市の動向に伴い時期を見て開催しています。この講座は、より良い環境を将来の世代に受け継ぐことができる人材の育成を目的としており、志木市環境市民会議の委員が講師を務めるなど、市民と協働した事業でもあります。

志木市の課題

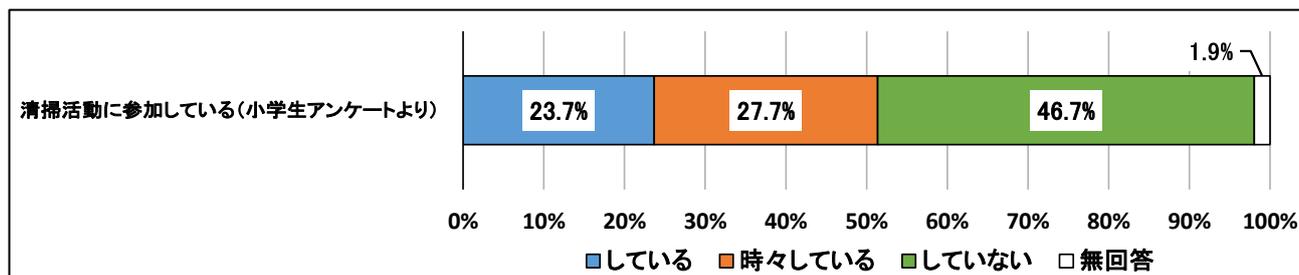
本市では市や市民団体による環境保全、美化活動などが行われていますが、市民意識調査によると、そうした活動に参加していると回答した割合は2割前後となっていました。こうした活動への参加率向上に向けた、広報活動や意識啓発を強化することが課題と考えられます。

また、本市の良さを市内で暮らす、学ぶ、働く人々だけでなく、外部から訪れた人々にも知ってもらうため、文化財や市内の見どころを広く宣伝していく必要があります。

◆環境ボランティアや環境に関する市民活動への参加率(2018年市民意識調査より)



◆清掃活動への参加率(2018年市民意識調査より)



10年後の志木市

環境リーダーの育成体制が構築され、環境の保全と創造に関する啓発が図られています。

環境保全の意識醸成と地域コミュニティの活性により、多くの市民が参加した美化活動が継続されるとともに、不法投棄されにくい環境が広がり、美しい街並みが続いています。

施策目標

指標	実績値	目標
親と子の市内まるごと クリーン作戦のごみ回収量	1,140kg (2018年5月) 520kg (2018年10月)	0kg (開催する必要がない、 きれいなまちの実現)
環境ボランティアや環境に 関する市民活動への参加率	24.3% (いつも、もしくは時々行っている割合) (2018年、市民意識調査より)	40%
環境講座の開催	3か年、全7回、参加者約130人 (志木市民環境大学の開催)	全7回、 参加者約140人

☆ 重点プロジェクト ☆

⑤ 次世代を担う子どもたちの環境イベントへの参加を促進し、環境リーダーの育成に努めます。

<重点プロジェクトの取組内容>

- ◇ 行政や市民ボランティアなどが開催する環境イベントに積極的に参加します。
- ◇ 学校における自然環境学習等を通して、自然環境を保全する意識の醸成を図ります。
- ◇ 環境に関する情報の収集に努めます。
- ◇ 市内で開催されるイベント等における環境ブース出展など、環境に関する啓発活動を継続します。【行政】
- ◇ 環境イベントの開催情報の掲載など、市のホームページや広報紙等を利用した広報活動に努めます。【行政】
- ◇ 市民参加型の環境講座を開催し、環境リーダーの育成に努めます。【行政】

一般施策

<1> まちをきれいにします

(1) 市内の清掃活動への参加

- 市民ボランティアによる地域の清掃活動を促進します。
- クリーン作戦などの清掃活動への積極的な参加と、普及、啓発を促進します。

(2) ごみ捨てルールの啓発

- 志木市ポイ捨て防止に関する条例（平成 11 年志木市条例第 41 号）を遵守します。
- ごみの分別を徹底し、ごみ集積所へのごみの出し方を守ります。
- ペットのふんは持ち帰ります。
- ごみのポイ捨て防止を啓発します。【行政】
- クリーンパトロールなどで、不法投棄防止の徹底を図ります。【行政】

<2> まちの良さを守り、広めます

(1) 文化財

- 指定文化財の保護に努めます。
- 社寺林や史跡などの歴史的、文化的な遺産を周辺の自然環境とともに保護、保存し、有効活用を図ります。【行政】
- 市民の文化財への関心を高めます。【行政】

(2) 景観

- 志木市景観条例（平成 22 年志木市条例第 14 号）を遵守します。
- 歴史的景観の保全に努めます。
- 良好な樹林や農地などを保全、管理し、景観の向上を図ります。
- 河川及びその周辺のみどりを含めた水辺空間を保全、管理し、景観の向上を図ります。
- 都市景観と里山的景観のバランスの調和を図ります。

(3) 広報

- 市内散策マップなどを活用し、市内の見どころを周知します。【行政】
- ホームページや掲示板などを活用し、市の見どころを積極的にアピールします。【行政】

<3> 環境について学び続けるまちを目指します

(1) 地域コミュニティを活かした環境教育の推進

- 市民同士の協力による環境教育を推進します。
- 市内で開催される環境イベントに積極的に参加します。
- 次世代を担う環境リーダーの育成に努めます。
- 次世代を担う子供たちの環境イベントへの参加を促進します。

(2) 情報発信の推進

- 有害物質に関する情報の収集と提供を図ります。
- 環境保全に関する活動についての積極的なPRを行います。
- 年次報告書「志木の環境」を作成し、広く市民への周知を図ります。【行政】

(3) 環境教育の場の提供

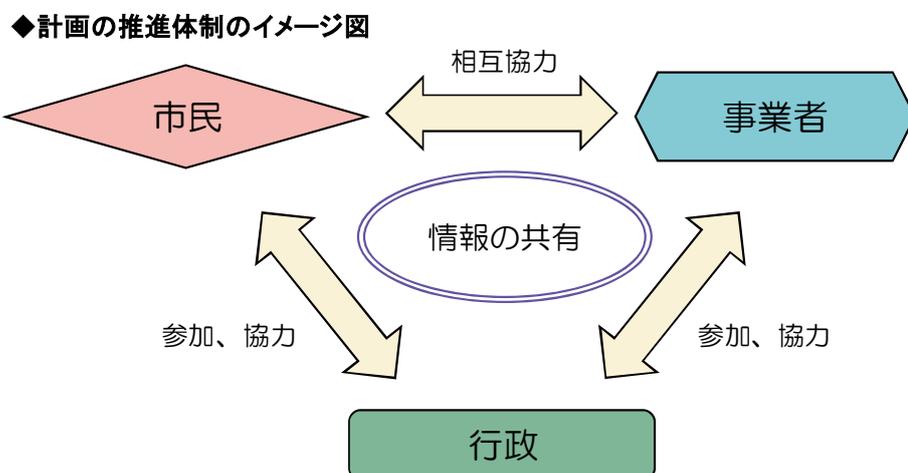
- 環境に関する情報共有の場の充実を図ります。【行政】
- 環境に関する資料の充実を図り、その利活用について広く市民に発信します。【行政】
- 環境講座を開催するなど、環境教育を推進します。【行政】
- 学校との連携を図りつつ、子どもたちへの環境教育を推進します。【行政】

第5章 計画の推進体制

望ましい環境像の実現に向け、計画の推進や進行管理が重要となります。本市では、市民、事業者及び行政が一体となって計画を推進する体制づくりを構築します。

1. 計画の推進体制

市民、事業者、行政の各主体が互いに協力、調整しながら、役割に応じた取組を推進します。



(1) 市民

- 身近にできる環境保全活動を実践します。
- 環境保全活動や市内イベントに積極的に参加します。
- 行政から発信される環境に関する情報を受信し、知識を深めます。

(2) 事業者

- 事業活動を行う上で、環境保全活動を実践します。
- 環境保全活動や市内イベントに積極的に協力します。
- 行政から発信される環境に関する情報を受信し、知識を深めます。
- 事業活動に伴う環境情報を公開します。
- レジ袋削減やプラスチック製品削減などの環境負荷を減らす事業活動を推進します。
- SDGs の考え方を活用した持続可能な事業展開により、地域の発展とにぎわいに寄与します。

(3) 行政

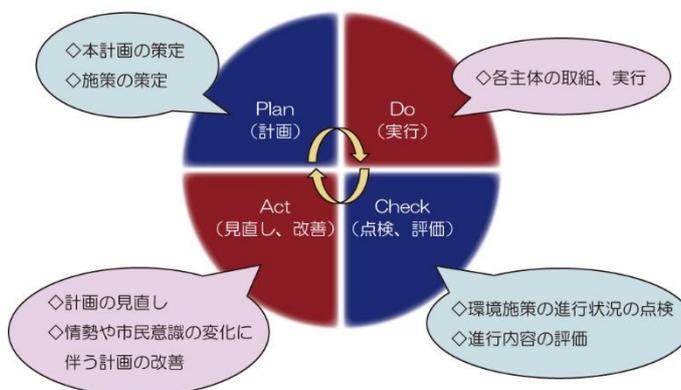
- 本計画の各施策が計画的に進行するよう、取組内容を充実させます。
- 取組内容やその成果について市民や事業者へ情報の提供を行います。
- 市民や事業者からの意見を取り入れた施策の展開に努めます。
- 市民や事業者に環境保全活動の啓発、支援を行います。
- 毎年、本市の環境についての調査結果や活動内容を年次報告書としてとりまとめ、公表します。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検、評価）」、「Act（見直し、改善）」のPDCAサイクルに基づいて実施します。

計画の実効性を確保するため、定期的な点検、評価を行い、必要に応じて改善していくとともに、進捗状況について公表し、継続的な運用を図ります。

◆PDCA サイクルのイメージ図



(1) 志木市環境審議会

- 市長からの諮問に応じ、環境の保全、創造に関する事項を調査、審議し、市長に意見を述べます。

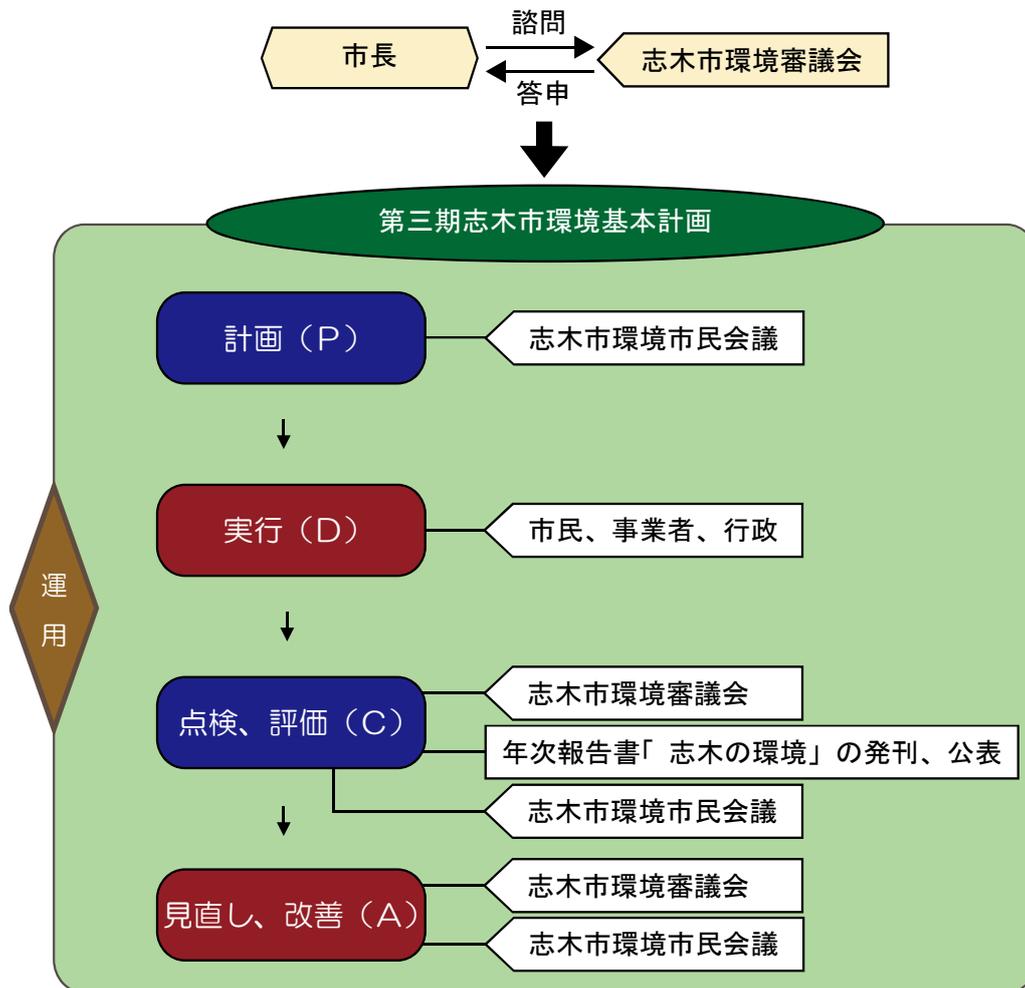
(2) 志木市環境市民会議

- 本計画の取組を推進するための中心組織として、取組状況の点検や評価を行い、取組計画を見直します。
- 時代による環境の変化に応じて、取組内容の改善を行います。

(3) 事務局（市民生活部環境推進課）

- 各主体の取組について調整役を担います。
- 計画の進捗状況について、検証、検討を行います。
- 中間時、次期計画策定時に市民意識調査による検討、調整を図ります。
- 年次報告書「志木の環境」を発刊、公表します。

◆PDCA サイクルに基づく計画の進行管理



資料編

資料編 1 : 第三期志木市環境基本計画の策定経過

資料編 2 : 志木市環境基本条例

資料編 3 : 志木市環境基本条例施行規則

資料編 4 : 志木市環境市民会議設置要綱

資料編 5 : 志木市環境基本計画庁内検討会議設置要綱

資料編 6 : 第二期志木市環境基本計画の振り返り

資料編 7 : 志木市の環境に関する市民意識調査結果

資料編 8 : 用語解説

資料編 1 第三期志木市環境基本計画の策定経過

第三期志木市環境基本計画の策定までの経過は以下のとおりです。

2018年度	志木市環境審議会	志木市環境市民会議	志木市環境基本計画策定庁内検討会議	その他
4月	【第1回】 ・今後の日程について	【第1回】 ・志木市環境基本計画について		
5月		【第2回】 ・市民意識調査の内容案について		
6月		【第3回】 ・市民意識調査実施報告		市民意識調査の実施 ・一般市民 (6/8～6/29) ・事業者 (6/8～6/29) ・小学生 (6/7～6/18)
7月		【第4回】 ・計画の方向性について		庁内進捗状況調査 (7/30～8/10)
8月				
9月		【第5回】 ・素案について		
10月		【第6回】 ・計画について		
11月			・計画案の検討について	
12月	【第2回】 ・諮問 ・計画(案)について	【第7回】 ・計画(案)について		
1月	答申			
2月				パブリックコメント (2/1～3/4)
3月				策定

平成 15 年 12 月 24 日

条例第 31 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生でき、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての事業活動及び日常生活において、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下、協力して積極的に推進されなければならない。

4 地球環境の保全及び創造は、人類共通の課題であり、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。以下同じ。）を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力しなければならない。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成するとともに、これを公表するものとする。

(自然の保全及び再生)

第8条 自然の保全及び再生については、志木市自然再生条例(平成13年志木市条例第18号。以下「自然再生条例」という。)で定めるところによる。

第2章 基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

第9条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、志木市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び基本的な施策の方向

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ事業者及び市民の意見を聴いた上、志木市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第12条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然に影響を及ぼすと認められる事業を実施するに当たっては、自然再生条例に基づき、自然の保全及び再生に努めるものとする。

3 市は、人と自然との触れ合いが確保できる快適な環境の保全及び創造に資する公園、緑地その他の公共的施設の整備並びにその健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の再使用等の促進)

第13条 市は、循環型社会の形成を推進するため、資源の再使用及び再生利用並びにエネルギーの効率的な利用が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深められるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の環境保全活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する団体（以下「市民団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び公表)

第16条 市は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に公表するよう努めるものとする。

(事業者等の意見の反映)

第17条 市は、事業者及び市民の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制を整備するものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全)

第21条 市は、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全及び創造に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4節 国、埼玉県及び他の地方公共団体との協力等

(国、埼玉県及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民団体等との協働の組織整備)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関し、事業者及び市民と協働して取り組むため、市民団体等からなる組織を整備するものとする。

第 3 章 志木市環境審議会

(設置)

第 24 条 市の区域における環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として志木市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 25 条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害の発生源の監視の方法及び市長が行う公害の防止のための措置に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造についての基本的事項に関すること。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(志木市公害防止条例の廃止)

- 2 志木市公害防止条例（昭和 49 年志木市条例第 16 号）は、廃止する。

(志木市公害防止条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の志木市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第 14 条第 1 項の規定による事故の報告又は同条第 2 項の規定による復旧工事を完了した旨の届出で、この条例の施行の日の前日までに行われていないものについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に市長が旧条例第 12 条の規制基準に適合していないと認められた事案に基づく旧条例第 15 条から第 17 条までの規定による改善勧告、改善命令及び改善措置の届出については、なお従前の例による。

(環境基本計画に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に策定されている環境に関する市の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された環境基本計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 7 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和53年志木市条例第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成 16 年 3 月 12 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、志木市環境基本条例（平成 15 年志木市条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(教育及び学習の推進を図るための措置)

第 3 条 条例第 14 条の措置は、環境の保全及び創造に関する教材その他の資料の提供、環境に関する研修会の開催等とする。

(市民団体等の環境保全活動の促進を図るための措置)

第 4 条 条例第 15 条の措置は、環境の保全及び創造に関する情報の提供、助言等とする。

(事業者等の意見の反映を図るための措置)

第 5 条 条例第 17 条の措置は、環境に関するアンケートの実施等とする。

(環境に関する調査)

第 6 条 条例第 18 条の調査は、大気、水質、騒音等に係る調査とする。

(地球環境保全のための施策)

第 7 条 条例第 21 条の施策は、温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。）の排出の抑制、緑化の推進等とする。

(会長及び副会長)

第 8 条 条例第 24 条の審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 9 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者への協力要請)

第 10 条 審議会は、条例第 25 条第 1 項各号に掲げる事項を調査審議するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、市民生活部環境推進課において処理する。

(平 20 規則 14・一部改正)

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(志木市公害防止条例施行規則の廃止)

2 志木市公害防止条例施行規則(昭和 49 年志木市規則第 36 号)は、廃止する。

附 則(平成 20 年規則第 14 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

志木市環境審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名
会長	増田 幸宏
委員	竹前 栄二
委員	星野 博之
委員	田中 満男
委員	金子 亮
委員	笠井 泰孝
委員	堂本 泰章
委員	清水宏之介
委員	大村 相哲
委員	毛利 将範

平成10年4月1日
制 定

第1 設置

志木市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び推進にあたり、市民及び事業者の意見を積極的に反映させるため、志木市環境市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画案の策定に関する事
- (2) 基本計画の推進に関する事
- (3) 自然保全再生計画の進行・管理及び公共事業の検証・評価に関する事
- (4) その他、会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

第3 組織

会議は、20人以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民

第4 任期

委員の任期は、委嘱の日から基本計画が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6 会議

会議は、委員長が招集し、議長となる。

第7 部会

所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じて会議に部会を設置することができる。

第8 庶務

会議の庶務は、市民生活部環境推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

志木市環境市民会議 委員名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名	委員構成
委員長	毛利 将範	関係団体を代表するもの
副委員長	山口美智江	公募の市民
委員	天田 眞	関係団体を代表するもの
委員	飯塚 伸夫	公募の市民
委員	大村 相哲	識見を有するもの
委員	加藤 健二	公募の市民
委員	金子 幸一	識見を有するもの
委員	木下 里美	公募の市民
委員	汐見 克彦	公募の市民
委員	鈴木 民雄	公募の市民
委員	園田真見子	公募の市民
委員	東條 容子	公募の市民
委員	内藤 鉄子	公募の市民
委員	根本マサ子	関係団体を代表するもの
委員	本間 敏文	公募の市民
委員	三浦 淑江	公募の市民
委員	山崎 光久	関係団体を代表するもの

平成10年4月1日
制 定

第1 設置

志木市環境基本計画（以下「基本計画」という。）案を策定するため、志木市環境基本計画策定庁内検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2 所掌事項

会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画案の策定に関すること。
- (2) その他、基本計画案の策定に必要と認められること。

第3 組織

会議は、主管課長会議の構成員をもって組織する。

第4 任期

委員の任期は、基本計画案の策定が終了する日までとする。

第5 委員長及び副委員長

会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は、市民生活部環境推進課長をもって充て、副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が、特に必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

第7 庶務

会議の庶務は、市民生活部環境推進課において処理する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

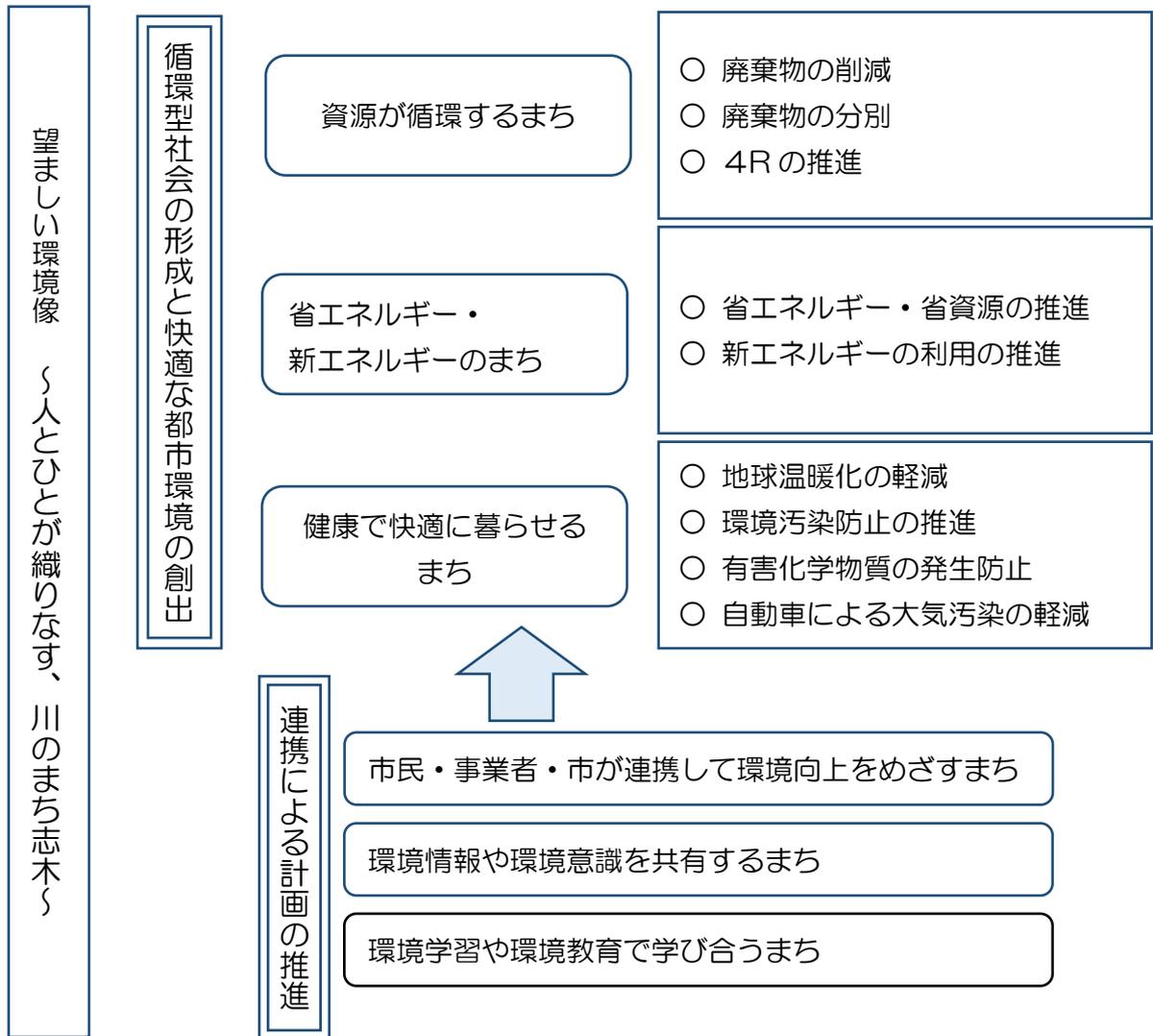
志木市環境基本計画策定庁内検討会議 委員名簿

所属	職名
企画部政策推進課	課長
総務部総務課	課長
市民生活部市民活動推進課	参事兼課長兼室長
市民生活部環境推進課	課長
福祉部福祉課	課長
都市整備部都市計画課	課長
会計課	会計管理者兼課長
上下水道部上下水道総務課	課長
議会事務局	次長
教育政策部教育総務課	課長

資料編 6 第二期志木市環境基本計画の振り返り

本市では、2009 年度から 2018 年度まで、主に地球温暖化に起因する環境問題に対応するため、低炭素社会の実現に向けて第二期志木市環境基本計画を推進してきました。今回、第三期志木市環境基本計画の策定に先立ち、第二期志木市環境基本計画に基づく取組（平成 21 年度から平成 29 年度実施分）の振り返りを行いました。

◆第二期志木市環境基本計画における施策の体系



プロジェクト1	■ 4R の推進、マイバッグ持参を定着させ、レジ袋の無料配布中止を目指します。
プロジェクト2	■ 地球環境を保全するため、太陽光発電システム設置費補助制度を創設し、新エネルギーの普及を推進します。
プロジェクト3	■ 市全体で、低炭素社会の構築に向けた取組を展開するための指針を策定します。

循環型社会の形成と快適な都市環境の創出

目標：資源が循環するまち

○ 廃棄物の削減

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 志木市マイバッグ宣言（平成 19 年）に基づくマイバッグキャンペーン 4R の推進 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会 グリーン購入の推進 グリーン購入量の調査 粗大ごみの再利用 余剰品登録制度「暮らしのキャッチボール」 落ち葉銀行事業（平成 29 年より） 年次報告書「志木の環境」作成と公表 リサイクル商品販売事業 紙バックリサイクルの推進 元気の出るまちづくり活動報奨金 志木市の環境デーにて水切りグッズの推奨 志木市の環境デーにてごみの水切りの実演と掲示 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入量の調査（平成 29 年度まで毎年度実施） マイバッグ宣言に基づく 6 月、10 月のレジ袋辞退統一行動（毎年度実施） 市民団体が行うリサイクル活動に対し、申請があったものについて報奨金を支給した。 水切りかごの配布（平成 22 年） ごみの水切り実演と水切りグッズの配布（平成 27 年、平成 28 年） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 強制ができません、市民の意識によるところが大きい。また、製造メーカーへの配慮も必要となる。 ごみの減量、環境への配慮は、その必要性を理解することが大事であることから、講座の開催などにより意識づけが必要である。 配布や実演の結果や成果がみえにくい。環境デーにおける環境ブースは、クリーン作戦に参加する市民が対象であり、そもそも意識の高い市民が参加しているため、その他の市民への周知方法に工夫が必要である。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境に対する影響への配慮のためである。 落ち葉銀行事業について、資源循環型のまちづくりを進めるため、一般家庭から出される落ち葉及び剪定枝を堆肥化して土に戻す仕組みとして、志木市落ち葉銀行事業を平成 29 年度より開始し、平成 30 年度からは個別回収へと拡大し、今後も継続していく。 環境デーにおける市民の協力による環境ブースの設置については、環境意識の醸成のためにも今後継続していく予定である。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ手軽で、継続的に取り組める内容が望ましい。 落ち葉銀行などの新しい取組を通じて、市民の可燃ごみ削減に対する意識の向上に寄与できたと考えている。今後も市民レベルでの環境意識を高めるためのアプローチを考えていく。 広報やホームページ等より多くの市民の目に触れる場所でも PR していく必要がある。 		

○ 廃棄物の分別

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> ごみ分別指導員 紙バックリサイクル推進 粗大ごみの再利用 余剰品登録制度「暮らしのキャッチボール」(要綱 昭和 57 年 4 月 15 日制定) 落ち葉銀行事業(平成 29 年より) 年次報告書「志木の環境」作成と公表 元気の出るまちづくり活動報奨金 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会 家庭系ごみ戸別訪問収集事業 ごみの出し方パンフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体が行うリサイクル活動に対し、申請があったものについて報奨金を支給した。 ごみ分別指導員(毎年度実施) 余剰品登録制度「暮らしのキャッチボール」(毎年度実施) 落ち葉銀行事業搬入量 1,470kg(平成 29 年度) ごみの分別収集徹底のため、市民への指導助言及び不法投棄がある場合、市へ報告する活動を行った。(毎年度実施) ごみの出し方パンフレットは、国際化社会に対応するため日本語、英語、ベトナム語、中国語、ハングル語の5か国語版を用意した。(毎年度実施) 高齢者などを対象とした家庭ごみ戸別訪問収集(平成 29 年度実施) 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会(毎年度実施) 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量、環境への配慮は、その必要性を理解することが大事であることから、講座の開催などにより意識づけが必要である。 ごみ分別指導員の担い手不足が深刻である。 ごみの出し方及び分け方の精度を上げる。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> 落ち葉銀行事業については、家庭ごみの減量化及び資源化を図り、資源循環型のまちづくりを進めるため、一般家庭から出される落ち葉及び剪定枝を堆肥化して土に戻す仕組みとして、志木市落ち葉銀行事業を平成 29 年度より開始し、平成 30 年度からは個別回収へと拡大し、今後も継続していく。 ごみの分別をされていない市民に対し、ごみの出し方及び分け方のパンフレットを配布することや、分別指導員の活動を通して、今後もさらに周知を図る。 ごみ分別指導員の募集方法も検討しながら、広報活動に工夫し、継続的に協力を依頼し、実施していく。
		事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の資源化について、市民の意識向上のために、生活に直結するような事業や広報活動に力を入れる必要がある。 ごみ分別指導員については、広報への工夫が必要だと見受けられる。 国柄も違えば、ごみの出し方や環境意識が違う外国籍の住民等については、言語的なサポートをする。燃えるごみの中に資源化できるものが、まだ多く含まれることから、資源化できるものとできないもの見分け方や、どうしたら資源物として扱えるかななどを周知していく。

○ 4Rの推進

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 志木市マイバッグ宣言(平成 19 年)に基づくマイバッグキャンペーン 4Rの推進 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会 志木市地球温暖化対策実行計画の推進 グリーン購入の推進 グリーン購入量の調査 家庭系ごみ戸別訪問収集事業 リサイクル商品販売事業 紙バックリサイクルの推進 粗大ごみの再利用 余剰品登録制度「暮らしのキャッチボール」 落ち葉銀行事業/落ち葉の堆肥化 年次報告書「志木の環境」作成と公表 元気の出るまちづくり活動報奨金 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体のリサイクル活動について、申請があったものについて報奨金を支給した。 マイバッグ宣言に基づく6月、10月のレジ袋辞退統一行動を実施した。(毎年度実施) リサイクル商品販売事業 紙バックリサイクル推進(トイレットロールと交換)(平成 29 年度終了) 余剰品登録制度「暮らしのキャッチボール」(毎年度実施) グリーン購入の推進及び調査(平成 29 年度終了) 落ち葉堆肥化:志木ニュータウンでは11月~3月の間落ち葉を可燃ごみとは別に回収、堆肥化を行い、ごみ減量と資源化を推進している(平成 23 年度から毎年度実施) 落ち葉銀行事業(平成 29 年度より実施) 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、環境意識を高めるため、工夫が必要である。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量を推進していくため、今後も継続していく。
		事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 実際に行動できる市民を増やしていくために、継続的に推進してくとともに、どうして必要なのかも周知する必要がある。

目標：省エネルギー・新エネルギーのまち

○ 省エネルギー・省資源の推進

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金 燃料等消費量調査の実施 自動車燃料消費量調査の実施 グリーン購入の推進 志木市環境フェア 2009 開催 志木市の環境デー（ブース設置） 志木市地球温暖化対策実行計画の推進 街路灯 LED 導入 庁舎電気等の省エネ化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金の実施：平成 26 年度まで「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」として取り組み、平成 27 年度から「住宅用省エネルギー機器設置費補助金」としてエネファームを対象に実施、さらに平成 28 年度は HEMS を対象に実施。平成 29 年度から太陽光パネルへの補助金は取組が広がったことから終了し、HEMS とエネファームのみを補助対象として実施した。 グリーン購入の推進と調査を実施し、年次報告を「志木の環境」に発表（毎年度実施） 市内公共施設温室効果ガス排出量を算定し、年次報告を「志木の環境」に発表（毎年度実施） 志木市の環境デー（ブース設置）（毎年度実施） 志木市環境フェア 2009 開催（平成 21 年開催） 庁舎電気等の省エネ化：平成 23 年度に西階段、平成 24 年度に東階段と地下エレベーターホール 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入については、他部署への事務的負担が増大であることから、前年度より照会を廃止とし、自主性にしたことによる周知が必要である。 配布や実演の結果や成果がみえにくい。環境デーにおける環境フェアは、クリーン作戦に参加する市民が対象であり、意識の高い市民が参加しているため、その他の市民への周知方法に工夫が必要である。 住宅用省エネルギー機器設置費補助金について、補助金が縮小傾向であるため、啓発活動への工夫が必要である。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容全体としては、温暖化対策の一環として市民の意識向上のため今後も継続していく。 環境デーにおける環境ブースへの設置については、環境意識の醸成のためにも今後継続していく。 全庁的に省エネ機器への移行が進んでいるため、継続的に利用が見込まれる。
		事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 現行する対象機器だけではなく、新しい技術や時代背景を鑑み、適宜必要な取組を考えていく必要がある。 広報やホームページ等より多くの市民の目に触れる場所でも PR していく必要がある。 庁舎内の省エネ機器化が進み、電気使用量等の削減に寄与している。

○ 新エネルギーの利用の推進

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業基本協定 いろは遊学館、水道庁舎に太陽光発電設備を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金の実施：平成 26 年度まで「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」として取り組み、平成 27 年度から「住宅用省エネルギー機器設置費補助金」としてエネファームを対象に実施、さらに平成 28 年度は HEMS を対象に実施。平成 29 年度から太陽光パネルへの補助金は取組が広がったことから終了し、HEMS とエネファームのみを補助対象として実施した。 いろは遊学館と水道庁舎に太陽光発電システムと蓄電池を設置した。（平成 27 年度） 	課題・問題点	住宅用省エネルギー機器設置費補助金について、補助金が縮小傾向であるため、啓発活動への工夫が必要であると感じている。
		今後の方針	継続
		理由	温暖化対策の一環として市民の意識向上のため今後も継続していく。
		事務局のコメント	現行する対象機器だけではなく、新しい技術や時代背景を鑑み、適宜必要な取組を考えていく必要がある。

目標：健康で快適に暮らせるまち

○ 地球温暖化の軽減

取組内容	取組実績	取組の振返り	
<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業基本協定（平成 27 年締結） 志木市みどりの基金条例（平成 10 年より） 公共交通機関での移動の推進 志木市地球温暖化対策実行計画の推進 燃料等消費量調査の実施 自動車燃料消費量調査の実施 グリーン購入の推進 グリーン購入量の調査の実施 年次報告書「志木の環境」作成と公表 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金の実施：平成 26 年度まで「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」として取り組み、平成 27 年度から「住宅用省エネルギー機器設置費補助金」としてエネファームを対象に実施、さらに平成 28 年度は HEMS を対象に実施。平成 29 年度から太陽光パネルへの補助金は取組が広がったことから終了し、HEMS とエネファームのみを補助対象として実施した。 志木市みどりの基金（毎年度実施） 街路灯の LED 化（平成 28 年度、平成 29 年度実施） グリーン購入量の調査を実施し、年次報告書「志木の環境」にて発表（平成 29 年度終了） 市内公共施設温室効果ガス排出量測定を算定し、年次報告を「志木の環境」に発表 市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業基本協定（平成 27 年度より毎年度継続） 街灯路の LED 化（平成 28 年度、平成 29 年度） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金について、補助金が縮小傾向であるため、啓発活動への工夫が必要であると感じている。 みどりの基金については、借地を取得するための十分な財源が確保できない。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー機器設置費補助金については、温暖化対策の一環として市民の意識向上のため、今後も継続していく。 みどりの基金については、緑地の保全を推進するために必要な土地の取得等に要する経費の財源を確保するために今後も継続していく（いろは親水公園の借地を購入済）。 温暖化対策の一環として市民の意識向上のため今後も継続していく。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 現行する対象機器だけではなく、新しい技術や時代背景を鑑み、適宜必要な取組を考えていく必要がある。 		

○ 環境汚染防止の推進

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入の推進 グリーン購入量の調査（平成 29 年度で終了） 志木市ポイ捨て防止に関する条例に基づくポイ捨て指導 地域猫活動推進事業補助金（平成 28 年度から 3 年） 親と子の市内まるごとクリーン作戦（昭和 47 年度より） 荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業 クリーンボランティア制度 クリーンパトロール員制度 空き家等の利用等の相談に関する覚書締結（平成 30 年度） 志木市空き家等バンク媒介に関する協定締結（平成 27 年） 志木市空き家等対策計画策定、空き家対策事業の実施 志木市水洗便所改造資金融資あっせん制度 年次報告書「志木の環境」作成と公表 	<ul style="list-style-type: none"> 志木市におけるグリーン購入量を調査し、年次報告書「志木の環境」にて公表。（平成 29 年度終了） 志木市水洗便所改造資金融資条例に基づき、金融機関と契約を締結（毎年度継続） クリーンボランティアは市民団体及び企業が「里親」となり、市との間で同意書を交わし清掃活動をしている。平成 21 年度及び平成 22 年度は 3 団体、平成 23 年度から平成 25 年度は 2 団体、平成 26 年度から平成 29 年度は 3 団体が活動した。 クリーンパトロール員は市内の河川敷等の指定された場所を巡回し、不法投棄の防止活動をした。（毎年度実施） 親と子の市内まるごとクリーン作戦の実施（毎年度実施） ポイ捨て防止に関する条例に基づくポイ捨て指導（毎年度実施） 志木市空き家等対策計画の策定（平成 27 年度） 志木市空き家等バンク制度を実施し、空き家の利活用を推進した。（平成 28 年度より継続） 空き家に特化した空き家等の利用等の相談会を実施した（平成 30 年度） 荒川河川敷不法投棄一斉撤去（平成 21 年度、平成 22 年度は雨天のため中止となったが、平成 23 年度以降毎年度実施） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入量の調査については、他部署への事務的負担が増大であることから、事務事業の改善として平成 29 年度より照会を廃止とし、自主性にしたことによる周知が必要である。 志木市水洗便所改造資金融資あっせん制度について、志木市の水洗化率は 98.4%と高いため対象者が少なく、また融資あっせんの金利が高い。市民生活に直結する生活環境の向上のため、今後も必要である取組を継続する。 空き家対策については、所有者へ連絡がとりづらく、強制力がないことが課題である。 クリーン作戦については、より多くの市民への周知が必要である。
		今後の方針	継続、廃止
		理由	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入においては、事務的負担が大きいことから、事務事業の改善として、他部署への照会等を実施しないこととなり、個人の意識によることに頼らざるを得ないため。 水洗便所のあっせんについては、水洗化率が 100%ではないため今後も継続的に実施していく。 その他の生活環境の取組についても、生活環境の向上を目指すため、継続的に推進していくこととする。 クリーン作戦やクリーンパトロール員の実施については、市民の環境意識の醸成や、生活環境の向上のために必要である。 空き家対策については、生活環境の保全に必要であり、空き家の利活用を促進していく必要があるため。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の管理については、しないこととしたものの、購買時にはグリーン購入の意識をもち、他の職員へも周知していく。個人の意識によることに頼らざるを得ないため、市職員間においても環境意識の向上のための機会の創出に力を入れていくべきである。 都市化に伴う生活環境の変化について、さらなる生活環境の向上を目指すため、適宜取組を改善、推進していく。 		

○ 有害化学物質の発生防止

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次報告書「志木の環境」の作成と公表 ・ その他県との連携や届出等の対応 ・ 公共施設空間放射線量測定及び測定器貸出 ・ クリーンパトロール員制度 ・ 年次報告書「志木の環境」作成と公表 ・ 水道水の放射性物質の測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設リサイクル法の届出において、アスベストの有無を確認し、アスベスト含有の場合は適切な処置をするよう指導している。（毎年度実施） ・ 水道水の放射性物質濃度測定（毎年度実施） ・ 公共施設空間放射線量測定及び測定器貸出（平成 23 年度より毎年度実施） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射能測定の貸出件数は減少傾向である。震災以降意識の高まりがみられたが、時の経過とともに機器意識が低下してきている傾向がみられる。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設リサイクル法に基づく届出にて、アスベスト有無の確認を継続する。 ・ 測定の回数を月 1 度（年間 12 回）から 3 か月に 1 度（年間 4 回）の実施に縮小した形で実施している。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心安全なまちづくりのための指導継続を期待する。 ・ 継続的な実施が市民の安心につながる 		

○ 自動車による大気汚染の軽減

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車燃料消費量調査の実施 ・ 公用車のエコカー化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車燃料消費量から温室効果ガスを算定している。 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車燃料消費量を取りまとめているが、温暖化対策としてではなく、エコカーへの転換に寄与しているかは図りづらい。 ・ 報告依頼し、とりまとめて公表しているが、各課の環境への配慮については、職員個人の意識によるところが大きい。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも管理及び適宜指導を行い、エコカーへの転換を促進する。 ・ 継続的な実施で時代に即した比較対応が可能となり、今後の目標設定にも必要であるため。
		事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車への切り替えについても、意識向上のための取組が必要であり、継続的に検討していく。 ・ 取組全体としては、継続的に取り組んでいく必要がある。

重点プロジェクト

■ 4Rの推進、マイバッグ持参を定着させ、レジ袋の無料配布中止を目指します。

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 志木市マイバッグ宣言（平成 19 年）に基づくマイバッグキャンペーン 4Rの推進 グリーン購入の推進 グリーン購入量の調査（平成 29 年度で終了） ごみ分別指導員 リサイクル商品販売事業（平成 21 年度以前より現在まで） 紙パックリサイクルの推進 粗大ごみの再利用 余剰品登録制度「暮らしのキャッチボール」 落ち葉銀行事業（平成 29 年度より） 年次報告書「志木の環境」作成と公表 消費者啓発セミナーの開催 消費生活展における4Rの推進 地産地消事業におけるマイバッグ持参の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 志木市におけるグリーン購入量を調査し、年次報告書「志木の環境」にて公表。（平成 29 年度終了） 消費生活展において、市内消費者団体がリサイクル推進等について啓発（毎年度実施） 地産地消事業アグリシップしきにおいて、市内消費者団体によるマイバッグ持参の呼びかけ（平成 22 年度より毎年度実施） マイバッグ宣言に基づく 6 月、10 月のレジ袋辞退統一行動を実施した。（毎年度実施） ごみ分別指導員（毎年度実施） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、環境意識を高めるため、工夫が多方面において必要である。 紙パックのトレットペーパーへの交換は、意識が高まったとして廃止となったが、継続的にリサイクルに協力してもらえるよう周知が必要である。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグキャンペーン等については、ごみ減量を推進していくため、今後も継続していく。
		事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグキャンペーンや消費者啓発のセミナー等は市民の環境意識を高める機会と捉え、継続的に推進していくことが望ましい。

■ 地球環境を保全するため、太陽光発電システム設置費補助制度を創設し、新エネルギーの普及を推進します。

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金の実施：平成 26 年度まで「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」として取り組み、平成 27 年度から「住宅用省エネルギー機器設置費補助金」としてエネファームを対象に実施、さらに平成 28 年度は HEMS を対象に実施。平成 29 年度から太陽光パネルへの補助金は取組が広がったことから終了し、HEMS とエネファームのみを補助対象として実施した。 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金について、補助金が縮小傾向であるため、啓発活動への工夫が必要であると感じている。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策の一環として市民の意識向上のため今後も継続していく。
		事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 現行する対象機器だけではなく、新しい技術や時代背景を鑑み、適宜必要な取組を考えていく必要がある。

■ 市全体で、低炭素社会の構築に向けた取組を展開するための指針を策定します。

取組内容	取組実績	取組の振返り	
<ul style="list-style-type: none"> • 志木市みどりの基金条例（平成 10 年より） • 志木市地球温暖化対策実行計画の推進 • 志木市低炭素まちづくり計画 	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅用省エネルギー機器設置費補助金の実施：平成 26 年度まで「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」として取り組み、平成 27 年度から「住宅用省エネルギー機器設置費補助金」としてエネファームを対象に実施、さらに平成 28 年度は HEMS を対象に実施。平成 29 年度から太陽光パネルへの補助金は取組が広がったことから終了し、HEMS とエネファームのみを補助対象として実施した。 • 志木市みどりの基金（毎年度実施） • 志木市地球温暖化対策実行計画の推進（毎年度継続） • 志木市低炭素まちづくり計画の策定（平成 26 年度） • 志木市低炭素まちづくり計画については、関係機関での取組実績等を年 1 回の連絡調整会議で報告（平成 27 年度から毎年度実施） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅用省エネルギー機器設置費補助金について、補助金が縮小傾向であるため、啓発活動への工夫が必要であると感じている。 • みどりの基金については、借地を取得するための十分な財源が確保できない。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> • 省エネルギー機器設置費補助金については、温暖化対策の一環として市民の意識向上のため今後も継続していく。 • みどりの基金については、緑地の保全を推進するために必要な土地の取得等に要する経費の財源を確保する（いろは親水公園の借地を購入済）。 • 志木市低炭素まちづくり計画に基づく施策への取組が一部に限られている。
		事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> • 志木市低炭素まちづくり計画については、植樹やソーラーパネル設置等具体的な施策の実施が期待される。

連携による計画の推進

目標：市民・事業者・市が連携して環境向上をめざすまち

① 計画実現のための推進体制

取組内容	取組実績	取組の振り返り																																																											
<ul style="list-style-type: none"> 志木市環境審議会 志木市みどりの基金条例 親と子の市内まるごとクリーン作戦（昭和47年度より） 荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業 クリーンボランティア制度 元気の出るまちづくり活動報奨金 災害時における動物救護活動に関する協定締結 志木市民環境大学（平成28年～平成30年） 志木市地球温暖化対策実行計画の推進 志木市低炭素まちづくり計画 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会 	<p>・親と子の市内まるごとクリーン作戦について、実績は以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">春の清掃</th> <th colspan="2">秋の清掃</th> </tr> <tr> <th>参加人数</th> <th>ごみ回収量</th> <th>参加人数</th> <th>ごみ回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,719</td> <td>1,720</td> <td>489</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,419</td> <td>1,880</td> <td>632</td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2,243</td> <td>1,900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>2,197</td> <td>2,280</td> <td>753</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>2,165</td> <td>1,140</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2,012</td> <td>1,140</td> <td>1,010</td> <td>930</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1,844</td> <td>1,280</td> <td>887</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2,063</td> <td>1,380</td> <td>927</td> <td>860</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,086</td> <td>1,140</td> <td>763</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table>	年度	春の清掃		秋の清掃		参加人数	ごみ回収量	参加人数	ごみ回収量	平成21年度	2,719	1,720	489	1,100	平成22年度	2,419	1,880	632	1,160	平成23年度	2,243	1,900			平成24年度	2,197	2,280	753	960	平成25年度	2,165	1,140			平成26年度	2,012	1,140	1,010	930	平成27年度	1,844	1,280	887	740	平成28年度	2,063	1,380	927	860	平成29年度					平成30年度	1,086	1,140	763	520	<p>課題・問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者の増加を図る上で広報、ホームページの媒体を活用することや、不法行為の監視及び取締りを関係機関と連携する。 住宅用省エネルギー機器設置費補助金について、補助金が縮小傾向であるため、啓発活動への工夫が必要であると感じている。 みどりの基金については、借地を取得するための十分な財源が確保できない。 クリーン作戦については、環境意識の高い市民が参加しているイベントであるため、その他の市民にも環境意識を高めるための学びの機会の創出に力を入れていくべきである。 低炭素まちづくり計画については、ソーラーパネル設置や植樹等具体的な温暖化対策の事業の実施予定が今のところない。
	年度		春の清掃		秋の清掃																																																								
		参加人数	ごみ回収量	参加人数	ごみ回収量																																																								
	平成21年度	2,719	1,720	489	1,100																																																								
	平成22年度	2,419	1,880	632	1,160																																																								
	平成23年度	2,243	1,900																																																										
	平成24年度	2,197	2,280	753	960																																																								
	平成25年度	2,165	1,140																																																										
	平成26年度	2,012	1,140	1,010	930																																																								
	平成27年度	1,844	1,280	887	740																																																								
平成28年度	2,063	1,380	927	860																																																									
平成29年度																																																													
平成30年度	1,086	1,140	763	520																																																									
	<p>今後の方針</p> <p>継続</p>																																																												
	<p>・荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業について、実績は以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数</th> <th>生活ごみ回収量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td colspan="2">雨天のため中止</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td colspan="2">雨天のため中止</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>188人</td> <td>1,080kg</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>239人</td> <td>940kg</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>248人</td> <td>1,420kg</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>257人</td> <td>880kg</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>295人</td> <td>840kg</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>215人</td> <td>660kg</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>249人</td> <td>1,360kg</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>266人</td> <td>340kg</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 志木市みどりの基金（毎年度実施） 元気の出るまちづくり活動報奨金については、17の市民団体が合わせて58回ものリサイクル活動を行い、都度申請があったものについて報奨金を支給した。（毎年度実施） 省エネルギー機器設置費補助金（毎年度実施） クリーンパトロール員は市内の河川敷等の指定された場所を巡回し、不法投棄の防止活動をした。（毎年度実施） 	年度	参加人数	生活ごみ回収量	平成21年度	雨天のため中止		平成22年度	雨天のため中止		平成23年度	188人	1,080kg	平成24年度	239人	940kg	平成25年度	248人	1,420kg	平成26年度	257人	880kg	平成27年度	295人	840kg	平成28年度	215人	660kg	平成29年度	249人	1,360kg	平成30年度	266人	340kg	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業については、朝霞市、志木市、和光市地区の荒川河川敷右岸における不法投棄の防止等、河川環境の保全を図るため、国や県、朝霞市、志木市、和光市と連絡調整を図り、的確な処置を講ずる必要がある。 志木市民環境大学のように、市民に向けた環境教育の場の創出はとても大切であるため、時代や要望に応じた政策を講じていく。 省エネルギー機器設置費補助金については、温暖化対策の一環として市民の意識向上のため今後も継続していく。 志木市みどりの基金については、緑地の保全を推進するために必要な土地の取得等に要する経費の財源を確保する。（いろは親水公園の借地を購入済） 朝霞市、志木市、和光市地区の荒川河川敷右岸における不法投棄の防止等、河川環境の保全を図るため、国や県、朝霞市、志木市、和光市と連絡調整を図り、的確な処置を講ずる必要がある。 																										
年度	参加人数	生活ごみ回収量																																																											
平成21年度	雨天のため中止																																																												
平成22年度	雨天のため中止																																																												
平成23年度	188人	1,080kg																																																											
平成24年度	239人	940kg																																																											
平成25年度	248人	1,420kg																																																											
平成26年度	257人	880kg																																																											
平成27年度	295人	840kg																																																											
平成28年度	215人	660kg																																																											
平成29年度	249人	1,360kg																																																											
平成30年度	266人	340kg																																																											

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用省エネルギー機器設置費補助金の実施：平成 26 年度まで「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」として取り組み、平成 27 年度から「住宅用省エネルギー機器設置費補助金」としてエネファームを対象に実施、さらに平成 28 年度は HEMS を対象に実施。平成 29 年度から太陽光パネルへの補助金は取組が広がったことから終了し、HEMS とエネファームのみを補助対象として実施した。 年 2 回川辺の清掃イベントである親と子の市内まるごとクリーン作戦の実施（毎年度実施） 市民環境大学（平成 28 年度に第一期、平成 29 年度に第二期、平成 30 年度に第三期を開催） 志木市地球温暖化対策実行計画の推進（毎年度実施） 低炭素まちづくり計画策定（平成 26 年度） 低炭素まちづくり計画については、関係機関での取組実績等を年 1 回の連絡調整会議で報告（平成 27 年度より毎年度実施） 	<p>事務局のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の推進にあたり、市民、他部署、事業者等多くの力を集結して、継続的に事業を推進してきた。今後も市民力を生かした環境推進をしていきたい。 より多くの市民に対して、環境意識を高めるための学びの機会の創出に力を入れていくべきである。 志木市みどりの基金から財源を投じ、いろは親水公園の借地を購入することができた。今後も継続的に取り組んで更なる低炭素社会を推進していく。 荒川河川敷不法投棄一斉撤去も継続的な活動として今後も推進していきたい。

② 市民・事業者への支援

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 志木市みどりの基金条例 志木市環境市民会議（平成 19 年度より） 元気の出るまちづくり活動報奨金 	<ul style="list-style-type: none"> 志木市みどりの基金（毎年度実施） 志木市環境市民会議（毎年度実施） 元気の出るまちづくり活動報奨金については、申請があったものについて報奨金を支給した。 	<p>課題・問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 志木市みどりの基金については、借地を取得するための十分な財源が確保できない。
		<p>今後の方針</p>	<p>継続</p>
		<p>理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> 志木市みどりの基金については、緑地の保全を推進するために必要な土地の取得等に要する経費の財源を確保する。（いろは親水公園の借地を購入済）
		<p>事務局のコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元気の出るまちづくり活動報奨金や志木市みどりの基金など、環境に目を向けた市民や団体へのサポートのしくみづくりはあるものの、新規の取組を具体的に推進していくための財源が不足している。環境への意識を市民一人一人にもってもらえるよう、環境行政を推進していきたい。

環境情報や環境意識を共有するまち

① 環境情報の発信

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 志木市の環境デー制定（市民清掃イベントのクリーン作戦の日） 親と子の市内まるごとクリーン作戦（昭和47年度より） 荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業 ごみ出しパンフレット配布 広報紙へのごみ排出関連掲載 クリーンボランティア制度 元気の出るまちづくり活動報奨金 志木市水洗便所改造資金融資あっせん制度 ポイ捨て防止の看板設置 年次報告書「志木の環境」の作成と公表 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンボランティアは、市民団体及び企業が「里親」となり、市との間で同意書を交わし清掃活動している。3団体が活動した。（毎年度実施） 親と子の市内まるごとクリーン作戦の実施（毎年度実施） ごみの出し方パンフレットの配布は、国際化社会に対応するため日本語、英語、ベトナム語、中国語、ハングル語の5か国語版を用意した。（毎年度実施） 志木市水洗便所改造資金融資条例に基づき、金融機関と契約を締結（毎年度継続） 元気の出るまちづくり活動報奨金については、都度申請があったものについて報奨金を支給した。 ポイ捨て防止看板の設置（毎年度継続） ごみの分別収集徹底のため市民への指導助言及び不法投棄がある場合、市へ通報する活動をした。（毎年度実施） 年次報告書「志木の環境」の作成と公表（毎年度実施） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 水洗便所あっせんについては、志木市の水洗化率は98.4%と高いため対象者が少ないことと、融資あっせんの金利が高いことが課題である。 クリーンボランティアについては、担い手の不足が課題である。 クリーン作戦の市民参加人数は微減傾向である。参加者の固定化がみられるため、新規住民等への働きかけが課題である。 ごみの出し方及び分け方の周知が足りていない。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> 水洗便所あっせんについては、水洗化率が100%ではないため継続的に実施していく。 ごみの出し方のパンフレット配布や、クリーンボランティアの活動、クリーン作戦などについても継続的に実施していく。 ごみの分別をされていない市民に対し、ごみの出し方、分け方のパンフレットを配布することや、分別指導員の活動を通して、今後もさらに周知を図る。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 長く続けてきたクリーン作戦が、子どもたちにとって環境教育の学びの場となり、市民の憩いの機会となるよう、広報活動やPRに工夫が必要である。 国柄も違えばごみの出し方や環境意識が違う外国籍の住民等については、言語的サポートだけではなく、意識を変えて環境への配慮ある生活を営んでいくためのサポートが必要不可欠である。他部署と連携して取り組んでいかなければならないと感じている。 		

② 環境意識の共有

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 志木市環境フェア2009開催 志木市環境市民会議（平成19年度より） 志木市民環境大学（平成28年度～平成30年度の3か年） 親と子の市内まるごとクリーン作戦（昭和47年度より） 荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業 クリーンボランティア制度 	<ul style="list-style-type: none"> 荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業について、実績は前掲の通りである。 年2回川辺の清掃イベントである親と子の市内まるごとクリーン作戦の実施（毎年度実施） 志木市環境フェア2009（平成21年開催） 志木市環境市民会議（毎年度実施） クリーンボランティア制度（毎年度実施） 市民環境大学（平成28年度に第一期、平成29年度に第二期、平成30年度に第三期を開催） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 河川敷の管理者が国や市及び民間と混在しているため、管理が難しい。大型家電の不法投棄がある。 開講時間の関係上、日中時間がとれる市民しか受講できず、高齢の方が受講されることが多かった。
		今後の方針	継続、達成、廃止
		理由	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞市、志木市、和光市地区の荒川河川敷右岸における不法投棄の防止等、河川環境の保全を図るため、国や県、朝霞市、志木市、和光市と連絡調整を図り、的確な処置を講ずる必要がある。 市の事業で平日実施のため、受講生の高齢者の割合が高くなってしまったものとする。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 今後も環境教育の推進のため、継続的に実施していく。 環境に関して興味関心のある市民が志木市民環境大学を受講し、その受講生が環境市民会議の一員となり、当計画策定に尽力してくれている現状を鑑み、一定の効果があったと考えていいものだと認識している。 		

環境学習や環境教育で学び合うまち

① 環境教育の推進

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> • 志木市の環境デーの制定（市民清掃イベントのクリーン作戦の日） • 志木市環境フェア 2009 開催 • 志木市民環境大学（平成 28 年度～平成 30 年度の 3 か年） • 親と子の市内まるごとクリーン作戦（昭和 47 年度より） • 荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業 • 元気の出るまちづくり活動報奨金 • 環境教育に取り組む市民への支援 • 柳瀬川であそぼう 	<ul style="list-style-type: none"> • 荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業について、実績は前掲の通りである。 • 広報活動への支援等（毎年度実施） • 元気の出る街づくり活動報奨金については申請があったものについて報奨金を支給した。（毎年度実施） • 柳瀬川であそぼうの実施（毎年度実施） • 市民環境大学（平成 28 年度に第一期、平成 29 年度に第二期、平成 30 年度に第三期を開催） • 志木市環境フェア 2009（平成 21 年度開催） • 親と子の市内まるごとクリーン作戦の実施（毎年度実施） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> • 荒川河川敷については、参加者の増加を図る上で広報、ホームページの媒体を活用することや、不法行為の監視及び取締りを関係機関と連携する。クリーン作戦についても、参加者の増加を図る必要がある。 • 開講時間の関係上、日中時間がとれる市民しか受講できず、高齢の方が受講されることが多かった。
		今後の方針	継続、達成、廃止
		理由	<ul style="list-style-type: none"> • 朝霞市、志木市、和光市地区の荒川河川敷右岸における不法投棄の防止等、河川環境の保全を図るため、国や県、朝霞市、志木市、和光市と連絡調整を図り、的確な処置を講ずる必要があるため。 • 柳瀬川であそぼうについては主催は、NPO 法人エコシティ志木である。教育サポートセンターでは開催事務の協力をを行っている。 • 志木市民環境大学については、市の事業で平日実施のため、受講生の高齢者の割合が高くなってしまったものとする。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> • 長く続けてきたクリーン作戦が、子どもたちにとって環境教育の学びの場となり、市民の憩いの機会となるよう、広報活動や PR に工夫が必要である。 • 柳瀬川であそぼうについては、志木市の子どもたちのために協力して関係していくことは大切であるので、継続していく。 • 環境に関して興味関心のある市民が大学を受講し、その受講生が環境市民会議の一員となり、当計画策定に尽力してくれている現状を鑑み、一定の効果があったと考えていいものだと思っている。 		

② 環境意識の啓発

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> • 志木市環境フェア 2009 開催 • 志木市民環境大学（平成 28 年度～平成 30 年度の 3 か年） • 元気の出るまちづくり活動報奨金 • 環境に関する図書の展示：いろはふれあい祭りの展示会場において環境保護団体（NPO 法人）の活動報告を掲示 • 志木市環境市民会議（平成 19 年度より） • 志木市の環境デー制定（市民清掃イベントのクリーン作戦の日） 	<ul style="list-style-type: none"> • 志木市環境フェア 2009 開催（平成 21 年度開催） • 元気の出るまちづくり活動報奨金については、都度申請があったものについて報奨金を支給した。（毎年度実施） • 3.11 と防災（環境に関する図書の展示）（平成 24 年度、平成 25 年度） • 防災（環境に関する図書の展示）（平成 26 年度） • 防災、涼しい工夫（環境に関する図書の展示）（平成 27 年度） • 身を守れ、災害に備える、節約のつぼ、あったかライフ（環境に関する図書の展示）（平成 28 年度） • 志木市環境市民会議（毎年度実施） • 志木市民環境大学（平成 28 年度に第一期、平成 29 年度に第二期、平成 30 年度に第三期を開催） • 志木市の環境デー（親と子の市内まるごとクリーン作戦で実施）（毎年度実施） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> • 図書館での活動については、講座等で環境に関する取組についても動向を見ながら検討していく。 • 市民環境大学は第三期（平成 30 年度）で終了となる。 • 市民会議については、有意義な意見交換がなされることが多いが、会議の終着点に到達するまでに時間がかかってしまう傾向がある。 • 環境デーのイベントの動線が良くなかったが、改善しスムーズに移動を促せた。
		今後の方針	継続、達成、廃止
		理由	<ul style="list-style-type: none"> • ふれあいまつりにおける環境保護団体の活動内容の展示の他に、自主事業における理解促進事業を検討したい。（平成 30 年度いろは大学館外事業において富士見環境センターを見学） • 引き続き市民の環境意識の啓発を図るため、環境に関する図書を購入し、展示する。 • 志木市民環境大学のように市民参加型の学びの機会の創出を検討していく。志木市民環境大学自体は 3 か年計画のため、平成 30 年度をもって終了となるが、環境に関して興味関心のある市民が大学を受講し、その受講生が環境市民会議の一員となり、当計画策定に尽力してくれている現状を鑑み、一定の効果があったと考えていいものだと認識している。 • 志木市環境市民会議については、市民参加型の環境行政の推進の為に今後とも継続して実施していく予定である。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> • 篠塚線交差点改良図書館や公共施設については、環境意識の醸成のために積極的な掲示をお願いしていきたい。 • 環境に関して興味関心のある市民が志木市民環境大学を受講し、その受講生が環境市民会議の一員となり、当計画策定に尽力してくれている現状を鑑み、一定の効果があったと考えていいものだと認識している。 • 長く続けてきたクリーン作戦が、子どもたちにとって環境教育の学びの場となり、市民の憩いの機会となるよう、広報活動や PR に工夫が必要である。 		

【進行管理】

取組内容	取組実績	取組の振り返り	
<ul style="list-style-type: none"> 志木市環境審議会 志木市環境市民会議（平成 19 年度より） 志木市地球温暖化対策実行計画の推進 地域猫活動推進事業補助金（平成 28 年度から 3 か年） 志木市空き家等バンク媒介に関する協定締結（平成 27 年） 志木市空き家等対策計画の策定、空き家対策事業の実施 空き家等の利用等の相談に関する覚書締結（平成 30 年度） 元気の出るまちづくり活動報奨金 志木市水洗便所改造資金融資あっせん制度 志木市環境市民会議（平成 19 年度より） 広報紙へのごみ排出関連掲載 年次報告書「志木の環境」作成と公表 	<ul style="list-style-type: none"> 志木市環境審議会については実績なし 志木市環境市民会議の開催（毎年度実施） 志木市水洗便所改造資金融資条例に基づき、金融機関と契約を締結（毎年度継続） 志木市地球温暖化対策実行計画の推進（毎年度継続） 元気の出るまちづくり活動報奨金（毎年度実施） 志木市「空き家等対策」計画の策定、空き家対策事業の実施（平成 27 年度より毎年度継続） 空き家に特化した空き家等の利用等の相談会を実施した（平成 30 年度） 地域猫活動推進事業補助金（城ヶ丘）（平成 28 年度、29 年度実施） 年次報告書「志木の環境」の作成と公表（毎年度実施） 	課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> 志木市の水洗化率は 98.4%と高いため対象者が少ないことと、融資あっせんの金利が高いこと。 空き家対策については、所有者へ連絡がとりづらく、強制力がない。 「志木の環境」については、より多くの市民に目を通してもらえるような広報にしていく必要がある。
		今後の方針	継続
		理由	<ul style="list-style-type: none"> 篠塚線交差点改良市民参加型の環境行政の推進のため 水洗便所あっせんについては、水洗化率が 100%ではないため今後も継続していく。また、その他の生活環境についての取組についても、生活環境の向上を目指すため、継続的に推進していくこととする。 空き家対策については、生活環境の保全に必要であり、空き家の利活用を促進していく必要がある。 継続的に実施していく。
事務局のコメント	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づく計画策定の際の調整、審議を必要とするために継続する。 今後とも連携して志木市の環境行政を推進していきたい。 空き家や猫の問題等生活環境に直結する苦情が多く、適切かつ臨機応変に対応していく。 志木市環境市民会議の委員、市役所とで今後とも連携して環境行政を推進していきたい。 		

資料編7 志木市の環境に関する市民意識調査結果

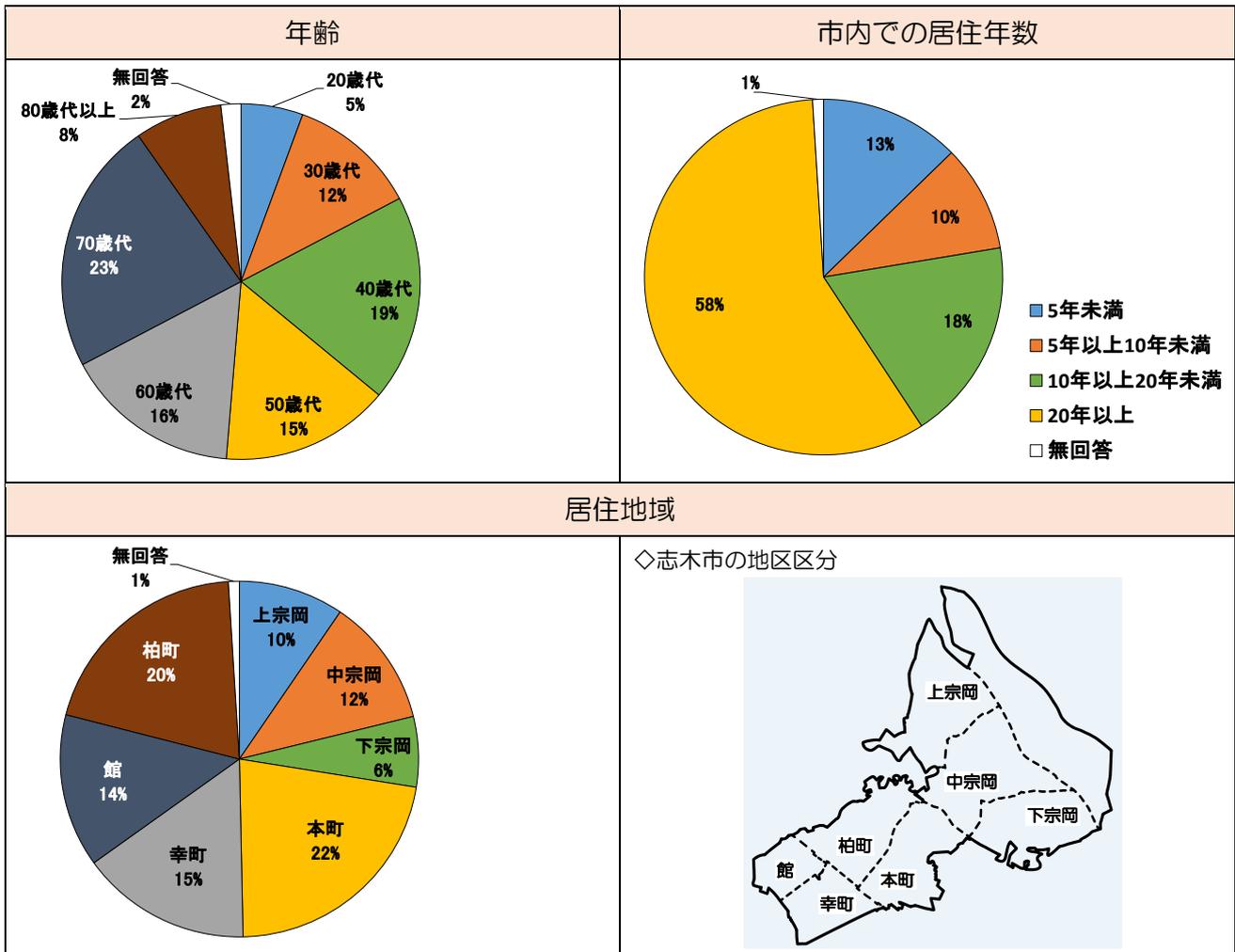
本計画策定にあたり、現在の本市の状況や環境に対する市民のみなさんの意識を把握するため、一般市民、市立小学校の児童（5年生）、事業所を対象に市民意識調査を実施しました。

市民意識調査の概要

対象	配布方法	配布数	回収数	回収率
一般市民	無作為抽出	2000	610	30.5%
市立小学校の児童（5年生）	各学校に配布（計8校）	640	621	97.0%
事業所	無作為抽出	200	66	33.0%

一般市民を対象とした意識調査の集計結果

● 回答者の属性



●住居周辺の環境に関して、現状の満足度と今後の重要度

満足度、重要度及び課題度の算出方法

① 以下のように回答内容とポイントを対応させる

満足度	課題度
“満足” : 10ポイント	“重要” : 10ポイント
“やや満足” : 5ポイント	“やや重要” : 5ポイント
“やや不満” : -5ポイント	“やや重要でない” : -5ポイント
“不満” : -10ポイント	“重要でない” : -10ポイント

② 各回答内容の割合に、対応するポイントをかけ、それらの総和を“スコア”とする

・満足度スコア

$$= \text{“満足”の割合} \times 10 + \text{“やや満足”の割合} \times 5 + \text{“やや不満”の割合} \times (-5) + \text{“不満”の割合} \times (-10)$$

・重要度スコア :

$$= \text{“重要”の割合} \times 10 + \text{“やや重要”の割合} \times 5 + \text{“やや重要でない”の割合} \times (-5) + \text{“重要でない”の割合} \times (-10)$$

③ 重要度スコアから満足度スコアを引いたものを課題度スコアとする

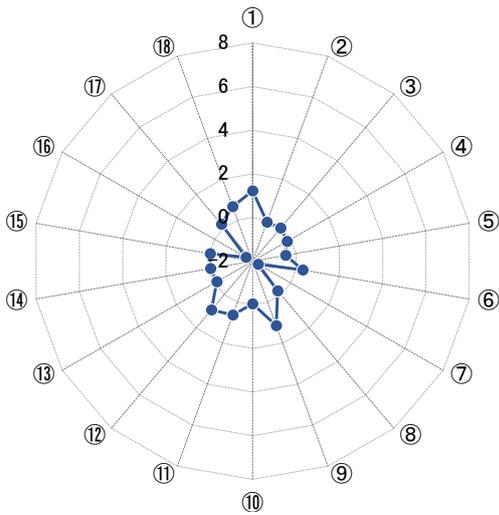
・課題度スコア

$$= \text{重要度スコア} - \text{満足度スコア}$$

◇ 回答項目

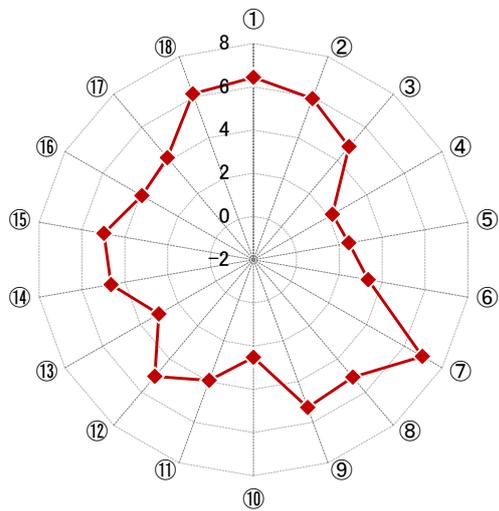
項目番号	項目
①	空気のきれいさ
②	川の水のきれいさ
③	雑木林等の緑との親しみ
④	農地や里地との親しみ
⑤	生き物とのふれあいや共生
⑥	水辺との親しみ
⑦	地震・水害等による防災対策の整備
⑧	街並みの美しさ
⑨	ごみの分別
⑩	歴史的・文化的雰囲気
⑪	景色のよいところがある
⑫	散歩や歩いて移動しやすい
⑬	市民が環境やまちづくりに積極的に参加する市民力の高さ
⑭	子育てのしやすさ
⑮	公園・緑地の身近さ
⑯	文化・スポーツ施設の整備のよさ
⑰	図書館の利用のしやすさ
⑱	公共交通の便の良さ

項目別満足度スコア



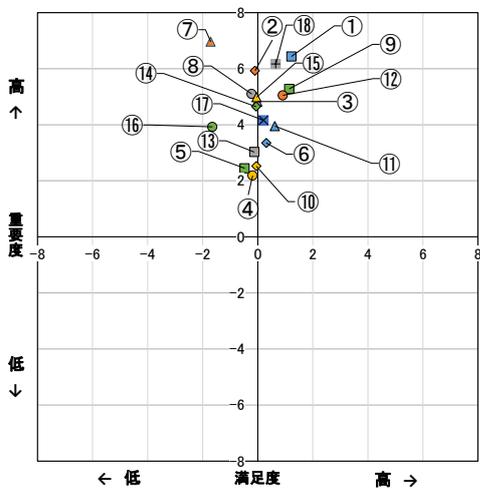
順位	項目番号	項目	満足度スコア
1	①	空気のきれいさ	1.22
2	⑨	ごみの分別	1.14
3	⑫	散歩や歩いて移動しやすい	0.91
4	⑱	公共交通の便の良さ	0.66
5	⑪	景色のよいところがある	0.62
6	⑥	水辺との親しみ	0.31
7	⑰	図書館の利用のしやすさ	0.21
8	③	雑木林等の緑との親しみ	-0.02
9	⑮	公園、緑地の身近さ	-0.04
10	⑩	歴史的、文化的雰囲気	-0.05
11	⑭	子育てのしやすさ	-0.06
12	②	川の水のきれいさ	-0.10
13	⑬	市民が環境やまちづくりに積極的に参加する市民力の高さ	-0.12
14	④	農地や里地との親しみ	-0.19
15	⑧	街並みの美しさ	-0.22
16	⑤	生き物とのふれあいや共生	-0.48
17	⑯	文化、スポーツ施設の整備のよさ	-1.65
18	⑦	地震、水害等による防災対策の整備	-1.71

項目別重要度スコア



順位	項目番号	項目	重要度スコア
1	⑦	地震、水害等による防災対策の整備	6.96
2	①	空気のきれいさ	6.44
3	⑱	公共交通の便の良さ	6.16
4	②	川の水のきれいさ	5.93
5	⑨	ごみの分別	5.28
6	⑧	街並みの美しさ	5.10
7	⑫	散歩や歩いて移動しやすい	5.05
8	⑮	公園、緑地の身近さ	4.98
9	③	雑木林等の緑との親しみ	4.83
10	⑭	子育てのしやすさ	4.65
11	⑰	図書館の利用のしやすさ	4.16
12	⑪	景色のよいところがある	3.95
13	⑯	文化、スポーツ施設の整備のよさ	3.92
14	⑥	水辺との親しみ	3.35
15	⑬	市民が環境やまちづくりに積極的に参加する市民力の高さ	3.02
16	⑩	歴史的、文化的雰囲気	2.52
17	⑤	生き物とのふれあいや共生	2.45
18	④	農地や里地との親しみ	2.19

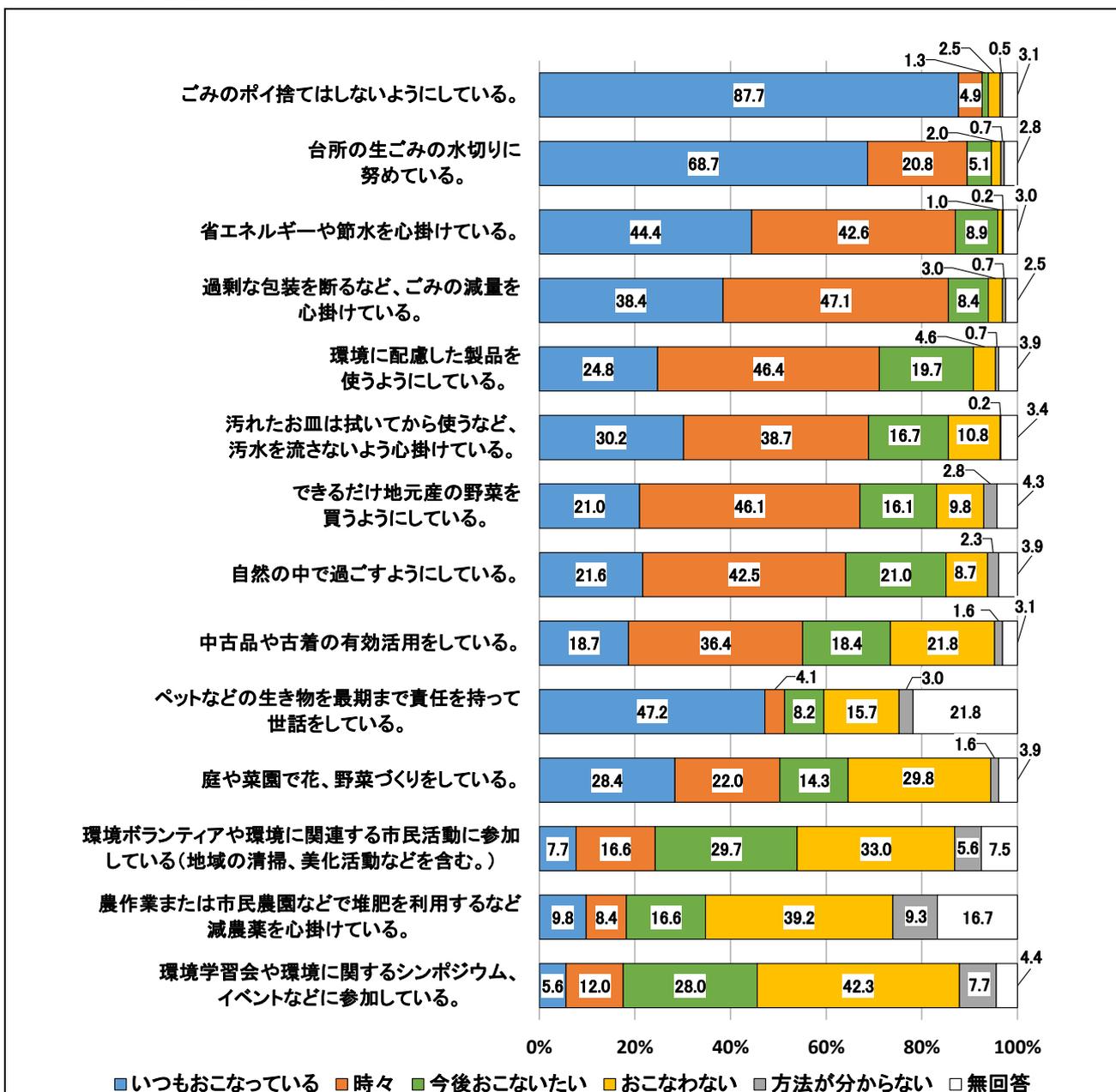
満足度と重要度の相関



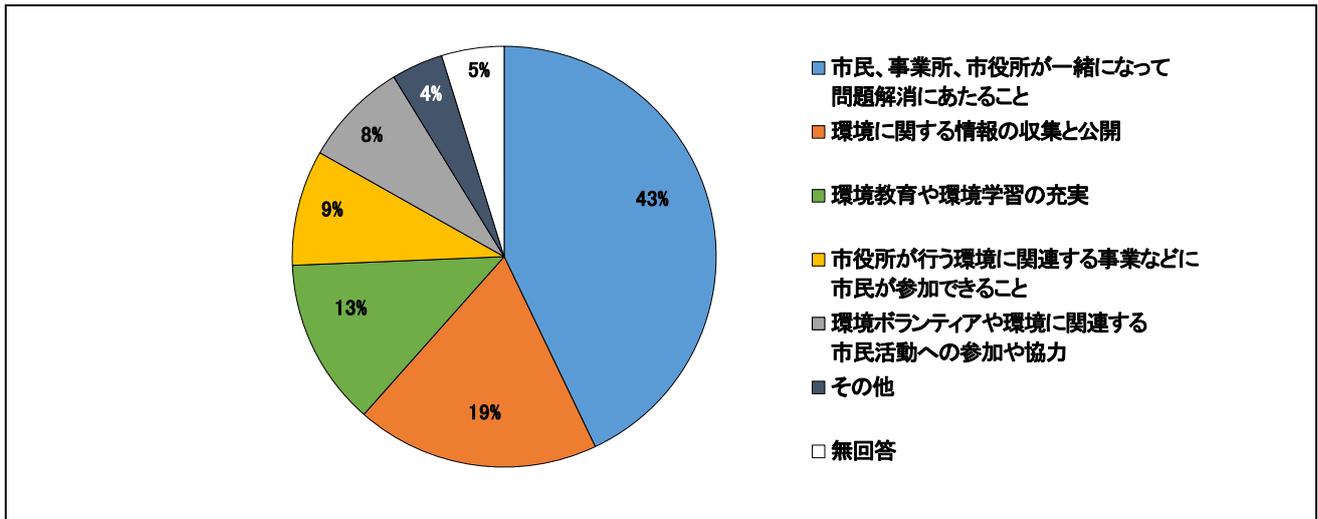
課題度スコアの順位別一覧

順位	項目番号	項目	課題度スコア
1	⑦	地震、水害等による防災対策の整備	8.67
2	②	川の水のきれいさ	6.02
3	⑯	文化、スポーツ施設の整備のよさ	5.57
4	⑱	公共交通の便の良さ	5.51
5	⑧	街並みの美しさ	5.32
6	①	空気のきれいさ	5.21
7	⑮	公園、緑地の身近さ	5.02
8	③	雑木林等の緑との親しみ	4.84
9	⑭	子育てのしやすさ	4.70
10	⑫	散歩や歩いて移動しやすい	4.14
11	⑨	ごみの分別	4.14
12	⑰	図書館の利用のしやすさ	3.94
13	⑪	景色のよいところがある	3.33
14	⑬	市民が環境やまちづくりに積極的に参加する市民力の高さ	3.15
15	⑥	水辺との親しみ	3.04
16	⑤	生き物とのふれあいや共生	2.92
17	⑩	歴史的、文化的雰囲気	2.57
18	④	農地や里地との親しみ	2.38

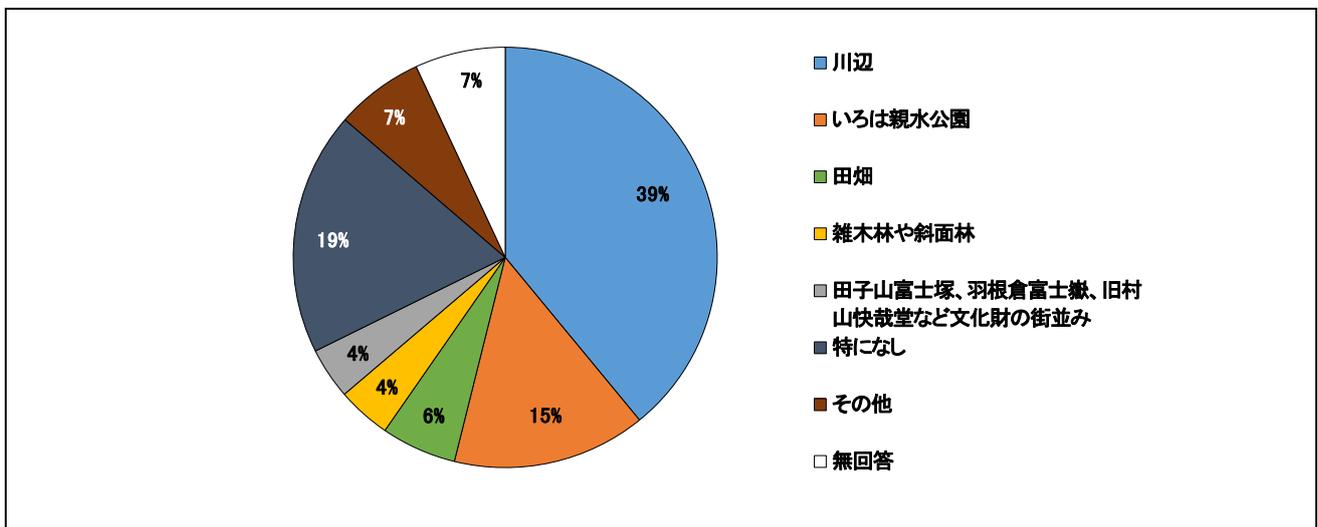
●環境に関する日常的な取組の実施状況



●志木市の環境づくりにあたって大切であると思うこと

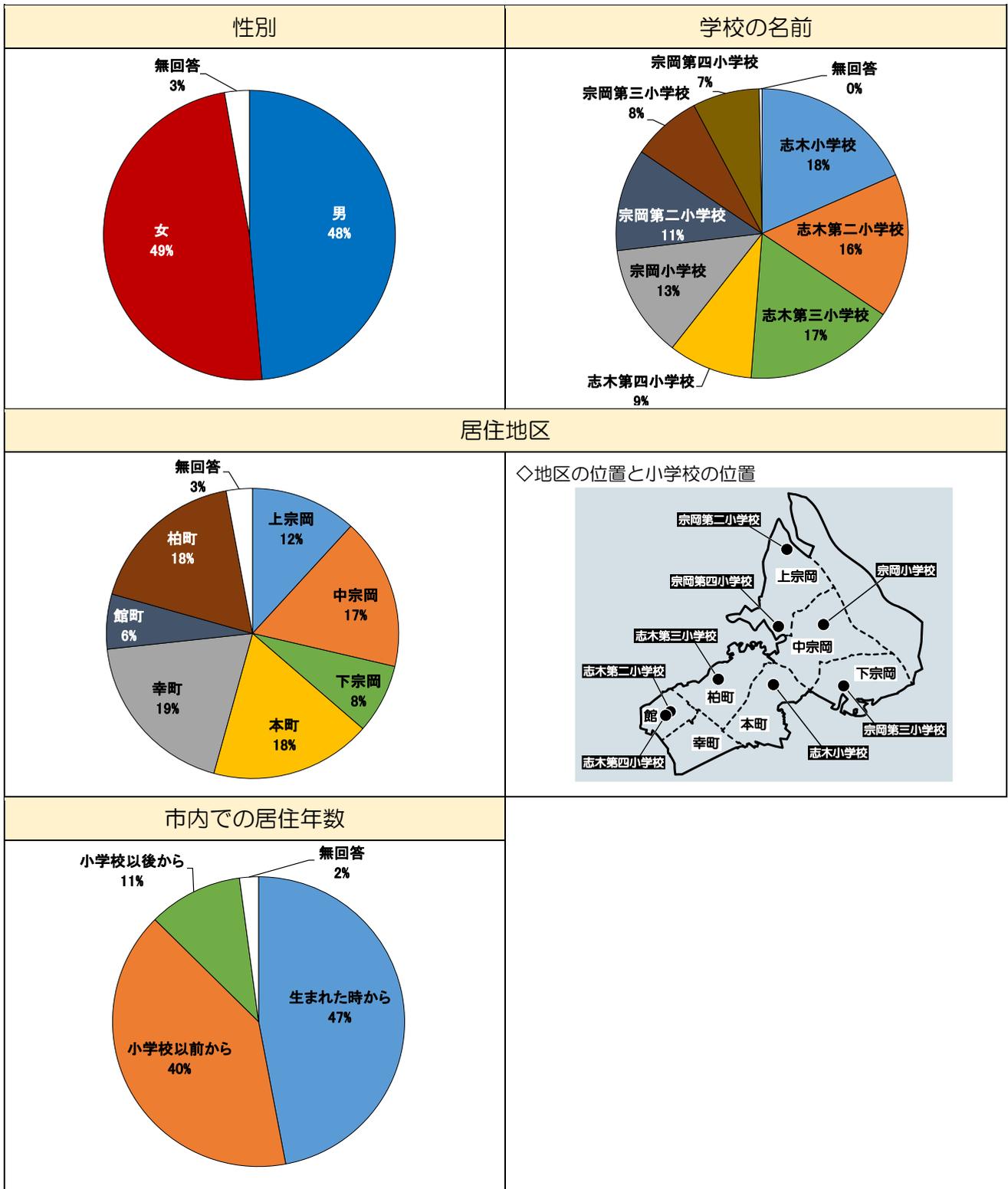


●志木市内で自然を感じ、心が休まる場所



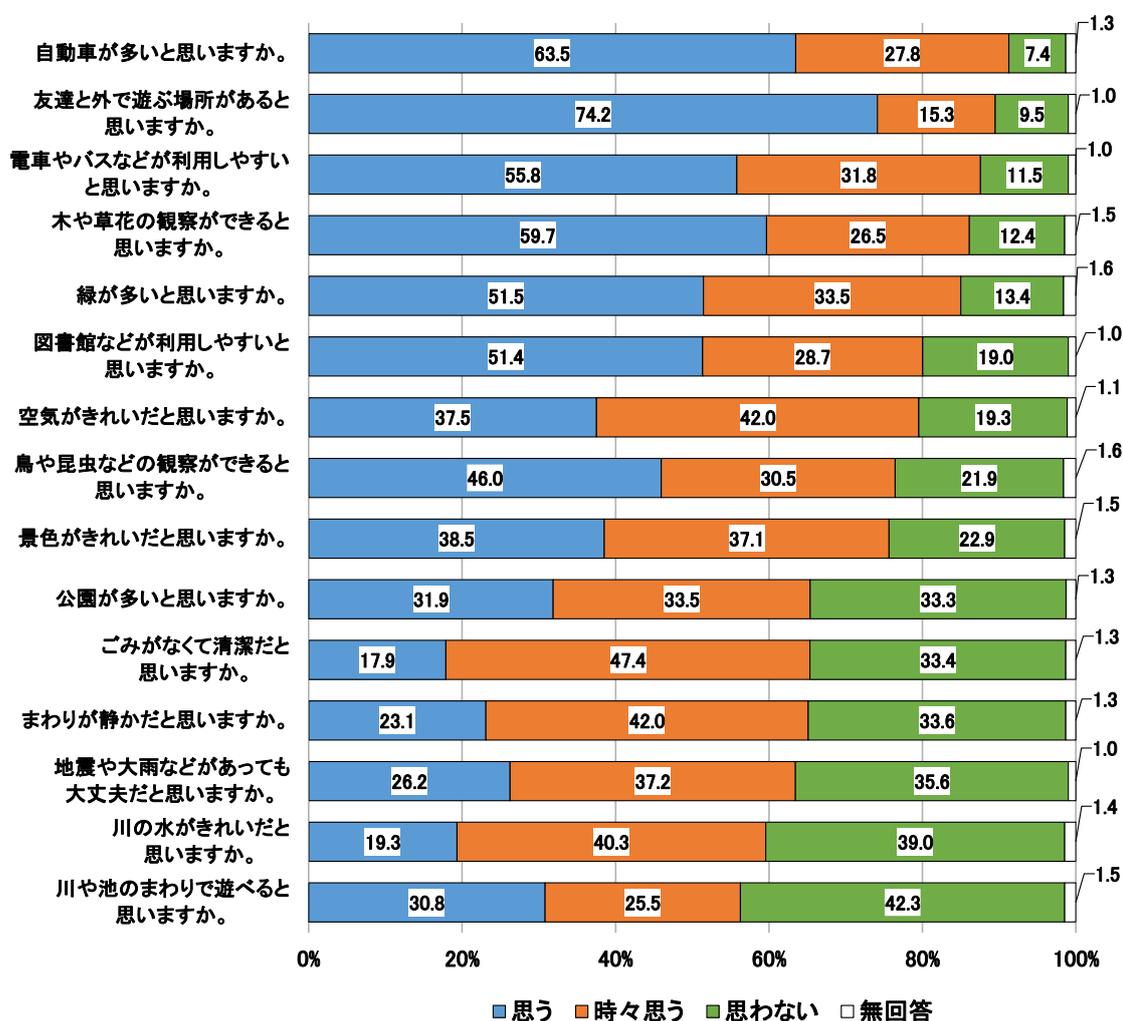
市立小学校の児童（5年生）を対象とした意識調査の集計結果

●回答者の属性

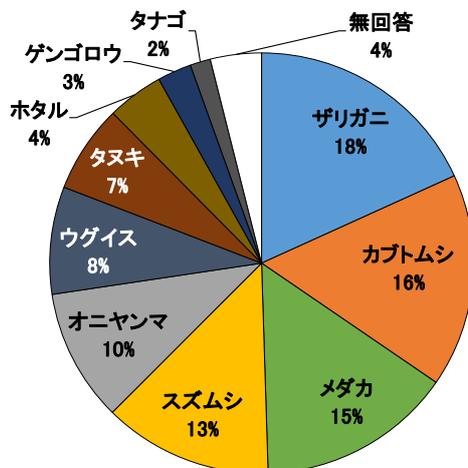


●住居周辺の環境について

住居周辺の環境に関して思うこと

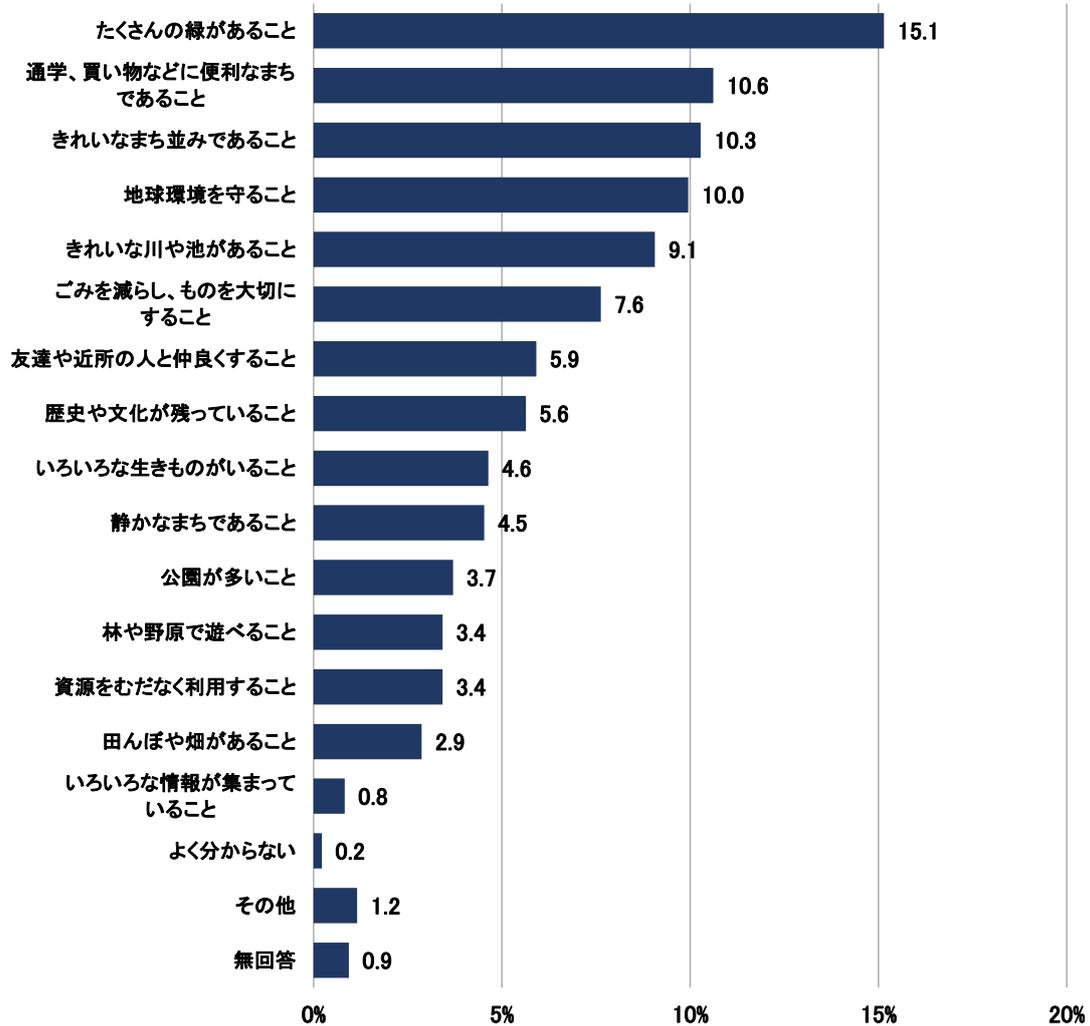


住居周辺でみられる生きもの

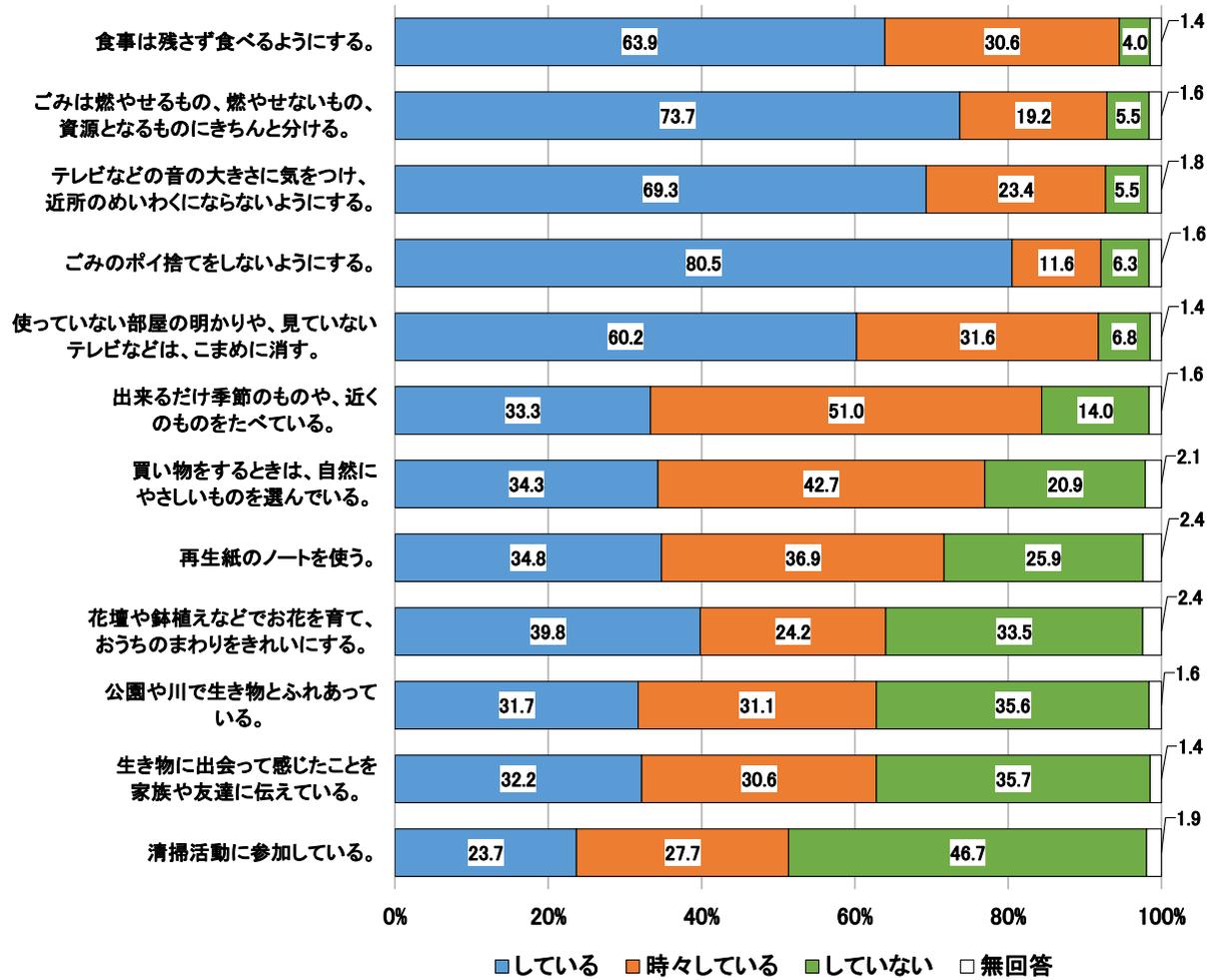


●志木市の将来の環境づくりについて

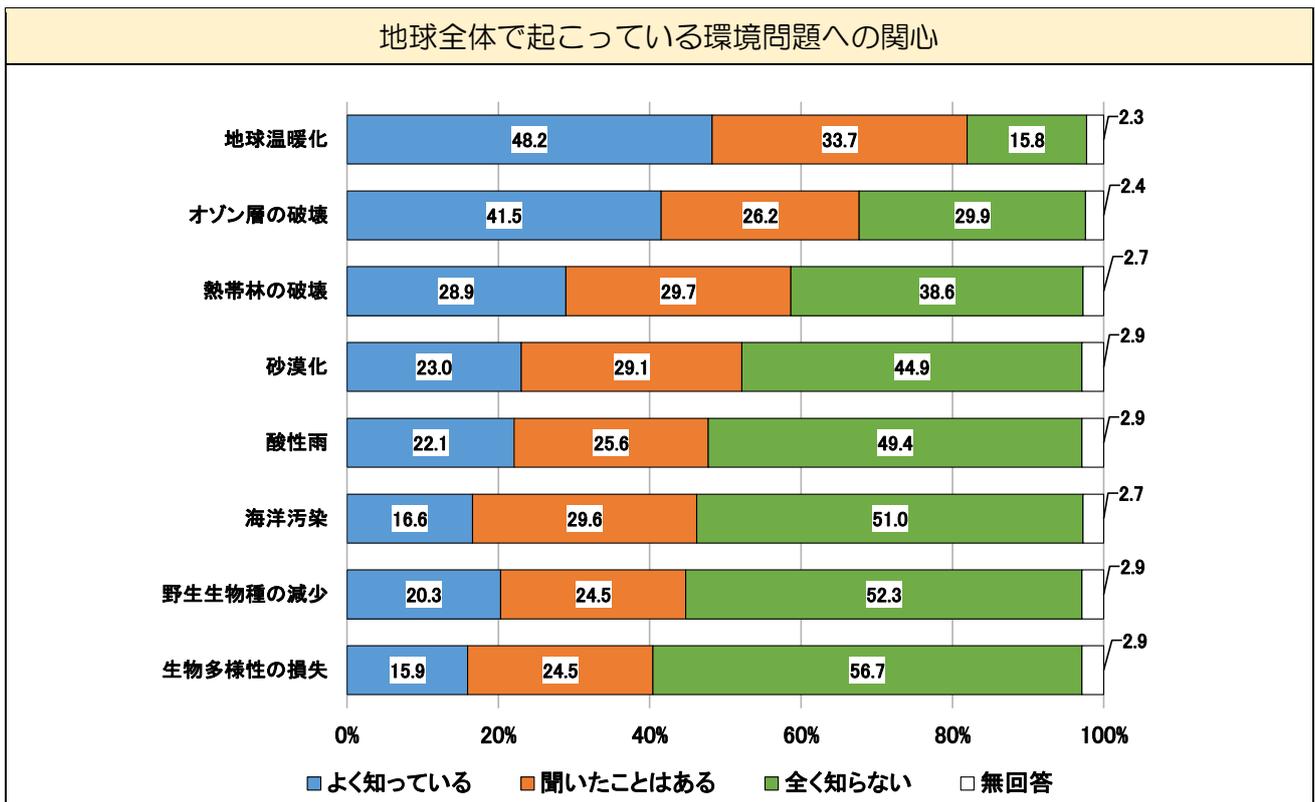
将来の志木市の環境に大切だと思うもの



環境を守るために行っていること

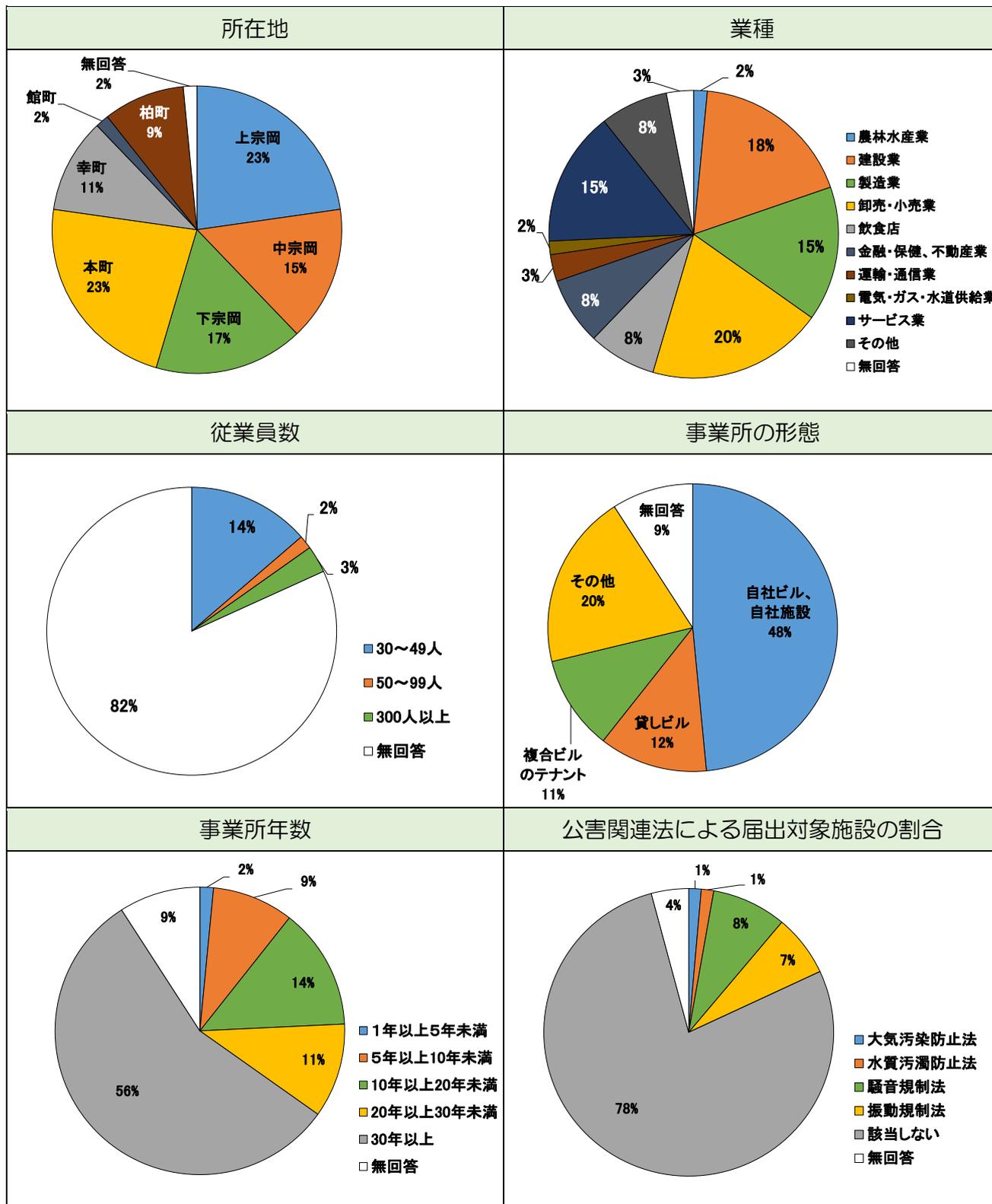


●あなた自身の環境に対する考え方などについて



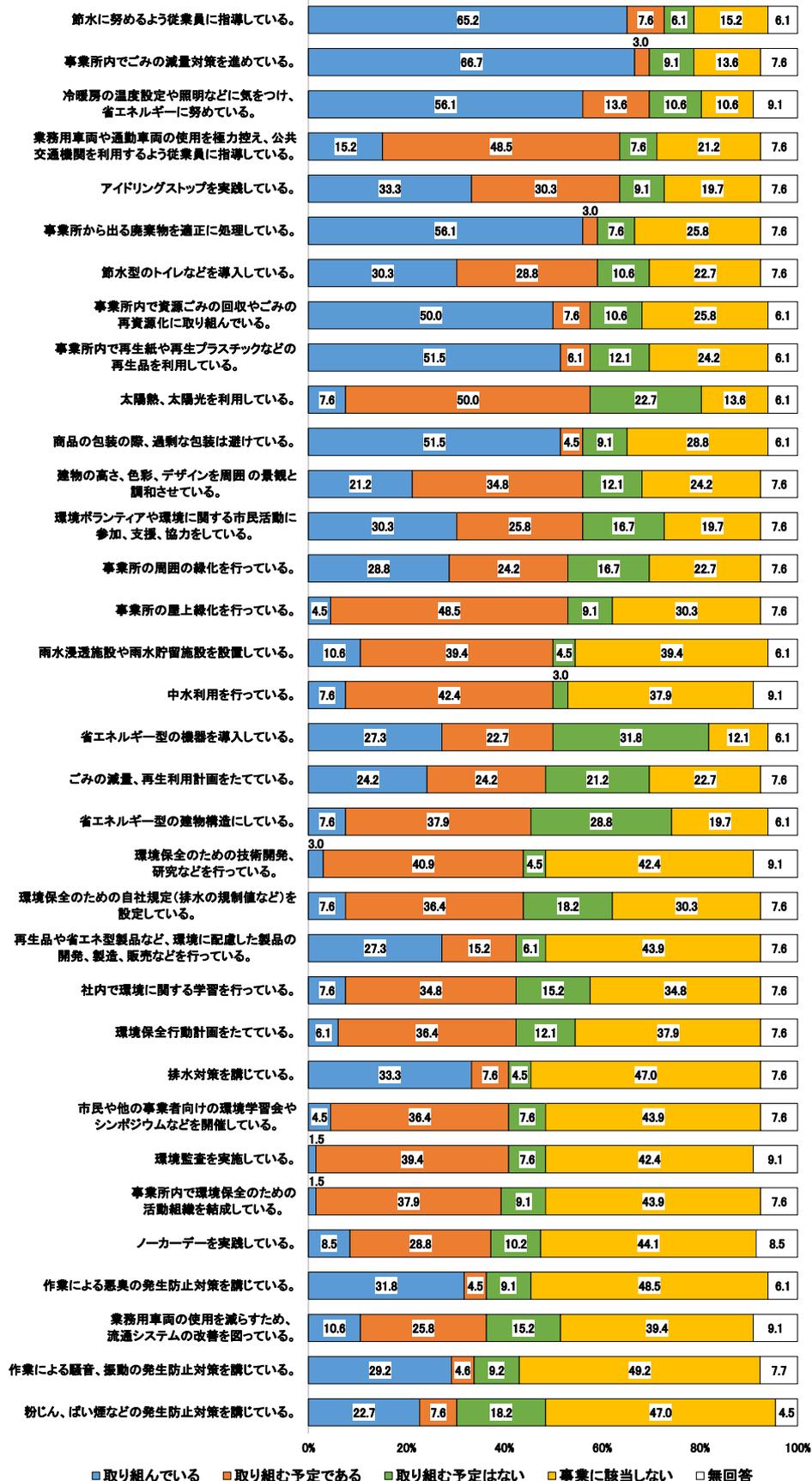
事業者を対象とした意識調査の集計結果

● 回答者の属性

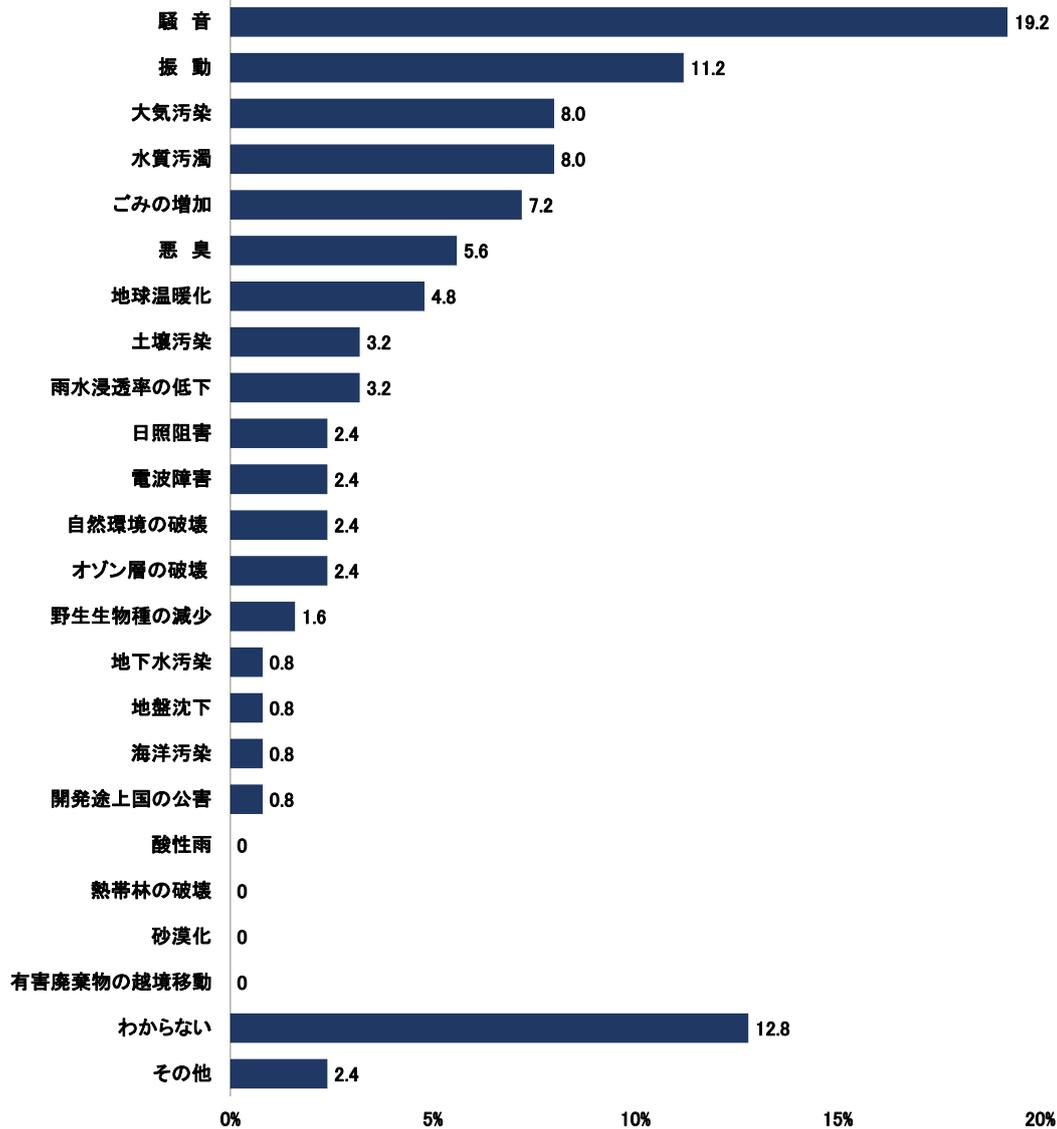


●環境保全のための取組について

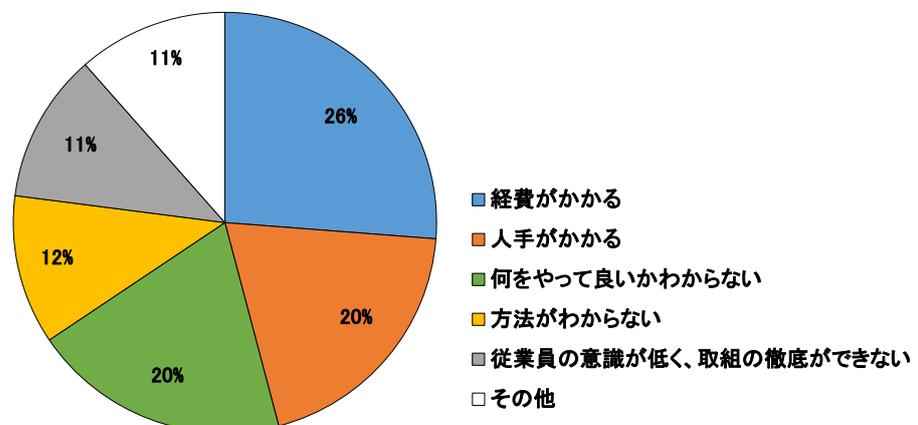
環境保全のための取組



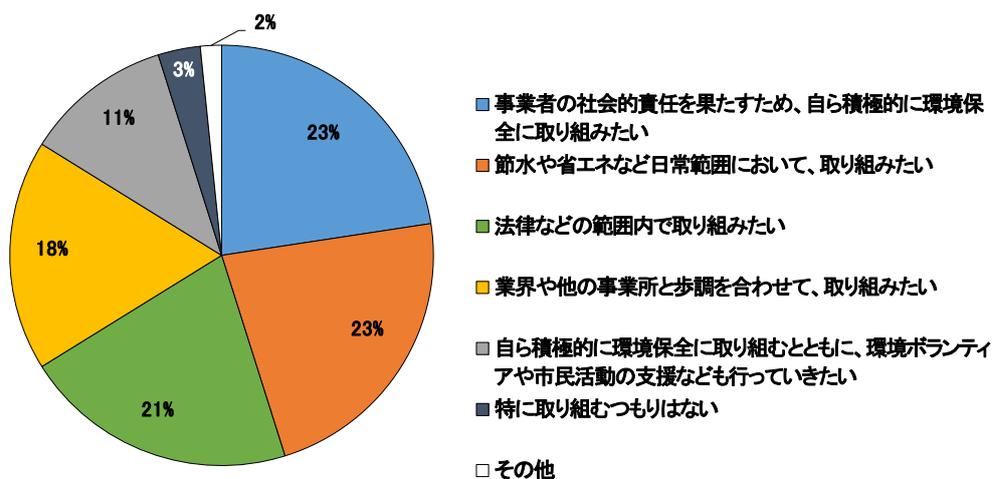
影響を与えていると思う環境問題



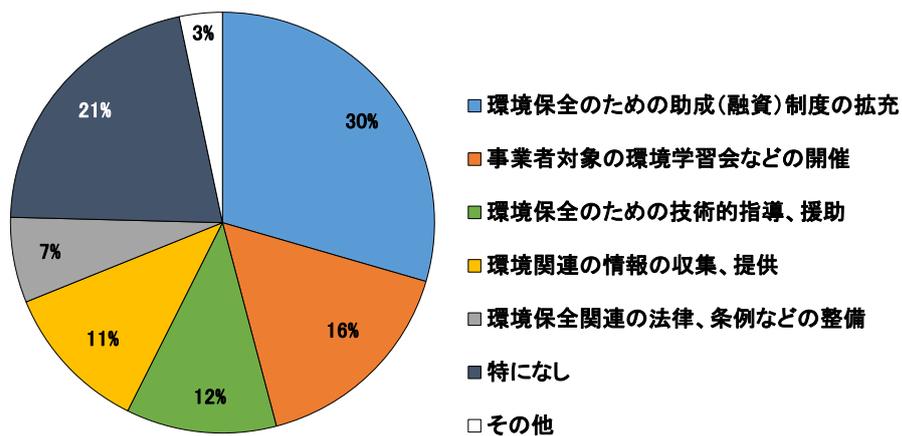
環境保全の取組の障害



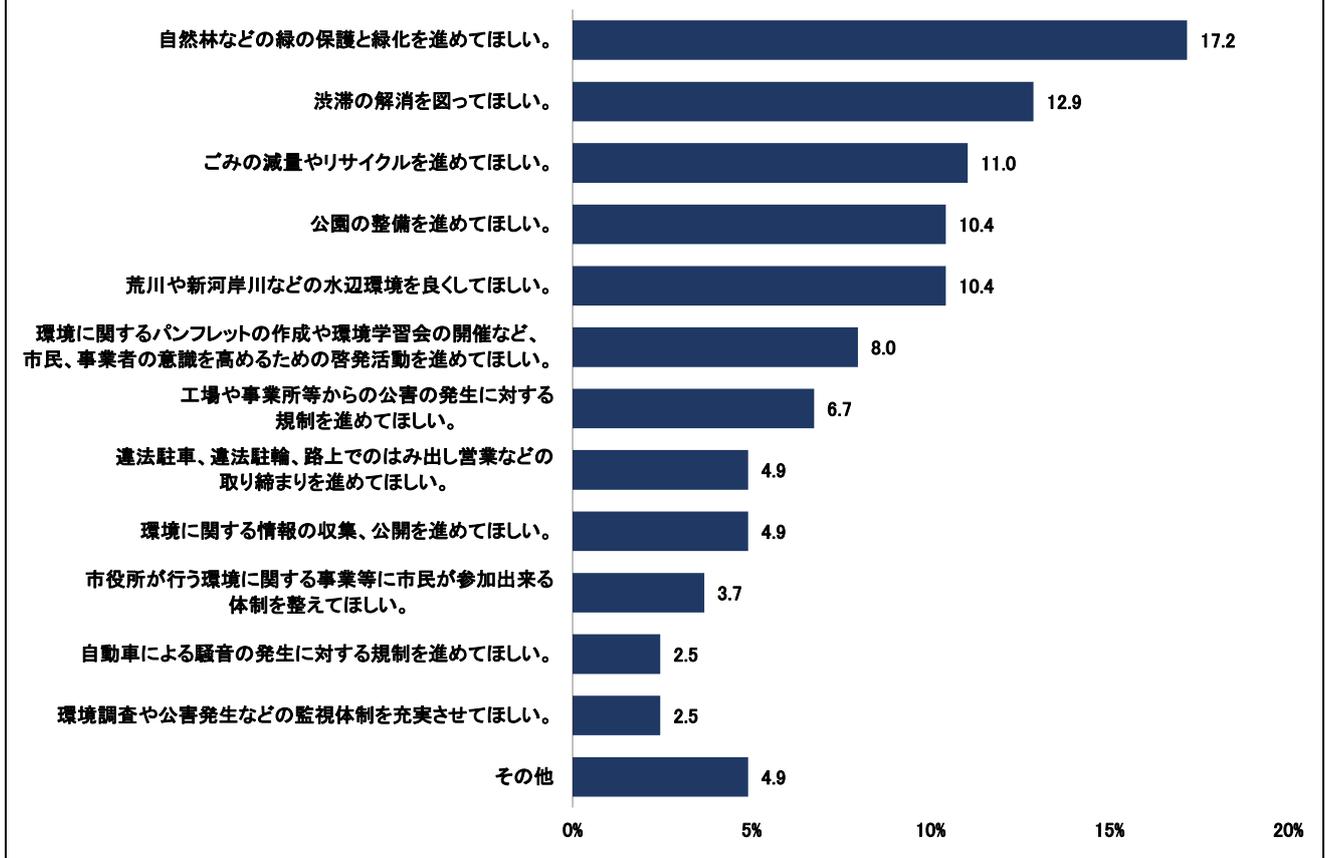
今後の環境保全への取組方



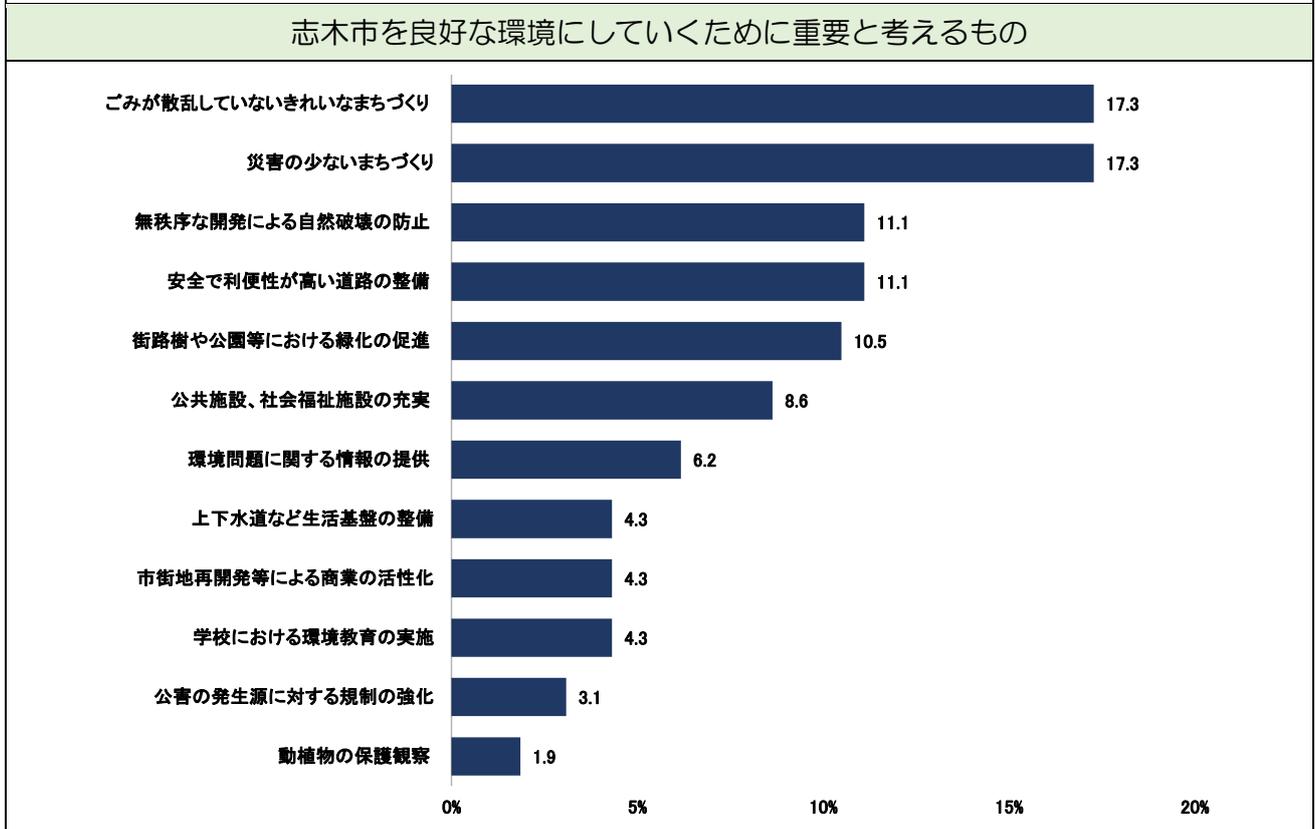
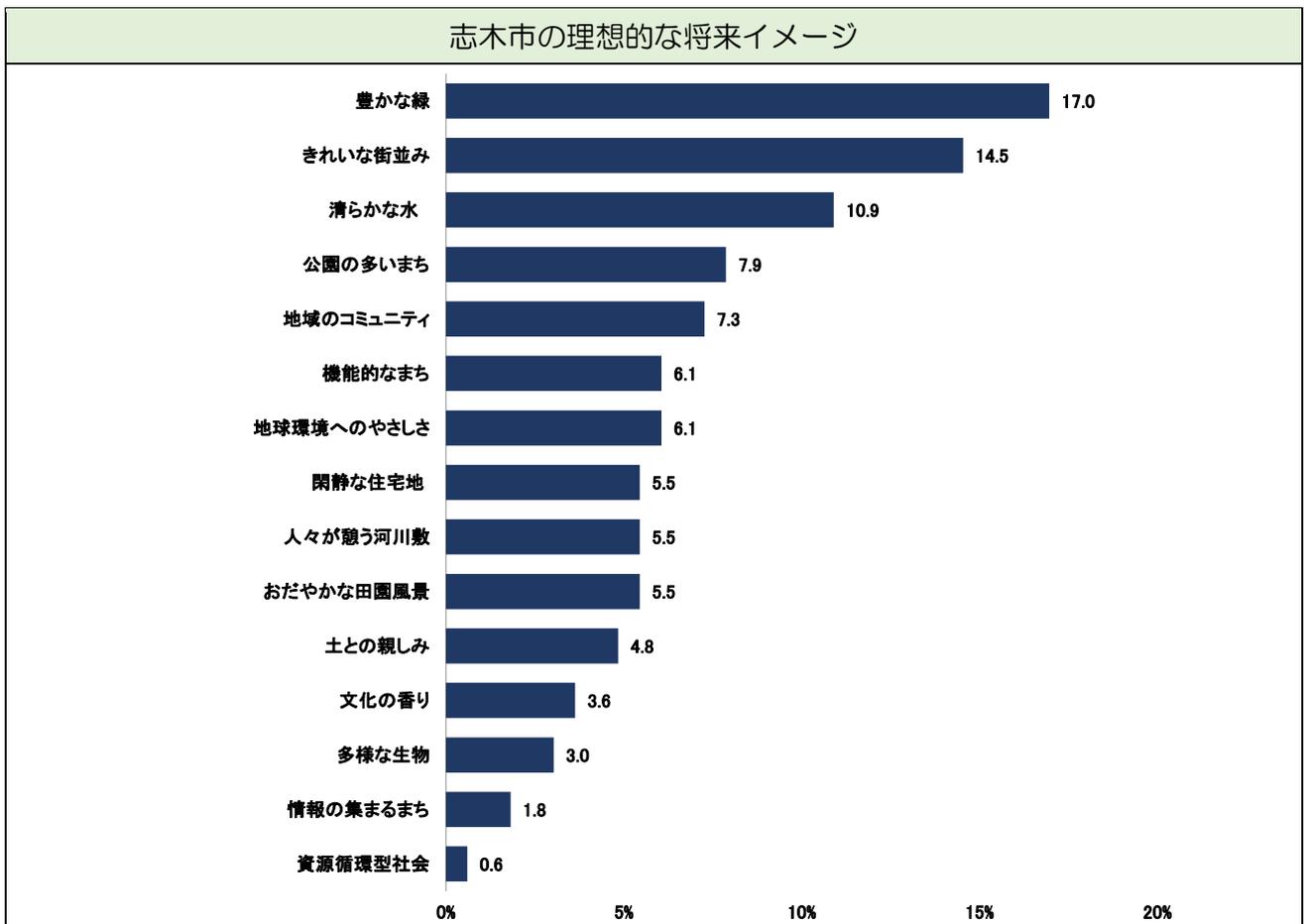
環境保全の取組を進めるにあたって行政に求めること



環境をよりよくするために行政に進めてほしい取組



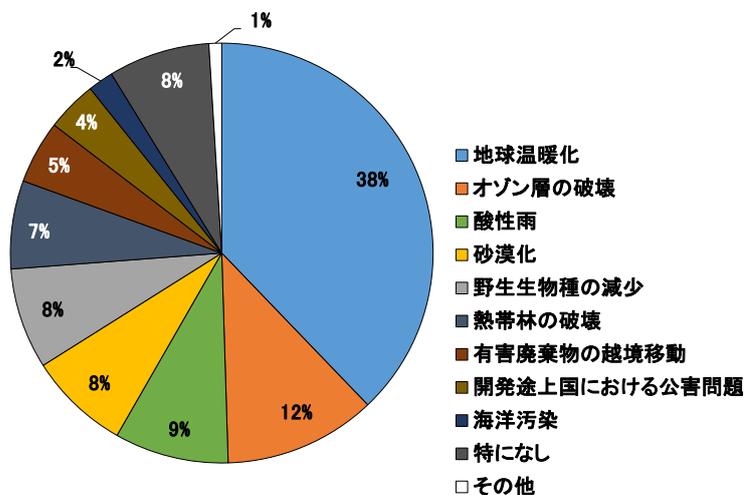
●志木市の将来の環境づくりについて



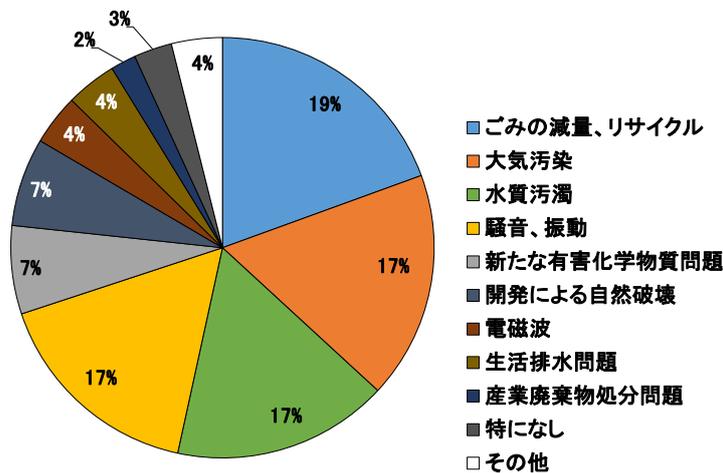
●環境問題に対する考えについて

関心を持っている環境問題

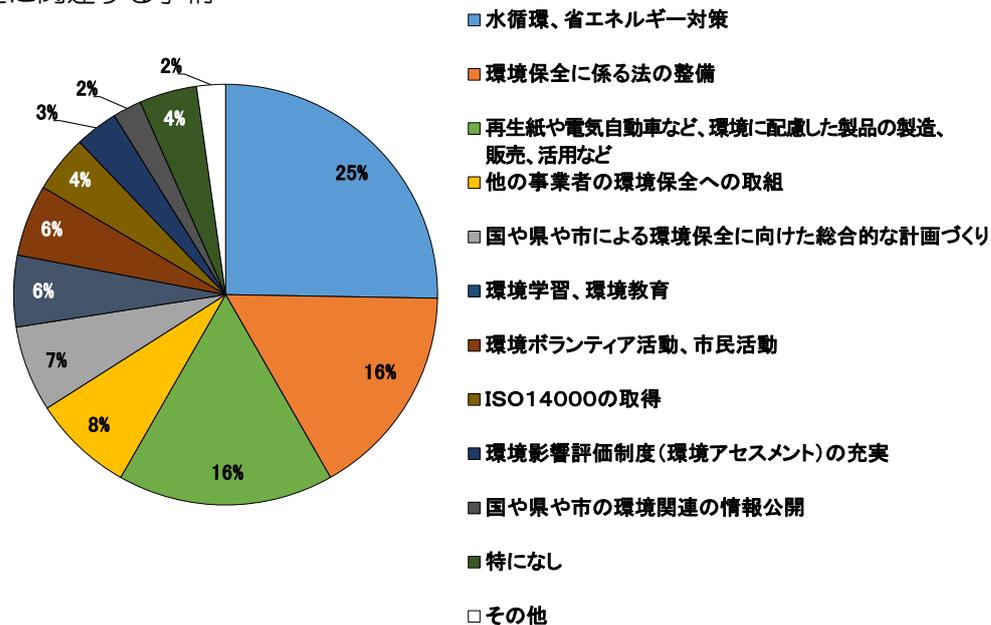
I. 地球環境問題



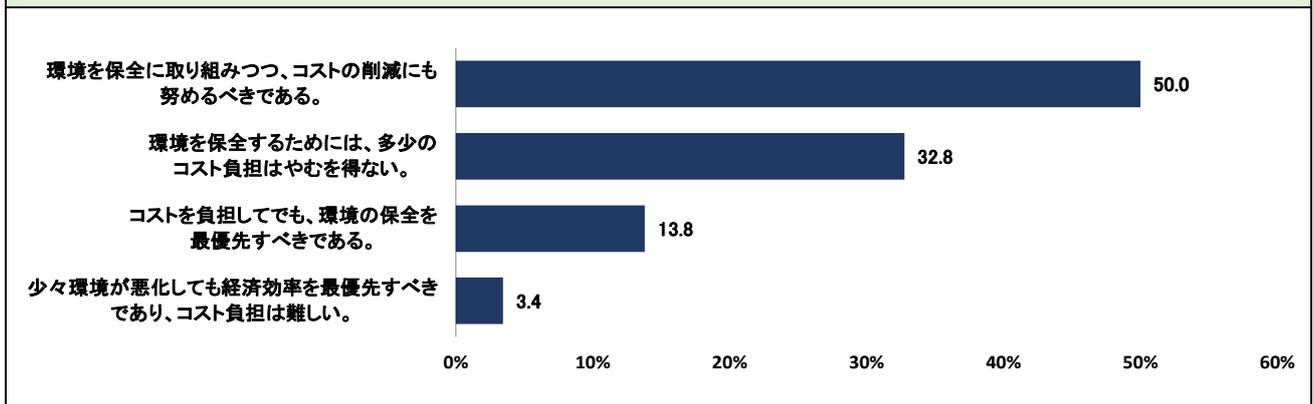
II. 地域レベルの環境問題



III. その他の環境保全に関連する事柄



事業所としての考え方



集計結果のまとめ

一般市民、小学生、事業者ともに、ごみの分別や省エネルギー、節水などの省資源等、身近にできる環境保全の取組を進めているという回答が多い結果となりました。

まちづくりに関する回答として、一般市民を対象としたアンケートでは、住居周辺の環境に関する満足度と重要度の結果から、「地震、水害等による防災対策の整備」が最も課題度スコアの高い問題となりました。この結果は、近年各地で増加している地震や局所的な豪雨による影響が高いと考えられます。また、一般市民、小学生、事業者ともに、将来の志木市には「みどりが多いまち」を望む声が多く寄せられました。防災の整備とみどりの保全が調和した環境を築くことで、本市で生活する人々が住み続けたいと思えるまちにつながると考えられます。

また、本市の課題として、環境イベントやボランティア活動への参加が挙げられます。市民アンケート、小学生アンケート、事業者アンケートともに、そうした活動への参加率が低いことがうかがえました。本市では定期的な市民参加型イベントを行っていますが、次世代の環境リーダーを育てる必要性も考慮し、イベントの啓発に力を入れていく必要があります。

三者が一体となって環境の保全と創造に取り組むために、効果的な情報の発信、受信方法を検討することが求められます。

あ 行

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に設立された国際的な組織です。

悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として制定された法律です。

アダプト・システム

道路や公園などの公共の場所を「養子」に見立てて、清掃や花壇の手入れなどを行うシステムです。

荒川河川敷不法投棄一斉撤去事業

朝霞市、志木市、和光市地区荒川クリーン協議会主催の事業であり、荒川上流河川事務所管内（荒川、入間川、小畔川、越辺川、高麗川、都幾川）の河川敷の不法投棄物等の一斉撤去などを実施しています。

生け垣設置奨励金交付制度

緑化の推進と災害の防止に寄与するため、生け垣を新たに設置する方に対して、その設置費用の一部を奨励金として交付する制度です。

いろは楽学塾

志木市において、市の職員や市内企業の社員、そして様々な資格や技能を持った市民やボランティア団体を講師として登録し、ボランティア活動や生涯学習活動、市民活動を支援する取組です。講師を、市民団体やグルー

プ、学校の研修会や学習の場に無料で派遣する「いろは楽学塾出前講座」と、利用登録者の希望に合った登録講師の情報を提供する「いろは楽学塾市民アカデミー」の制度があります。

インフラ基盤（インフラストラクチャー）

経済活動や社会生活の基盤となるような施設や設備などを指します。具体的には、電力などのエネルギー産業、道路や港湾などの輸送施設、電信や電話などの通信施設、都市計画における公園や上下水道、河川などの都市施設を指します。都市整備と産業発展を図るうえでは欠かせないものです。

雨水貯留、浸透施設

雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりすることで、下水道や河川への雨水流出量を抑制する施設です。雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。貯留した雨水をポンプでくみ上げて散水等の雑用水として利用することもできます。また、雨水浸透施設には、地表に降り注いだ雨水を一時的に集め、徐々に地中へと浸透させてゆく浸透ますや浸透管（浸透トレンチ）、雨水を浸透させる透水性舗装などがあり、水害を防止するとともに地下水涵養にも効果があります。

エコドライブ

車を運転するドライバーが、燃料消費やCO₂（二酸化炭素）を減らし、地球温暖化防止に向けた運転をする取組です。

エネルギーマネジメントシステム

電気やガス、熱などのエネルギーの見える化や、設備の最適運用などを実現するシステムです。ICT（情報通信技術）を用いてエネル

ギーの使用状況を適切に把握及び管理することで、省エネルギー及び負荷平準化（季節や時間による電力消費量の格差の縮小）など、エネルギーの効率的な利用を実現します。

落ち葉銀行事業

志木市における、資源循環型のまちづくりを進めるため、家庭ごみの減量化と資源化を図り、これまで可燃ごみとしていた一般家庭から出される落ち葉や剪定枝を回収し、堆肥化して土に戻す事業です。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことです。CO₂（二酸化炭素）やCH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）などが該当します。

か行

カーシェアリング

近隣の人と同じ車を共有して使う取組です。

外来生物

人為的な影響によって、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のことです。

核家族

一組の夫婦のみ、一組の夫婦と子ども、父親または母親とその子どものみで構成される家族を示します。

家庭ごみの戸別訪問回収事業

家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者などの世帯に対し、戸別に玄関先まで収集に伺うとともに、安否確認を実施する事業です。日常生活の負担軽減を図るなど、在宅生活の支援を図り、高齢者が住み慣れた地域で安全、安心に暮らすことができる環境づくりを目的とします。

環境基本法

環境に関するすべての法律の最上位に位置する法律です。環境保全に向けた基本的な方向性を示しています。

環境保全型農業

生産性との調和などに留意しつつ、農業の持つ物質循環機能を生かすことで、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した、持続的な農業のことです。

クールオアシス

県で実施している熱中症対策の一環で、県内の公共施設のほか、県内企業等に外出時の一時休息所や、熱中症についての情報発信拠点を設置する取組です。

COOL CHOICE

2030 年度に温室効果ガスの排出量を対 2013 年度で 26%削減するという目標を達成するための国民運動です。

クールビズ

冷房温度の適正化と、その温度に適した軽装などを推進する取組です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選ぶ購入方法です。

クリーンパトロール

志木市内の河川敷を中心とした、不法投棄及び犬の散歩などの監視を行うボランティア活動のことを指します。

光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度上昇によって空気に「もや」がかかる現象のことです。光化学オキシダントは自動車や工場からの排気ガス等に含まれる窒素酸化物や、塗料や接着剤等に含まれている揮発性有機化合物等が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすことで生じます。また「光化学スモッグ注意報」は「光化学オキシダントの濃度が高く、その状態が継続すると認められることを知らせる注意報」のことです。注意報発令時は、健康被害を受けないように注意する必要があります。

公共施設の屋根貸し事業

志木市において、地球温暖化対策として二酸化炭素の削減を図るとともに、公共施設の有効活用、環境教育や環境啓発及び災害時の電力供給による避難場所の機能強化などを目的として、太陽光発電事業を行う事業者に対し、小学校や中学校の屋根を貸し出す事業です。

工場立地法

工場立地が、環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするために、工場立地に関する調査と工場立地に関する準則等の公表により、これらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

高齢化

人口全体に対する 65 歳以上の高齢者の割合が高くなることです。

国連環境開発会議（地球サミット）

1992 年にブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と開発をテーマにした国連会議です。当時のほぼ全ての国連加盟国 172 カ国の政府代表が参加し、そのうち 116 カ国は国家元首が参加しました。

国連気候変動枠組条約

1992 年に採択された条約です。国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標としており、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しています。この条約に基づき、1995 年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催されています。

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）、パリ協定

国連気候変動枠組条約に基づき、2015 年にフランスのパリで気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催されました。その際に採択されたのが、気候変動に関する

2020 年以降の新たな国際枠組であるパリ協定です。パリ協定では、温室効果ガス排出量削減に係る長期目標などが掲げられています。

国連サミット

2015 年にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」のことです。

ごみ分別指導員

ごみ集積所を巡回し、ごみの分け方や出し方の啓発指導と市への不法投棄物の通報などを行うボランティアです。

さ 行

志木市あき地の環境保全に関する条例

志木市において、あき地の環境を保持し、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的として制定された条例です。

志木市空き家等対策計画

空き家等について、市民等及び地域の安全や安心の確保並びに生活環境の保全を図るため、本市の取り組むべき対策の方向性等を明確に示す計画です。また、地域資源としての空き店舗等や空き家等の有効活用を促進するために必要な事項を定め、地域の活性化やコミュニティ機能の維持の促進により、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としています。

志木市空き家等バンク制度

志木市内にある空き家の情報を、住宅を探している方へ提供することで、空き家の有効利用と地域の活性化等を図ることを目的とした制度です。この制度は、空き家を所有する人で、売却や賃貸の希望がある方に空き家等バンクに登録していただき、市のホームページ等で公開し、空き家を購入したい人や借りたい人に情報を提供するものです。

志木市意見公募手続制度

志木市の政策形成過程における市民参加の

機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的につくられた制度です。「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。

志木市環境基本計画策定庁内検討会議

志木市環境基本計画に関する庁内各部局の連携による各種事業を総合的かつ計画的に推進するために設置された組織です。市民生活部長、環境推進課長及び主管課長会議構成員で構成されています。

志木市環境基本条例

志木市において、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めている条例です。これらの施策を総合的かつ計画的に推進することで、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の実現に寄与することを目的としています。

志木市環境市民会議

志木市環境基本計画の策定及び推進にあたり、市民及び事業者の意見を積極的に反映させるために設置される組織です。環境団体の代表者など、市民や事業者で構成された組織です。

志木市環境審議会

志木市の区域における環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査、審議させる等のため、環境基本法に基づき、市長の附属機関として設置された組織です。

志木市景観条例

志木市において、市の景観形成を進めるための施策を講ずるとともに、景観法の施行に関し必要な事項を定めることにより、地域の

特性を生かした魅力ある景観形成を推進し、市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とした条例です。

志木市自然保全再生計画

志木市自然再生条例に基づき策定された計画で、50年後の未来を見据えて、人の活動によって発生する環境への影響を緩和もしくは補償するための10の計画を展開しています。

志木市自然再生条例

志木市において、市民や企業が「里親」となり、「養子」に見立てた公共の場所の面倒を見る制度です。

志木市将来ビジョン

志木市において、持続可能で未来に夢が持てるまちづくりを推進していくために策定された計画です。市の計画の中でも最も上位に位置付けられており、志木市が目指すまちづくりの重要な指針となるものです。

志木市地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、志木市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興にいたる一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関の全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定された計画です。

志木市ポイ捨て防止に関する条例

志木市における、ポイ捨ての防止について必要な事項を定める条例です。これにより、市、市民等、事業者及び市民団体の協働によるポイ捨てのない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、市民の生活環境の向上に資することを目的としています。

志木市みどりの条例

志木市における、みどりの保全及び緑化を推進するための基本的責務等を定めるとともに、みどりを保全すべき保存樹木等の指定、及び当該保存樹木等の保存に必要な行為の規

制等を定め、みどりと市民生活の調和による健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とした条例です。

資源循環、資源循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される社会です。

次世代自動車

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして、環境負荷を和らげる自動車のことです。ハイブリッド車（HV車）やプラグインハイブリッド車（PHV車）、電気自動車（EV車）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、低公害ディーゼル車などがあります。

指定文化財

文化財保護法や文化財保護条例などにより規定された文化財です。有形文化財、無形文化財、民族文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、特に重要なもので保存の必要のあるものを指定し、保護と活用が図られているものを指します。

市民力

志木市において、市民が持っている知識や経験、熱意や人のつながりなど、一人ひとりの力を指します。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うことを指します。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられた食品を指します。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する振動や道路交通振動について、許容される大きさを定めて、生活環境を保全し、私たちの健康の保護に寄与することを目的として制定された法律です。

水素自動車

水素をエネルギーにして走行する自動車のことです。

スマートムーブ

通勤、通学、買い物、旅行など、「移動」に伴うCO₂(二酸化炭素)の排出を抑え、「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提案です。

生物化学的酸素要求量（BOD）

最も一般的な水質指標のひとつです。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものです。一般的には、値が大きいほど、汚濁した水質であるといえます。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

絶滅危惧種

現在生存している個体数が減少しており、絶滅のおそれがある野生生物種のことを指します。特に、国際自然保護連合（IUCN）が定める「絶滅のおそれのある生物リスト（レッドリスト）」の絶滅危惧種カテゴリーに分類された生物を示します。このほか、日本では環境省や埼玉県が定めるレッドリストに掲載された生物種を指します。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音や道路交通騒音について、許容される大きさを定めて、生活環境を保全し、私たちの健康の保護に寄与することを目的として制定された法律です。

た 行

第一次産業

農業、林業、水産業といった、自然からの生物資源を利用し、生産や獲得をする産業のことです。

第三次産業

金融、保険、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業などといった、目に見えないサービスや情報などの生産を行う産業のことです。

第二次産業

製造業、建設業などといった、主に第一次産業で生産した原材料を加工する産業のことです。

太陽光発電システム

太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電し、その電力を日々の生活に利用するシステムです。

単身世帯

一人暮らしの世帯を示します。

地下水かん養

地表（河川や降雨）の水が地下に浸透し地下水となる現象です。

地球温暖化

地球規模で気温や海水温が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象です。異常高温（熱波）や大雨、干ばつの増加など、さまざまな気候の変化をともなっています。その影響は、季節のずれなどによる生物活動の変化や、水資源及び農作物への影響など、自然生態系や人間社会に現れています。

地産地消

地元で生産されたものを地元で消費することを意味しています。近年、消費者の農産物に対する安全、安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっています。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定した、生態系や人体、農林水産業に悪影響を与える恐れがある国外由来の種を指します。**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**

特定外来生物の飼養や栽培、保管、運搬、輸入その他の取扱いを規制し、また特定外来生物の防除等を行うことで、特定外来生物による生態系への被害を防止し、それによって生物の多様性の確保や人の生命及び身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に寄与することを目的として制定された法律です。

都市生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染や生活雑排水等による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など、都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のことです。

な 行

二酸化窒素（NO₂）

物質の燃焼によって放出されるガスです。大気汚染防止法では、特定物質として定められています。自動車、船舶、航空機などの移動発生源が、排出量に大きく寄与しています。人の健康に関しては、主に呼吸器系への影響が知られています。

野火止用水

東京都立川市の玉川上水（小平監視所）から埼玉県新座市を通り、いろは樋で新河岸川を越える延長 25 km の用水路のことです。

は 行

バイオ燃料

再生可能な生物由来の有機性資源（バイオ

マス)を原料に、発酵、搾油、熱分解などによって作られた燃料を指します。大きく分けて、サトウキビやトウモロコシなどを原料とする栽培作物系と、生ごみや下水汚泥、家畜糞尿などを原料とする廃棄物系のものがあります。

ヒートアイランド現象

都市の気温が周辺地域よりも高くなる現象です。主な原因として、アスファルト等による地表面被覆の人工化や建築物の高密度化、電気機器等の使用による排熱などが挙げられます。

東日本大震災

平成23年3月11日に発生したマグニチュード(M)9.0の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と、それによって発生した原子力発電所の事故、それらによる被害を含む大災害のことです。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。微小なため、大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼします。

や 行

余剰品登録制度

志木市において、家庭における余剰品で再利用できるものの情報を集めて紹介する制度です。廃棄する前に、「もったいない」、「譲ってほしい」と思うものがあるときにご利用ください。

4R

志木市において、環境への負荷の少ない地域社会の実現と、廃棄物資源の有効利用を図り、持続的に発展可能な社会を実現するための具体的な施策の一つとして推進している取組です。4Rには以下の4つが含まれます。

- Refuse (リフューズ) …ごみになるものは断ること

- Reduce (リデュース) …ごみを減らすこと
- Reuse (リユース) …再使用すること
- Recycle (リサイクル) …再資源化すること

ら 行

リサイクルプラザ利彩館

志木地区衛生組合による施設で、ごみ減量活動などの拠点として市民のみなさんに利用されています。

リサイクル率

一般廃棄物の排出量に対するリサイクル量の割合を示します。リサイクル量には、新聞紙やペットボトルなどの資源ごみ回収量と、粗大ごみや不燃ごみの資源化量が含まれます。

リペア (Repair)

環境への負荷の少ない地域社会の実現と、廃棄物資源の有効利用を図り、持続的に発展可能な社会を実現するための取組の一つです。「修理して使うこと」を意味しています。

緑化計画届出制度

埼玉県内で、敷地面積1,000平方メートル以上の建築行為(新築、改築、増築、移転)を行う場合に、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則に定める「緑化基準」を満たし、建築する市町村の各種条例、規則及び開発指導要綱などの基準を遵守した「緑化計画届出書」を作成し、県に提出することを定めている制度です。

第三期志木市環境基本計画

平成31年3月

発行：志木市

編集：市民生活部 環境推進課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話：048-473-1111

FAX：048-474-7009

E-mail：kankyou@city.shiki.lg.jp

HP：http://www.city.shiki.lg.jp

表紙デザイン：sone

